

【大綱4】

ともに支えあい、健康に生き生きと
暮らせるまち

大綱 4		ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	
基 本 構 想	目指すべき江東区の姿		
	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もがライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりに取り組んでいます ・高齢者、障害者をはじめ誰もが地域で支えあいながら、生きがいを持って社会に参加しています 		
基 本 構 想	施策の大綱		
	<p>全国的な少子高齢化の中、江東区においても高齢化率の上昇、単身高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の増加などにより、誰もが安心して生きがいを持って暮らせる保健・医療・福祉施策の充実が求められています。</p> <p>区民が、ライフステージやライフスタイルに応じて適切な医療を受けることができ、健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実を図ります。</p> <p>また、保健・医療・福祉のネットワークのもとで、地域で支え助け合う心を育み、地域参加のしほみを充実することにより、誰もが自立できる環境を整え、安心して暮らせる福祉施策を推進します。</p>		

基本施策 9		健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実	
施策 2 2		健康づくりの推進	主管 健康部
目 指 す 姿	区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・「健康増進計画」「がん対策推進計画」及び「食育推進計画」に基づく施策を積極的に展開してきた。 ・区民の自発的な健康づくりのため、運動習慣促進などの取組を継続する必要がある。 ・歯と口の健康週間事業や8020表彰等に取り組む、8020を目指す区民や達成者が増加している。 ・健康診断未受診者に対する個別勧奨により受診率の向上につながった。 ・食と健康づくり事業などの実施により、バランスの良い食生活を実践する区民の増加につながった。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・がん対策推進計画・食育推進計画を内包した新たな健康増進計画を策定し、より積極的に施策を展開する。 ・健康に対する関心は、高まる一方、意識と行動の乖離があることから、効果的に情報発信していく。 ・受動喫煙による健康被害への関心が高いなか、国や東京都の動向を注視し、的確に対応していく。 ・加工食品の栄養成分表示の義務化(32年)に伴い、健康食品等の選択に関わる消費者教育や啓発に努める。 ・自殺率の更なる低下のため、総合的な対策の一層の充実に努める。 			
施策 2 3		感染症対策と生活環境衛生の確保	主管 健康部
目 指 す 姿	区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・未知の感染症発生時の対応に向けて、江東区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき関係機関との調整を図り、緊急時における体制の強化が進められた。 ・デング熱・ジカ熱など海外からのなじみの薄い感染症の発生に際し、区民への的確な情報提供が行えている。 ・保育・高齢者施設等での感染症や食中毒の集団発生に対し、予防策や発生時の対応が周知徹底されている。 ・「食の安全・安心」への関心が高まり、増加した食に関する相談へ適切な対応を行っている。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・未知の感染症の発生が危惧される中、手洗い等の励行が有効な予防行為であることを効果的に周知する。 ・「予防接種ナビ」の活用や個別にはがきを送付するなど接種勧奨に努め、更なる接種率の向上を図る。 ・結核の罹患率は依然高水準であり、有症状受診の徹底や医療機関での確実な診断につなげる。 ・臨海部では、環境衛生・食品関連施設の増加が見込まれ、より一層の監視指導が急務となる。 ・外国人観光客の増加に伴い利用する宿泊施設等の申請・相談が増える見込みであり、的確な対応が必要。 			

施策24	保健・医療施策の充実	主管	健康部
目指す姿	安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・保健相談所専門職による妊婦面接・医療機関等での産後ケアを開始し、妊娠期からの支援充実を図った。 ・新生児・産婦訪問指導事業は、産後うつや児童虐待などの早期発見につながっている。 ・1歳6ヶ月健診の受診票を大幅に改定し、発達障害の支援を早期に開始できるようになった。 ・在宅医療のニーズに対応するべき手引書の作成やシンポジウムを開催し、区民の理解を促進した。 ・昭和大学江東豊洲病院の開設により、災害、救急及び周産期の対応や地域の診療所等と連携が図られた。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・三師会等関係機関及び庁内連携を進め、地域包括ケアに資するよう在宅医療の施策展開を図る。 ・妊婦面接から乳幼児健診などの結果を活用し、産後うつなどのリスク要因の把握・軽減・支援につなげる。 ・医療安全講習会等により、患者と医療機関の信頼関係の構築を継続支援する。 ・発達障害の早期発見、適切な支援のため、研修等の対象を保護者等に拡大し、理解を深める。 ・昭和大学江東豊洲病院に対し、地域医療拠点病院として、より一層、区民の安全安心の確保を求める。 			
基本施策10	誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進		
施策25	総合的な福祉の推進	主管	福祉部
目指す姿	総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる環境が整っています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度区内15箇所目の特別養護老人ホームを整備し、定員数の増加が図られた。 ・新たな生活支援サービスに取組むほか、既存事業の拡充など、障害者が地域で生活するための支援を充実することで、利用者に寄り添った施策を展開してきた。 ・相談環境整備の取組みとして、障害者支援課の窓口以案内係や手話通訳を配置し利便性向上を図っている。 ・福祉サービスについては、パンフレットや区報、ホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、その結果を公表してきた。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月末現在、特別養護老人ホームの待機者は1,179名となっている。引き続き特別養護老人ホーム等の介護施設の整備をしていく必要がある。 ・介護施設の整備については、建築費用の上昇、用地の確保等の課題があるため、公有地の活用などにより整備・定員数の増加を図っていく。認知症高齢者グループホームについても、計画に基づき引き続き整備していく。 ・介護者、当事者の高齢化等を見据え、多機能型入所施設のほか、不足している臨海部の障害者施設の整備を推進する必要がある。 ・東京2020パラリンピックの開催を恰好の機会と捉え、地域共生社会に向けた取組みの充実を図る必要がある。 ・福祉サービス第三者評価については、法的義務のない事業者の受審率が低い傾向にあることから、引き続き受審を奨励し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めていく必要がある。 			
施策26	地域で支える福祉の充実	主管	福祉部
目指す姿	地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉会館等の施設運営、地域の老人クラブ支援を通じ、生きがいや交流の場の多様化を図った。 ・高齢者の見守りに関する協定や高齢者見守り協力事業者登録制度を開始し、民間活力による新たな見守りネットワークが増加した。 ・緊急通報システムや声かけ訪問等の事業を実施し、ひとり暮らし高齢者等への見守り体制が充実した。 ・福祉の仕事相談・面接会等を主催し、区内介護事業所への就労を斡旋し、採用の成果が出ている。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口の増加とともに、団塊の世代の高齢化により、活動の担い手が減り、要介護者の量的拡大が想定される。 ・依然、人材不足が続く福祉・介護業界において、区内事業者には就労先として魅力を増す努力が求められる。 ・対象者の個人情報に配慮しつつ、地域での見守り支援活動を推進する必要がある。 ・老人クラブなど、高齢者が生きがいを持って生活できる拠点づくりに対しては、継続した支援が必要である。 ・地域住民や民間企業、関係機関などが連携した見守りネットワークの構築は、今後も推進・拡充していく。 			

施策 2 7	自立と社会参加の促進	主管	福祉部
目 指 す 姿	高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護センターにおける、福祉サービス全般の総合相談や成年後見制度の相談・支援により、認知症高齢者等が安心して生活できる支援体制の整備が図られた。 ・権利擁護センターでの成年後見制度講習会の実施や、各地域・団体に対する事業説明会の開催により、一定の制度周知が図られた。 ・就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや特別支援学校等との連携により、企業の障害者雇用の開拓や、障害者の就労定着への支援を行い、一定の成果が出ている。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き権利擁護センターにおいて、成年後見制度の相談支援を含む福祉サービス総合相談、日常生活自立支援事業等により、利用者が安心して自立した生活が送れるよう総合的な援助体制のさらなる充実を図る。 ・成年後見制度の利用促進に関しては、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、制度周知、相談体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む必要がある。 ・障害者の社会参加促進及び就労機会の確保について、民間企業、関係機関等との連携強化を図るとともに、就労定着支援についても、より一層積極的に推進していく必要がある。 			

施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧

※現状値は、長期計画(後期)策定時(平成27年9月)に判明していた数値
 ※長期計画(前期)策定時(平成27年9月)に判明していた数値
 ※長計初年度(22年度)の値が「—」となっている指標は、原則後期より新たに設定、変更した指標

長期計画(後期)における 「施策実現に関する指標」	現状値 (25年度)	長計初年度 (22年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値 (31年度)	指標担当課	目標値の設定根拠・考え方	目標値達成の見込み	【未達の場合】要因と今後の取り組み
84 自分は健康だと思おう区民の割合	69.4%	67.0%	71.1%	73.0%	72.0%	75%	保健予防課	現状値は、前期中期より2.7ポイント上昇しているが、目標値を達成することができていなかった。後期は、26万9千5百人の目標項目調査において37.9%の割合が発表されていることにより、目標値を75%とした。	未達成となる見込み	健康や講演会等を通じ、健康の維持増進の普及・啓発に努めているが、後期計画に入り、横ばい傾向であるため、目標達成は困難であると考え、引き続き啓発等に努める。	
85 運動習慣のある区民の割合	49.1%	—	48.9%	52.0%	51.1%	55%	健康推進課	現状値(26年度)が前年より下回っているが、区民アンケートの期間内容を変更したことによるものである。また、目標値(31年度)は、前期中期における目標値(10年後)が10%の半分5%増の設定だったため、後期も概ね現状値の5%UPとする。	未達成となる見込み	後期計画に入り、若年層の増加傾向にあるものの概ね横ばいで推移しているためこのままでは達成は見込めない。しかしながら目標値までの数値はわずかだが、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、区民の運動に対する意識の向上が期待される。	
86 ストレス解消法を持たない区民の割合	20.8%	22.3%	22.8%	23.7%	22.6%	15%	保健予防課	前期は22~23%台が継続していたが、26年度は20%台と目標値に近づいてきたところで、後期も前期目標値を継続し、15%とする。	未達成となる見込み	うつ等の精神疾患が増加傾向にあるため、目標達成は困難であると考え、母子保健施設の中で妊産婦のストレス不安の軽減のための事業を展開するなど、今後もうつ予防、こころの健康の普及・啓発に努める。	
87 この1年間に健康診断を受けた区民の割合	80.5%	81.7%	81.0%	83.2%	85.5%	85%	健康推進課	今後も受診率向上のための施策を実施し、引き続き高い割合を維持していく。	平成29年度で目標値を達成したが、引き続き受診率向上に努める。	—	
88 8020(ハチマルニイメール)を目指している区民の割合	45.3% (25年度)	—	62.7%	78.1%	80.8%	80%	健康推進課	乳幼児期から高齢期までライフステージごとのきめ細やかなO2O運動の普及啓発による成果として予想される数値(健康増進計画策定協議会承認)	平成29年度で目標値を達成したが、更なる向上に努める。	—	
89 パランスの良い食生活を実践している区民の割合	62.0%	73.4%	61.4%	60.2%	64.5%	78%	健康推進課	26年3月に新しく計画が策定され、数値目標ではなく、方向性を示す、という点で、計画策定協議会で了承されており、現在の食育推進計画では数値目標を設定していない。そのため、数値目標としては前期の数値目標を引き継ぐ。	未達成となる見込み	パランスの良い食生活を意識している方の割合は高いものの、実践につながるまでには、車身や共働き世帯の増加から手帳で食育にパランスの良い食生活が送られるようなPRを検討する。	
90 手洗いうがい、咳エチケットを前年している区民の割合	64.9%	69.4%	63.7%	60.7%	68.7%	80%	保健予防課	前期は目標値前後の数値で推移してきた。施策実現のためには、8割の区民には行ってもらうという行為であり、後期目標値を80%とした。	未達成となる見込み	手洗いうがい、咳エチケット、それそれを実施している割合は高いが、全てを実施するまでには至っていない。自ら行う感染症予防に関する知識の普及・啓発を継続して行っていく。	
91 予防接種率(麻しん・風しん1期)	95.8% (25年度)	96.8%	96.7%	97.8%	98%	98%	保健予防課	前期は、22年度以降目標値を超えている。また、国は特定感染症予防法で95%の達成・維持を掲げ、95%以上を目標値としている。既に前期目標値も超えていることから、後期目標値は98%とした。	—	—	
92 結核罹患率(人口10万人当たり)	20.5人 (24年)	24.3人 (21年)	18.2人 (27年)	17.3人 (28年)	—	15人	保健予防課	若狭・教員以下が、前期目標値には近づいてきていない。しかしながら、国が27年度目標15人以下を掲げていることもあり、厳しい目標となるが、後期は目標値15人とした。	未達成となる見込み	外国人や高齢者の結核発生が増加している。日本語学校の学生や高齢者施設職員への啓発に取り組む。	
93 環境衛生営業施設への理化字検査の不適合率	4.4% (25年度)	4.1%	2.3%	2.6%	3.2%	4%	生活衛生課	検査時の現場の状況が一定ではない。現場での衛生基準適合率5%を目標としているが、一層の向上を目指して%とすることを維持していく。	—	—	
94 食品施設における指導基準等不適合率	3.5% (25年度)	5.2%	2.8%	2.4%	3.0%	3.5%	生活衛生課	前期計画の目標値(%)を22年度25年度と達成しているため、後期計画は25年度の現状値3.5%を目標とする。	不適合率は目標値以下である。しかしながら、検査件数により変化することがあることから、引き続き、指導の徹底を図り、目標値以下を維持していく。	—	
95 安心して受診できる医療機関が身近にあると思おう区民の割合	70.2%	68.1%	69.6%	72.8%	76.1%	75%	健康推進課	高まる在宅療養のニーズに対応するため、在宅医療連携協議会を立ち上げ、在宅療養の支援体制づくりに取り組む。高い割合を維持していく。	在宅医療の支援体制づくりの進行や、区内病院の増加等により既に目標値に達しており、今後も増加が見込まれる。	—	
96 乳児(4か月児)健診受診率	94.2% (25年度)	92.9%	94.9%	95.4%	96.4%	98%	保健予防課	前期は96.7%から始まり、92~93%台が続き、94%台となった。目標値に到達することができていなかった。もちろん対象者自身の受診が望ましいところであるが、後期も前期目標値を継続し、98%とする。	未達成となる見込み	医療機関での個別受診や外国籍・転入者の影響により、期限までに健診が終了しない乳児が未受診となっている。未受診者に対して個別受診勧奨を更に積極的に行うとともに健康状態の把握に努めていく。	

施策 22 健康づくりの推進	主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
	関係部長(課)	健康部長(保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)

1 施策が目指す江東区の姿
区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①健康教育、健康相談等の充実	健康増進計画及びがん対策推進計画に基づいて、「食と健康」、「がん対策」、「歯と口の健康」、「親子で健康づくり」を進めます。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。
②疾病の早期発見・早期治療	各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検(健)診の結果、精密検査を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、各種検(健)診データを活用し、効果的な検(健)診実施体制の整備を図ります。
③食育の推進	食育推進計画(第二次)に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・国は24年7月に健康日本21(第2次)を、都は25年3月に東京都健康推進プラン21(第2次)を定め、両者ともに、総合的な目標として「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を掲げた。そしてその実現のため、生活習慣病の改善及び発症予防、健康を支える社会環境の整備の推進等が盛り込まれた。 ・区民健康意識調査(29年度)の結果、「自分の健康に関心がある」という回答は84%、「メタボリックシンドロームを知っている」という回答は94%とともに高いが、「普段の生活習慣をよいと思う」という回答は5割に満たないことから、意識、知識と行動の間に乖離があることがうかがわれる。 ・28年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることや、国や地方公共団体へがん教育の推進を新たに求めること等が追加された。 ・29年10月に第3期がん対策推進基本計画が閣議決定され、がん検診の目標値の引き上げや、緩和ケア・就労支援等の「がんとの共生」が目標とされた。また、都のがん対策推進計画(第二次改定)(30年4月)では、「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」「患者本位のがん医療の実現」「尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築」が示された。 ・国は、28年3月に第3次食育推進計画を策定し、食体験や共食の機会を充実させることが重要とし、健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指している。 ・受動喫煙による健康被害への関心が継続して高い傾向にある。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、受動喫煙の減少を目指した健康増進法の改正や東京都受動喫煙防止条例(仮称)の制定が議論されている。 ・19年6月に自殺対策基本法が制定された後、国・都・区が総合的に自殺対策基本法に基づく自殺対策を進めたことや、社会経済情勢における好転の兆しなどから、自殺率は低下傾向にある。 ・28年3月に自殺対策基本法が改正され、市区町村に「自殺対策計画の策定」が義務付けられた。 ・精神疾患の患者の増加により、精神保健相談の内容が多岐にわたってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。 ・生涯にわたり健康に暮らしていくため、検(健)診の受診勧奨等の意識啓発及び生活習慣病予防の重要性が、更に増してくる。 ・健康づくりの効果を向上させるためには、個人や家族・家庭単位での支援とともに、学校・職場等の生活の場や、地域コミュニティにおける健康増進活動への支援が必要となる。 ・健康づくり・食育・がん対策の施策の充実等によって区民の健康寿命の延伸が図られ、健康格差の縮小が期待される。 ・国の「がん対策推進基本計画」に掲げられたがん検診の目標受診率50%(精密検査受診率は90%)を達成するためには、一層の意識啓発が必要となる。 ・食に関する情報がますます氾濫する中、正しい知識を選択することが困難になってくる。健康寿命の延伸につなげるため、個人にあった食を選択するとともに、実践する力が必要となってくる。 ・受動喫煙の健康被害についての対策がより一層必要となる。 ・自殺対策のさまざまな取り組みにより、区民の自殺率の低下が期待される。 ・うつ等精神疾患の増加に対し、本人のみでなく周囲の気づきやストレス対処法などによるこころの健康づくりが重要になってくる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
84 自分は健康だと思ふ区民の割合	%	69.4	71.1	73.0	72.0			75	保健予 防課
85 運動習慣のある区民の割合	%	49.1	48.9	52.0	51.1			55	健康推 進課
86 ストレス解消法を持たない区民の割合	%	20.8	22.8	23.7	22.6			15	保健予 防課
87 この1年間に健康診断を受けた区民の割合	%	80.5	81.0	83.2	85.5			85	健康推 進課
88 8020（ハチマルニイマル）を目指している区民の割合	%	45.3 (25年度)	62.7	78.1	80.8			80	健康推 進課
89 バランスの良い食生活を実践している区民の割合	%	62.0	61.4	60.2	64.5			78	健康推 進課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標88：60.7%

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	3,561,420千円	3,094,643千円	3,490,369千円	0千円
事業費	3,107,508千円	2,688,244千円	2,984,629千円	
人件費	453,912千円	406,399千円	505,740千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

◆本区では、「健康増進計画」「がん対策推進計画」の策定及び「食育推進計画」に基づく積極的な施策の展開を図りながら健康づくりの推進に努めている。

【指標84】自分は健康だと思ふ区民の割合は、健診や講演会等を通じ、健康の維持増進に関する普及・啓発を行っているが、横ばい傾向である。今後も積極的な取り組みが必要である。

【指標85】運動習慣のある区民の割合は、総合的な健康づくり・体力づくり事業を健康センター等で実施しているが、ほぼ横ばい傾向であった。区民の自発的な運動習慣を促進するため、29年度に「江東区ウォーキングマップ」を作成した。

【指標86】ストレスの解消法を持たない区民の割合は、うつ予防、心の健康の重要性の普及・啓発に取り組んでいるところであるが、横ばい傾向であり、今後も積極的な取り組みが必要である。

【指標87】この1年間に健康診断を受けた区民の割合は、健康づくりへの意識啓発に努めるとともに、未受診者へ個別に受診勧奨を行う取り組みにより、目標を達成した。引き続き受診割合の向上に取り組んでいく。

【指標88】8020を目指している区民の割合は、歯と口の健康週間事業や8020表彰などに取り組んできた結果、目標を達成したが、引き続き積極的な取り組みを行っていく。

【指標89】バランスの良い食生活を実施している区民の割合は、食と健康展や食と健康づくり事業などを実施した結果、29年度は増加した。今後も積極的な取り組みが必要である。

(2) 施策における現状と課題

◆区民の健康づくりへの意識変化や健康づくりの環境変化に対応するとともに、各種検（健）診データを活用した課題の分析とその結果の施策への反映によって、自助・共助・公助による健康づくりの推進などの施策の展開を図る必要がある。◆全がんの75歳未満年齢調整死亡率（*）が23区内で男性3位、女性2位（平成27年）と高く、健康寿命が23区平均より低いなどの区独自の健康課題の解消に向け、積極的な施策の展開を図る必要がある。◆国民の二人に一人が一生の間に一度はがんにかかる時代であることから、区民一人ひとりががんに関する正しい知識を身につけ、がんとうき合っているよう、がんに関する施策を総合的に推進する必要がある。◆がん検診・健康診査の受診率向上のため、検（健）診期間の延長と個別通知の統一化及び健診会場の拡大具体的取り組みを実施してきているが、更なる検診体制の整備等一層の充実が求められている。◆8020達成者が増えるなか、70歳以上の高齢者の歯周病の問題が顕在化している。◆食の多様化が進み、栄養の偏りや食生活の乱れなどから、生活習慣病の増加が予想される。特に、中高年の男性に肥満の傾向が見られる一方、思春期女性を中心とした若年層にやせ過ぎの傾向が見られ、健全な食生活の維持が難しい。◆食と健康に対する関心は高いが、実践面での改善行動につながっていない。◆区民の自殺率は低下しているが、こころの健康の重要性の普及・啓発に積極的に取り組む等、総合的な精神保健対策の更なる継続が求められている。
*75歳以上の死亡を除くことで壮年期死亡の減少を高い精度で評価できるよう年齢構成を調整して算出した死亡率

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区健康増進計画・がん対策推進計画・食育推進計画について、現計画の最終評価及び29年度の区民健康意識調査の結果等を踏まえ、がん対策推進計画及び食育推進計画を内包した、新たな健康増進計画を30年度中に策定する（計画期間：平成31年度～35年度）。◆新計画の推進に際しては、各種検（健）診データの活用や、健康づくりをサポートする人材の発掘・育成など取り組みを進める。◆健康づくり事業に関連し、健康維持や生活習慣病予防などに効果的である運動の実践・啓発を、健康センターの指定管理者である健康スポーツ公社とさらに連携を図っていく。◆がん対策についても新計画に基づき、がんに関する施策を総合的に推進していく。◆国の子宮頸がん・乳がん検診推進事業を引き続き行う。◆検（健）診の受診率及び精密検査受診率の向上を図るため、受診に関する利便性の向上をめざし、更に検（健）診の充実を図っていく。◆今後も8020表彰など8020運動の普及・啓発に積極的に取り組んでいくとともに、高齢者の口腔機能の維持・向上に対応すべく、歯科保健事業の見直しを行い、区民ニーズにより合致した効率的・効果的な施策を展開する。◆実践中心の行動変容につながる講習会を積極的に実施するなど、全ライフステージにおいて自ら取り組める「食育の実践」に向けた施策を展開する。◆栄養指導について出生児に対するサービスに比べ、産後ママの個別ケアが不足している。母子事業として「母親栄養相談（アンケート）」を行い、個別に具体的な食事のアドバイスを行っていく。◆食品表示法（27年）施行による加工食品の栄養成分表示の義務化（32年）に伴い、健康づくりに役立つ健康食品等の商品選択の消費者教育や事業者への啓発・相談を行う。◆こころの健康に関する講演会などの啓発活動及び相談支援体制の充実を図る。◆受動喫煙の健康被害については、国や都の動向を注視しつつ、施策を模索する。

施策 23	感染症対策と生活環境衛生の確保	主管部長(課)	健康部長(保健予防課)
		関係部長(課)	健康部長(健康推進課、生活衛生課)

1 施策が目指す江東区の姿
区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①健康危機管理体制の整備	新型インフルエンザ等の健康危機に確実に対応するため、都と連携して医療体制を整備するとともに、関係機関と連携し訓練を実施する等、発生時の対応に万全を期します。また、日頃より区民及び医療機関に対し最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
②感染症予防対策の充実	乳幼児や高齢者を対象とする定期予防接種の確実な実施により、感染症のまん延を予防します。また、関係部署との連携により学校や高齢者施設などを通じ、感染症予防に関する普及・啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策に引き続き着実に取り組みます。
③生活環境衛生の確保	食品関係営業施設及び薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設への監視指導に加え、豊洲新市場など臨海部における新たな大規模複合施設等に対する事前指導、監視指導を徹底します。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、江東区新型インフルエンザ等対策行動計画を作成した(平成26年11月)。 ・ 西アフリカにおけるエボラ出血熱の大流行、70年ぶりのデング熱国内感染、ジカ熱等、新たな感染症への対応が必要となっている。 ・ 社会福祉施設等でのノロウイルス感染症・食中毒等の発生の増加、企業での風しんの流行など、集団内での感染症のまん延が問題になっている。 ・ 結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。 ・ 平成27年3月、世界保健機関により、日本は麻しんの排除状態にあることが認定された。その後は、海外からの帰国者等を発端とした麻しんが発生している。 ・ 平成28年10月より乳幼児を対象とするB型肝炎ワクチンが法定化される等、近年、法定化される乳幼児対象のワクチンの種類が増え、接種スケジュールが過密化している。 ・ 感染症等を媒介する衛生害虫等の生息域が拡大している。 ・ 犬の登録件数が増加しており、登録及び狂犬病予防接種の着実な実施が求められる。 ・ 薬事関係施設に関し、都から事務移管が行われている。 ・ 最近5年間で、外国人観光客数は、2倍以上に増加している。 ・ 食品関係・環境衛生営業施設が、南部地域を中心に増加している。 ・ 食品を取り扱う大規模イベントが増加している。 ・ 食肉の生食による食中毒が社会問題化し規制が強化された。 ・ 食品の異物混入事件が数多く報道された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥インフルエンザから病原性が高い新型インフルエンザへの変異が危惧され、国際的な人の移動の活発化に伴い、未知の感染症が発生した場合、世界的な大流行となる可能性がある。 ・ 保育施設や高齢者施設等の増加により、様々な感染症の集団発生リスクが高まる。 ・ 平成32年の青海の客船ターミナル開業による、外国からの多数の大型客船の入港や、オリンピック・パラリンピック開催などにより、海外からの感染症の流入の危険性の増大が想定され、感染症対策の強化充実が必要となる。 ・ 外国人や高齢者の結核発症の増加が想定される。 ・ 今後も定期化される予防接種の種類が増加される。 ・ 蚊など衛生害虫等によって、感染症が新たに起きる可能性がある。 ・ 近年、狂犬病の発生がないことから、予防注射の必要性が理解されず接種率が低下する恐れがある。 ・ 制度の見直しにより、医薬品の販売方法や施設運営への対応が求められる。 ・ 簡易宿所等、外国人観光客が利用する宿泊施設の相談・申請が増える。法令の改正による新たな施設も増える。 ・ 南部地域の発展に伴い、食品関係・環境衛生営業施設がさらに増加する。 ・ 短期間に営業するイベントへの食品衛生対策強化の必要性が増す。 ・ カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒の発生及び異物混入等の苦情・相談の増加が引き続き懸念される。 ・ HACCPによる食品管理の義務化等規制が強化されるので、各営業者へ衛生管理手法等について啓発する必要がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
90 手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合	%	64.9	63.7	60.7	68.7			80	保健予防課
91 予防接種率（麻しん・風しん1期）	%	95.8 (25年度)	96.7	97.8				98	保健予防課
92 結核罹患率（人口10万人当たり）	人	20.5 (24年)	18.2 (27年)	17.3 (28年)				15	保健予防課
93 環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率	%	4.4 (25年度)	2.3	2.6	3.2			4	生活衛生課
94 食品検査における指導基準等不適合率	%	3.5 (25年度)	2.8	2.4	3.0			3.5	生活衛生課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標91：100 指標92：16.6 指標93：3.1 指標94：3.6

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	2,507,032千円	2,221,529千円	2,523,207千円	0千円
事業費	1,998,935千円	1,766,186千円	1,992,016千円	
人件費	508,097千円	455,343千円	531,191千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標90】手洗い・うがい・咳エチケットの励行という感染症予防のために有効な行為は、その時点の感染症発生・流行状況に大きく左右される。

【指標91】予防接種率は、ここ数年95%以上を保ち、平成26年度には数値上は100%となったが、予防接種率の算出は、対象者と接種完了者が必ずしも一致しないため、未接種者が存在する。平成26年度に一人ひとりの子どもに合わせた予防接種スケジュールを配信する予防接種情報提供サービス「予防接種ナビ」を開始する等、引き続き未接種者への積極的な接種勧奨をはかっている。

【指標92】結核罹患率については、徐々に減る傾向を見せているものの、未だ目標に届いていない。

【指標93】環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率は、検査の時期等により不適合件数が異なり、目標値を下回っているものの、変動がある。

【指標94】食品検査における指導基準等不適合率は、検査件数により異なるが、目標値を下回って変動している。

(2) 施策における現状と課題

◆デング熱・ジカ熱等の海外からの新たな感染症の国内発生、ノロウイルス等の集団発生、食の安全等の不安が高まる中、生命と健康を自ら守ることの重要性を区民は気にかけている。マスクの着用、手洗いの徹底など感染症予防に関する知識、及び各々の疾患に関する正しい知識の普及啓発が常に必要である。◆法定予防接種の未接種者への接種勧奨等、引き続き予防接種率向上へ向け、着実に対応していくことが必要である。◆結核は過去の疾患である、との間違った認識から症状があっても受診しない患者、咳や痰等の症状があっても結核を疑わず診断に至らない医療機関が問題となっている。そのため、有症状受診の徹底や、医療機関での確実な結核診断についての、普及・啓発が必要である。◆臨海部では、数多くのイベントが催され大勢の来場者がある中、食中毒の発生が危惧され、また食品への異物混入等に関する報道が増え、区民の「食の安全・安心」への関心は高い。◆営業者への適正な対応が求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成26年11月に作成した江東区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、未知の感染症の発生時は速やかな対応ができるよう平時から万全な体制を整えておく。◆区民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚と予防の実践が図られるよう、感染症予防に関する区民への一層の知識の普及に努め、今後も引き続き、保育園や高齢者施設など集団施設での感染予防策の普及啓発活動を中心に、感染予防の重要性を区民に周知していく。◆新たに法定化が検討されている予防接種もあり、今後も国の動向を注視しながら、円滑に導入していく。◆結核の罹患率低下のため、早期発見による確実な治療の実施、発生時の接触者健診の充実等を引き続き確実に実施していく。◆飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効率的かつ効果的な監視指導及び消費者への正しい知識の普及を図っていく。

施策 24 保健・医療施策の充実	主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
	関係部長(課)	健康部長(生活衛生課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)、こども未来部長(子育て支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	高まる在宅医療に対するニーズにこたえるため、医師会等関係団体と協力し、在宅医療体制の充実を図るとともに、医療機関及び介護事業者等による連携を推進します。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、人口増加の著しい南部地域における保健施策の充実のため、保健相談所の拡充を図ります。
②母子保健の充実	乳幼児の発育発達状況の確認、疾病や障害の早期発見、早期支援等、母子保健の根幹となる施策を医療機関や療育機関等、関係機関との更なる連携強化により確実に実施します。また、孤立した子育て等により育児支援を必要とする親が多いことから、虐待予防の観点からも新生児産婦訪問の確実な実施、乳幼児健診や発達相談等における専門相談の充実を図り、妊娠から一貫した母子保健施策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月医療介護総合確保推進法が施行され、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制づくりが求められ、平成30年4月までに、すべての区市町村が、医療と介護の連携事業を実施することとなった。 平成26年医療法が改正され、地域にふさわしい病床の機能分化・連携を推進していくため、都道府県は地域医療構想を策定することとなり、東京都は平成28年7月に策定した。 区民は受けた医療や治療の内容について、気軽に相談できる窓口を求めている。 東日本大震災以後、災害医療への関心が高まり、平成26年に、東京都は災害医療体制の見直しを行った。 平成26年3月、南部地域の人口急増に伴い高まる周産期医療や小児医療のニーズに対応するため、女性とこどもにやさしい病院として「昭和大学江東豊洲病院」を整備した。これにより、二次救急医療・周産期医療の提供や災害拠点病院としての機能が確保された。 南部地域の急速な開発等に伴い出生数が増加するとともに、初産年齢の高齢化に伴い低出生体重児等のハイリスク出産が増えている。 核家族化等により孤立した子育て世帯に対し、妊娠期からの継続した支援が必要である。 平成28年度から、厚生労働省の告示に基づき妊婦健診にHIV抗体検査及び子宮頸がん検診を追加した。 平成28年5月に発達障害者支援法が改正され、発達障害の早期発見、適切な発達支援、生活支援が求められている。 平成28年度に母子保健法が改正され、母子保健施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資することが明記された。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後高齢者等の増加に伴い、病院と地域の医療機関の役割分担が進むことで、在宅療養に対するニーズが高まる。そのため、医師会等関係団体と協力した在宅医療体制の充実が求められている。 医療相談窓口寄せられる相談の内容は、今後一層多様化する。 昭和大学江東豊洲病院のNICU(新生児集中治療室)において、高度な新生児・周産期医療が提供されており、ハイリスク妊婦やNICUからの円滑な退院支援に係る地域医療連携の必要性などのニーズが高まる。 江東区の乳幼児数は南部地域を中心に増加傾向のまま推移することから、周産期医療や小児医療のニーズが高まる。 孤立して子育てをしている世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、切れ目ない母子保健施策が望まれる。 発達障害児への発達支援や生活支援がより重要となってくる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
95 安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	%	70.2	69.6	72.8	76.1			75	健康推進課
96 乳児（4か月児）健診受診率	%	94.2 (25年度)	94.9	95.4	96.4			98	保健予防課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標96：95.4

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	1,544,491千円	1,364,503千円	1,595,160千円	0千円
事業費	1,014,729千円	890,170千円	1,026,081千円	
人件費	529,762千円	474,333千円	569,079千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標95】安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合は、増加傾向にあり、目標に達した。区内の動向では、平成26年に開院した昭和大学江東豊洲病院は、26年11月東京都災害拠点病院、27年9月東京都指定二次救急医療機関、27年12月周産期連携病院、29年8月地域医療支援病院に指定され、平成29年に大規模リハビリテーション専門病院が区内で開院した。

【指標96】乳児（4か月児）健診受診率は逡増傾向にあるものの、医療機関での個別受診、外国籍や転入者の影響により期限までに健診が終了しない乳児が未受診となっている。未受診者に対し訪問等を通じ、個別受診勧奨を更に積極的に行い目標値へ近づけていく。

(2) 施策における現状と課題

◆地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、多職種の連携等、在宅療養を円滑に行える体制づくりを進める必要がある。◆在宅医療に関する理解を促進するため、手引きの作成や区民学習会を開催している。◆区民からの医療相談には、医療機関からの説明が理解できず悩んでいる相談や苦情がある。◆昭和大学江東豊洲病院では質の高い周産期医療及び小児医療の提供、救急医療の提供や防災拠点病院としての機能が確保され、地域医療機関との連携も図られている。◆平成28年度から、区内4保健相談所において専門職による妊婦への面接及び医療機関等での産後ケアを開始し、妊娠期からの支援を充実させた。◆新生児・産婦訪問指導事業は、産後うつ病質問題の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義が大きくなっている。◆乳児健診は、疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割も大きくなってきている。◆発達障害の問題が明らかになりやすくとされる1歳6か月児を対象とする健康診査受診票の大幅な改定により、必要な支援を早期に開始できるようになった。また、学童期前までの母子保健対策をまとめた「母子保健事業の手引き」を作成し、地域との連携がより確実なものになるよう努めている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆在宅医療の推進については、三師会・訪問看護ステーション等関係機関及び市内連携を進め、地域包括ケアに資するよう在宅医療の施策を展開していく。◆区民の理解促進については、区民学習会やシンポジウム等を通じて在宅医療について広く啓発していく。◆医療的ケア児の支援に関して、医師会と連携を図り小児の在宅医療を推進していく。◆医療相談窓口寄せられた相談や苦情を、医療機関を対象とした医療安全講習会で実例として挙げ、患者対応のさらなる向上を促している。今後も継続して患者と医療機関との信頼関係の構築に努めていく。◆昭和大学江東豊洲病院が地域医療の拠点病院として区民の安全安心を確保できるように、病院運営協議会等で必要な意見を述べていく。◆妊婦への面接及び産後の支援を通じ、出産・育児への不安を軽減し、安心して子育て出来る環境を整備していく。◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦面接、新生児訪問、乳幼児健診等の結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいく。◆発達障害児対策については、医療機関関係者や保育士、幼稚園教諭等を対象に実施してきた「発達障害児対応研修会」を今後は保護者等を対象に実施する。

施策 25 総合的な福祉の推進	主管部長(課)	福祉部長(福祉課)
	関係部長(課)	福祉部長(長寿応援課、地域ケア推進課、介護保険課)、福祉推進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉園)、健康部長(保健予防課)、こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿

総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

2 施策を実現するための取り組み

①相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした長寿サポートセンター（地域包括支援センター）や障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
②在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護状態にならないよう防止策を講じます。
③入所・居住型施設の整備・充実	高齢者地域包括ケア計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
④質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として介護保険及び医療制度が改正された。 平成27年度からの介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援サービスの充実強化）や、新しい総合事業の円滑な運営及びサービス提供者の拡充などきめ細かい対応が必要となっている。また、特別養護老人ホームの新規入所者が平成27年4月より原則要介護3以上に限定されたことなどから、在宅生活の継続に向けた体制づくりが求められている。 平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を目的として、介護保険法等31本の法律が改正された。 介護保険の認定者数、施設及び居宅サービス利用者数を平成25年3月末と30年3月末で比べると、1.3倍、1.1倍、1.3倍となっており、介護サービスに対するニーズが高くなっている。 平成23年6月に障害者虐待防止法が制定され、平成24年10月に施行された。また、平成25年4月には、対象を難病患者等に拡大したほか、制度の谷間のない支援の提供等を目的として、障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正施行された。また、法施行後3年を目途とした見直しが行われ、新たな福祉サービス等が創設された。 平成25年6月に障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行された。平成26年1月には障害者権利条約が批准された。 保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用し、情報提供を行うことで、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。 区民の生活環境やライフスタイルに合わせた福祉サービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上が求められている。 平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 区の高齢者人口は11万人を超え、増加傾向は今後も続く。介護予防事業により要支援・要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者の加齢に伴い、要支援・要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援の仕組みの強化が必要となる。 制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指し、2020年代初頭の全国展開を目指す国の改革工程に沿って地域づくりが進められていく。 平成30年度からの介護保険制度の改正に伴い、平成30年8月より高額所得者の利用者負担の3割への引き上げ、平成30年10月より福祉用具貸与の上限額設定などが行われる。 新たなサービスの創設など、支援の充実を図る制度改正に対して柔軟な対応が求められる。 障害者差別解消法については、相談・紛争解決の体制整備や関係機関の連携に向けたさらなる取り組みが必要となるとともに、障害者の権利擁護促進が求められる。 障害者本人とその家族の高齢化により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと、通所施設、入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。 福祉サービス第三者評価受審施設の増加により、福祉サービスの質の改善・向上が図られる。また、インターネット等から得られる評価結果を活用して自分に合ったサービス利用の検討ができる。なお、平成31年度から、地域密着型3サービスの受審補助率が他のサービスと同様に、現在の10/10から1/2に変更となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
97 保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合	%	46	46.1	46.6	44.7			60	地域ケア推進課
98 要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	84.4 (25年度)	83.9	83.5	82.9			—	介護保険課
99 要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合	%	65.5 (25年度)	68.1	68.0	67.8			—	介護保険課
100 入所・居住型の介護施設の定員数	人	2,575 (25年度)	2,588	2,716	2,716			2,811	長寿応援課
101 福祉サービス第三者評価受審施設数の割合	%	95.8 (25年度)	85.3	74.0	79.6			100	福祉課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標98：84.2、指標99：67.3、指標100：2,588、指標101：78.3

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	47,101,130千円	45,372,295千円	50,989,841千円	0千円
事業費	46,176,254千円	44,543,534千円	50,013,624千円	
人件費	924,876千円	828,761千円	976,217千円	

※本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計である。

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標97】保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合は、ほぼ横ばいである。平成30年4月に冬木長寿サポートセンターをより多くの高齢者が訪れる深川ふれあいセンター内へ移転し、主に地域の高齢者に対してセンターの周知向上を図った。また、各長寿サポートセンターにおいても、独自の地域活動やPRにより、認知度の向上に取り組んでいる。

【指標98】高齢者人口の増加に伴い、加齢による要支援・要介護状態になる割合も増加傾向にあるため、指標値は微減状況が続いている。

【指標99】要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合は7割に満たない値で推移している。地域包括ケアシステムの構築・介護サービスの多様化により、今後も在宅サービス利用者の割合は増加していくものと予想される。

【指標100】29年度は、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備着手に向けた検討を進めたものの、入所・居住型の介護施設の定員数は2,716名のままとなった。

【指標101】受審率は前年度比5.6ポイント増加した。なお、平成29年度より認定こども園が受審対象として追加された。

(2) 施策における現状と課題

◆特別養護老人ホームは、区内に15か所整備が完了し、引き続き整備を進めていく方針である。平成30年3月末現在、入所待機者数は1,179人となっており、そのうち要介護3以上の人数は967人となっている。◆認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、平成26年度に1か所竣工し、18か所となっている。◆要支援・要介護高齢者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護施設は、区内に4か所あるが、深川南圏域が未整備である。◆平成29年4月から長寿サポートセンターを区内21ヶ所に拡充し、体制変更に伴う積極的なPRをおこなったが、引き続き認知度の向上に取り組んでいく必要がある。◆平成25年度から地域ケア会議を、平成28年度から区民・医療・介護・福祉等の関係者による地域包括ケア全体会議を開催している。地域ケア会議では、抽出した地域課題を具体的な取り組みへ結びつけていくことが課題となっている。地域包括ケア全体会議では、「江東区版地域包括ケアシステム」の実現に向けて、多職種での連携体制の構築が課題となっている。◆介護予防事業については、平成28年度から認定者を除く高齢者全員を対象に介護予防対象者把握・啓発のための「いきいきセブチェック」を作成したが、十分に活用されていないため、引き続き認知度向上に取り組んでいく必要がある。◆障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象が難病患者等にも拡大されたため、適切に対応していく必要がある。◆福祉サービスについては、パンフレットや区報、ホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、その結果を公表してきたが、法的義務のない事業者の受審率が低い傾向にあることから、引き続き受審を奨励し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆高齢者が住みなれた自宅や地域で、日常生活を営むことができるよう、多様な機能や対応が可能な介護基盤等を整備する必要がある。一方、施設整備は介護保険料の増加に影響するため、計画的に進める必要がある。◆区内15か所目となる特別養護老人ホームが平成28年11月に開設したが、引き続き、新規の施設整備計画の具体化に努めていく。◆認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設については、引き続き事業者参入を促す。◆介護保険制度の改正で、長寿サポートセンターに期待される役割がさらに大きくなるため、長寿サポートセンターの強化を図っていく。◆地域ケア会議については、引き続き地域課題の把握に努め、地域包括ケア全体会議を通じた具体的な施策提言をおこなっていく。◆総合事業の対象である高齢者に、有する能力に応じた柔軟な支援を行うことで自立意欲の向上を図り、地域で支援を必要とする他の高齢者の支え手となるよう、効果的な事業実施に取り組んでいく。◆障害者総合支援法に基づき、難病患者等も含め、より適切な障害福祉サービスを提供していく。◆質の高いサービスを安定して提供できるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促し、事業者サービスの改善・向上を図る。また、平成31年度から、地域密着型3サービスの受審補助率が他のサービスと同様に、現在の10/10から1/2に変更となる。

施策 26 地域で支える福祉の充実	主管部長(課)	福祉部長(長寿応援課)
	関係部長(課)	福祉部長(福祉課、介護保険課)、福祉推進担当部長(障害者支援課)

1 施策が目指す江東区の姿
地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み	
①高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	老人クラブ活動の育成・支援をはじめ、社会貢献活動、社会参加、健康づくり、仲間づくり等の活動を支援し、異世代との交流機会の提供に努めます。また、ボランティア活動やシルバー人材センターの充実、就業情報の提供などにより、高齢者の能力活用を推進します。
②福祉人材の育成	高齢者や障害者の福祉サービスを支える人材の確保を支援するとともに、シニア世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。
③地域ネットワークの整備	地域住民やボランティア、民間事業者、地域包括支援センターなどの連携により、地域の見守りネットワークを整備するなど、年々増加するひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みを構築します。また、地域で支える福祉に対する区民の理解を深めるための意識啓発を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度は、サービス利用者の増加とともに介護給付費の伸びが著しいことから、制度の安定的・持続的な運営を図ることが重要な課題となっている。 すべての自治体が、平成29年度までに「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始した。 改正個人情報保護法が平成29年5月に施行され、5,000件以下の個人情報を取り扱う地域の見守り団体等も法の適用を受けることとなった。 事業の実施にあたり、事業者だけでなく、ボランティアやNPO等を含めた多様な主体による、交流サロンや安否確認、家事援助等の生活支援サービスの提供が求められている。 高齢者、現役世代、地域のそれぞれのニーズを把握し、地域資源の活用に結びつける役割をもつコーディネーターを配置し、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりを支援するための、協議体の設置が求められている。 障害者自立支援法が、平成25年4月に「障害者総合支援法」に改正された。 将来介護が必要になった際にどこで生活したいかを尋ねた調査では、一般高齢者で44.1%、二次予防対象者で42.1%、軽度要介護認定者で49.2%が「在宅」と回答し、要介護認定者に同様の質問をした結果、51.0%が「在宅」と回答しており、生涯を慣れ親しんだ住居で過ごすことを希望する高齢者が多い。 力を入れるべき高齢者施策を尋ねた調査では、「家族介護者の負担軽減」40.2%、「ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくり」が39.4%、「健康づくり・介護が必要にならないための支援」が38.4%と上位となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 区の高齢者人口は11万人を超え、増加傾向は今後も続く。こうした中、ますます、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれ、「自助」「互助」「共助」「公助」の推進と連携がより一層重要になってくるが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた「互助」機能の低下が懸念される。 今後とも継続的に増加する介護需要に応え、所要の介護従事者を確保しなければならない状況が続く。介護従事者の処遇改善や潜在的な就労者の掘り起こしを不断に行っていかなければ、介護従事者不足のためサービス供給が不安定になる可能性がある。更に、平成27年度の介護保険制度改正により「新しい総合事業」が創設されたことから、それを担う介護人材、ボランティア等の確保がより一層重要になってくる。 生活の場を職場から地域に移すシニア世代が「自助」「互助」に積極的に取り組み活躍していくための仕組みづくり、コーディネーターによる調整が必要となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
102	生きがいを感じている高齢者の割合	%	69.5	68.2	69.4	65.6			75	長寿応援課
103	福祉ボランティアの登録者数	人	6,877 (25年度)	6,873	6,259	6,133			8,134	長寿応援課
104	地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合	%	29.8	27.8	27.4	27.8			40	長寿応援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標103：6,978

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	1,976,066千円	1,766,224千円	1,427,520千円	0千円
事業費	1,759,986千円	1,571,629千円	1,216,649千円	
人件費	216,080千円	194,595千円	210,871千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標102】生きがいを感じている高齢者の割合が微減となっているため、より多くの高齢者が積極的に地域行事や社会貢献活動等に参加できるよう、継続的に支援していく。

【指標103】ボランティアの登録者数は減少しているが、ボランティア活動を推進するため、入門講座、養成講座、ボランティア相談、ボランティア団体への助成、及び児童・生徒のボランティア福祉体験学習等様々な事業を行い、ボランティア登録数の増加に繋げていく。

【指標104】地域とのつながりが希薄化している社会背景もあり数値が減少しているが、地域主体の高齢者見守り事業等を支援することにより、高齢者の社会的孤立を防ぐ。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場を確保するため、福祉会館・ふれあいセンターの改築・改修工事を順次行った。単なる居場所づくりだけでなく、介護予防活動や自主活動支援の地域拠点としていく。◆福祉人材の確保・育成のうち、人材確保については、「福祉のしごと 相談・面接会」の実施で就労に結びついた方が延251名おり、一定の効果がでている。平成29年度より介護事業所等就労準備金助成事業を開始した。人材育成については、地域包括支援センターで介護支援専門員向け研修を実施している。さらに、平成24年度からは区内介護事業所の介護職員等を対象とした研修事業を開始し、平成29年度は15講座延524名が受講した。◆退職後のシニア層が趣味や生きがいづくり活動だけでなく、高齢者支援施策や「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の担い手として活躍できる場をつくる必要がある。◆ひとり暮らし等の高齢者が、住みなれた地域で生活をするためには、高齢者見守りサポート地域活動の区内全域への拡大と、民間事業者との連携による見守り体制の構築が重要だが、個人情報への取扱いに対する過剰反応が阻害要因となっている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成26年度から福祉会館に指定管理者制度を導入した。平成31年度以降も民間事業者の創意を生かした施設運営を目指し導入の検討を継続する。◆福祉人材の確保・育成について、「福祉のしごと 相談・面接会」は、地域密着型の面接会として、関係団体（東京都福祉人材センター、江東区社会福祉協議会、ハローワーク木場）と連携して実施していく。また、介護職員向け研修の実施と就労希望者向けの就労支援を実施することにより、福祉人材の育成及び確保を図り、介護サービスの質の向上を目指していく。◆シニア層が地域における福祉の推進役として活躍できる体制を構築し、社会的役割を担うことにより、生きがい創出や介護予防につなげる。◆地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの一環として、平成25年度より「高齢者見守り協力事業者登録制度」を開始した。また、見守り協定を締結するなど、行政機関と住民組織による見守りだけでなく、民間事業者との連携強化を推進する。

施策 27 自立と社会参加の促進	主管部長(課)	福祉部長(地域ケア推進課)
	関係部長(課)	区民部長(区民課)、福祉部長(福祉課)、福祉推進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉園)、生活支援部長(医療保険課、保護第一課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)

1 施策が目指す江東区の姿
高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み	
①権利擁護の推進	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。
②障害者の社会参加の推進	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。
③健康で文化的な生活の保障	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区権利擁護センター「あんしん江東」では、成年後見制度推進機関として同制度の利用を促進するための普及啓発及び相談業務、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった認知症高齢者・知的障害者等の日常生活自立支援事業を実施している。また、法人後見、法人後見監督人の受任をしている。平成24年4月の老人福祉法の改正により、市民後見人の養成、活用推進が市区町村の努力義務となった。 平成28年5月には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市区町村は成年後見制度の利用促進のため、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとなり、そのための基本的な計画を作成することが努力義務となった。 日常生活自立支援事業及び福祉サービスの総合相談の需要が増加している。また弁護士・司法書士による専門相談を実施しているが、区民ニーズは複雑化、多様化しており、福祉サービスの利用、権利擁護、成年後見制度、遺言、相続のほか、虐待に関連する相談も増加している。さらに身寄りのない高齢者の緊急入院による後見相談、セルフネグレクトによるゴミ問題の相談も寄せられている。 雇用情勢は依然として厳しいが、ハローワークを通じた障害者の就職件数は伸びている。平成28年度には全国ペースで3.4%増となり、8年連続で過去最高を更新している。 居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、精神障害者、配偶者暴力、薬物依存等の問題をかかえる者への支援として生活自立支援事業を実施している。 高齢者の金銭管理について、当事者のみならず、サービス事業者や各種関係機関からも、適切な支援を求める声が強まってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口や認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な高齢者等が増加するため、高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が必要になってくる。また、権利擁護センターを基軸とした関連機関との連携、総合的、一体的な支援を実施するための同センターの機能強化とともに、後見人の質や人材の確保を図るため、地域の特性を活かした後見人の支援、市民後見人候補者の育成が求められる。 家族関係が疎遠となり、身寄りがいても関わりを拒否するケースが増加し、行政以外の支援者がいない高齢者等が増えることにより、区の行政負担が増大する。 精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象となったことに伴い、法定雇用率が今後さらに順次引き上げられる予定であり、多くの障害者就労ニーズに対応可能なさらなる柔軟な組織運営が求められることとなる。 福祉事務所では様々な問題をかかえる被保護世帯に対して、生活自立支援員などの専門知識と経験を持つ職員が対応することで、問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続して図っていく必要がある。 生活保護受給者や生活困窮者に対して、早期に就労支援等に結びつけ、自立に向けたきめ細かな支援が求められている。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
105 権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	%	28.1	28.8	30.7	29.7			35	地域ケア推進課
106 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数（累計）	人	304 (25年度)	390	470	551			460	障害者支援課
107 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者の定着率	%	58 (25年度)	55	61	60			60	障害者支援課
108 生活保護受給者等の就職決定率	%	36.1 (25年度)	52.3	40.8	37.2			38	保護第一課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標106：343、指標107：57、指標108：44.7

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	112,949,855千円	100,993,407千円	100,724,563千円	0千円
事業費	110,617,890千円	98,905,587千円	98,327,535千円	
人件費	2,331,965千円	2,087,820千円	2,397,028千円	

※本施策の施策コストは、一般会計、国民健康保険会計及び後期高齢者医療会計の合計である。

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標105】成年後見制度の申立て支援件数増加など制度利用が進んでいるが、指標は横ばいとなっている。今後も目標達成のため、他の事業周知の機会を捉えて実施する等、事業周知の機会をさらに増やす。

【指標106】平成30年4月1日に実施された障害者法定雇用率引き上げに伴い、民間企業が障害者雇用に積極的に取り組んでおり、当センターを通じて就職した障害者数についても、目標値を達成し、順調に推移している。

【指標107】就職した障害者については、定期的な企業訪問等定着支援を実施した結果、目標値の60%を維持している。今後とも就労移行支援事業所や特別支援学校等関係機関との連携を強化する等の取り組みにより、目標値達成の維持に努める。

【指標108】生活保護受給者等の就職決定率は、前年度と比較して低下した。これは就労準備支援事業における就職決定率が依然として低調であることに加え、生活保護受給者の就職決定率が低下したことが主な要因である。平成26年1月の就職サポートコーナーの開設以来、福祉事務所とハローワークの連携による就労支援により、早期に就労可能な生活保護受給者は就労決定につながった。しかし、一方で開設から4年余が経過し、早期に就労できる者が少なくなり、精神疾患や膝痛、腰痛といった就労阻害要因を抱える者が相対的に増加したことから、1年以上継続して就労支援を行っている者が多くなっている状況である。就職サポートコーナーの利便性を図りながら、就職サポート運営協議会を開催するなど、ハローワークとの連携強化に努めている。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢化が進展する中、身寄りがなく認知症等により判断能力の十分でない高齢者が急増している。今後も福祉サービスの総合相談件数や日常生活自立支援事業の需要の増加が予想される。高齢者等が地域で安心して暮らしていくための相談支援体制の充実が求められる。◆障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきた。合わせて、障害者の特性に応じた障害福祉サービスの提供や就労相談等の支援体制の充実も課題である。◆生活保護受給者等に対する就労支援員による支援や就労準備支援事業、就職サポートコーナーの開設などにより、多角的な観点からの就労支援態勢は整ってきている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆判断能力が十分でない高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、高齢者等虐待の早期発見や関係者支援のための相談体制の強化などに取り組み、高齢者等の権利擁護を推進する。また市民後見人をはじめ成年後見制度の活用を含めた権利擁護の推進や、専門相談及び福祉サービス利用に関する総合的な支援体制の充実を図る。◆障害者計画・障害福祉計画に基づき施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実を図る。◆優先調達推進法に基づき、行政各部署における福祉施設等への業務発注機会の拡大に取り組み、利用者工賃のアップを図る。◆生活保護の必要な人には、確実に生活保護を実施するとともに、受給者の状況に応じた就労施策による自立を促進するなど、社会復帰への取り組みを進める。◆平成27年度から生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を開始したが、今後も関係各課及び関係機関とのネットワーク会議を定期的に開催し、連携を図ることにより、生活困窮世帯の自立に向けた支援事業を効果的に実施する。

《外部評価委員会による評価》

3年間の総括評価	
委員	評価内容
ア	<p>健康部と福祉部を中心に、区民視点できめ細かに施策が実行されていることに敬意を表したい。特に、人口が増加する中で、健康診断を受けた区民の割合、予防接種率、乳児健診受診率などの指標が、少しずつだが着実に改善され、目標値に近づきつつあることは評価されて良い。また、特別養護老人ホームの整備を進めたり、要支援・要介護状態でない高齢者の割合がわずかだが減少したり、取り組みの成果も現れているように思われる。</p>
イ	<p>基本施策9については、指標として区民の自覚形成と行動の変化に依存するものが選択されているため、施策の成果が上がっても指標に示されない不都合な状態にある。ただ、質疑等からは、明確な課題認識のもとに、体制整備と多種多様の工夫が行われてきていることがうかがわれる。</p> <p>基本施策10については、施策25において、需要の増大、政策の転換に対応して、その具体化に区独自の工夫を加えつつ、真剣な対応が進んでいることがうかがわれる。施策26においては、既往の取り組みの着実な実施に加えて、見守りネットワークなどの進展があることがうかがわれる。施策27においては、対象者との密着を基本とし、関係主体との連携による新しい試みの導入とその地道な実施を通じて見るべき成果もたらされていることがうかがわれる。</p>
ウ	<p>「施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧」において、目標値達成の見込みが「未達成となる見込み」の施策が多い。なぜ、未達成になったのかの要因分析を行うと共に、指標そのものが妥当であったのかという点を検討していく必要がある。</p> <p>施策の内容が総花的なところがあり、江東区としての課題は何か、それを解決するために何を行うのかという点で観た場合に、施策の内容やその実現のための取り組みを区が行うのかという点が、十分に区民にわかるような形で示されていない。</p>
エ	<p>施策22をはじめ、目標到達度が未了に終わっている指標が総体的に目立つ。指標設定の現実性などの問題も含め、再検証の必要があると考える。しかし、各施策とも、内容としてはきめ細かに安定して展開されていると評価してよいと考える。</p> <p>また、医療・保健機関等の区内ネットワークづくりにも注力している跡が確認でき、その意味では、健康医療のための重層的な体制づくりに向けて一定の成果があったといってよいと考える。</p> <p>権利擁護についても、特に障害者の就労支援については、事業者との連携などの手法に特筆すべきものがあり、総じて優れた取り組み、誠実な取り組みが展開されている。</p> <p>一方で、区民モニターの意見などでも多く見られるように、区としての健康推進、医療提供、権利擁護について、マス＝広く情報を行き届かせる対象、ターゲット＝特に個別の情報内容について知っておいてほしい対象、それぞれに対する周知がまだ不十分に見受けられる。</p>
オ	<p>健康分野に関しては、意識と行動がすぐに結びつくわけではないため、成果指標では成果は読みづらいが、「健康増進計画」「がん対策推進計画」「食育推進計画」等に基づく健康への注意喚起が行われ、健康づくりのための仕掛けづくりを意識した取り組みが行われた点は評価できる。また、感染症対策、保健相談等の支援の充実も図られてきた。</p> <p>特別養護老人ホームの整備による定員増加、福祉人材の確保に向けた取り組みも一定の成果を上げている。高齢者の見守り活動についても、民間活力による新たな見守りネットワークの構築がなされてきている点は評価できる。ただし、特別養護老人ホームについては待機者が多く、その解消の方向性について、用地が限られた中での区内を念頭に考えるのか、近郊での整備の余地が無いのかについては、検討の余地はある。</p>
カ	<p>施策22の実現を目指すための「健康増進計画」「がん対策推進計画」「食育推進計画」を積極的に取り組んだこと、8020を目指す区民の増加、健康診断の受診率の増加は評価できる。</p> <p>施策23では、インフルエンザ等への緊急時の体制の強化、感染症に対する区民への情報提供などは評価できる。</p> <p>施策24では、妊娠期からの支援の充実、新生児・産婦訪問指導事業による産後うつや児童虐待の早期発見につなげたこと、発達障害児の早期の支援など評価できる。</p> <p>施策25では、特別養護老人ホームの整備による定員増は評価できるが、待機者1,179名の解消は急務である。</p> <p>施策26では、指標上はすべて未達成であることから、指標の内容を含めて検討を要する。</p> <p>施策27では、認知症高齢者等の相談等の支援体制の整備が図られたことは評価できる。この施策は様々な福祉サービスが予算額の大半を占めていることもあり、その内容の評価が指標上からはできない。</p>

今後の取り組みへの提言	
委員	評価内容
ア	<p>大綱4は事業費規模で全体の56%、人件費を含むトータルコストで全体の53%を占める施策群であり、今後もその急速な増加が予想される。区民にとってより良いサービスを提供することは望ましいことだが、財政と社会保障に持続可能性をどう維持するかはの視点も重要であり、計画についても外部評価における説明についても、その点がやや不十分のように思われた。全国の自治体のベスト・プラクティスに学び、どうすれば費用抑制ができるか区をあげて検討し、次期長期計画に活かしていただきたい。</p>
イ	<p>基本施策9については、肉体・精神の健康上のリスクをはらむ対象を特定し、その捕捉、これへの情報提供及び直接の働きかけを効果的なものにし、対象の行動変容をもたらすという達成困難な課題を追いかけるといふ宿命がある。現行の目標値の達成に拘泥は不要であり、専門職としてのネットワークの活用、貪欲な情報収集等を通じて、どんどん新しい取り組みを発想し、進めてもらいたい。</p> <p>基本施策10については、困っている人、弱い立場にある人とその家族が、もれなく区が用意している制度を利用でき、サービスを受けることができているよ、と区民に胸を張って言えることが施策の出発点であり、かつゴールであると考える。この点に十分留意してもらいたい。</p>
ウ	<p>目標値の達成が「未達成となる見込み」の施策については、指標の設定に課題があるものもある。目指す姿を実現するために区が取り組んでいることがどのくらいできているのかなど、区が実施していることの成果がわかるような指標の設定が必要である。</p> <p>区の現状分析から、何が課題なのかを明確にして、事業の優先付けを行う必要がある。福祉、医療の領域は、財政的な負担も大きいと共に、ニーズを満たすためにはある意味で天井がない領域でもある。事業の優先付けや重点化などを行うと共に、区として行うべき部分、自助、共助で行うべき部分を区民が理解できるような形で説明し、実施していくことが必要である。</p> <p>施策23については、オリンピック・パラリンピックや観光振興に伴う外国人観光客の増加への対応としての感染症対策の視点も、「的確な対応」の内容としては必要な視点である。</p>
エ	<p>医療、保健、権利擁護など、本大綱で重要なことは、施策対象者(サービス利用者)が、自分たちが困っていることについてメリットを実感できるかどうかに尽きる(これこそが本大綱の最も集約的なアウトカム指標といえる)。その意味で、保健、医療、権利擁護各領域について、施策の対象者をもう一度整理して、コミュニケーション方針を立てて、アプローチ強化等、必要な改善を早急に進めていただきたい。</p>
オ	<p>5つの大綱の中で一番コストを要している大綱ではあるが、金額的には区のコントロール不能な部分も相当額ある。社会保障・医療関連での支出が大きな部分を占めており、将来、財政を逼迫することにならないよう、その削減につながるような観点から仕掛けづくりをしていくことが重要である。区がサービス提供するという意識より、自助・共助の促進のための仕組みづくりへのシフトを考える必要がある。</p> <p>健康関連については、健康増進・がん・食育の取り組みをバラバラとするよりは、共通する事項に関しては連携を図ることにより効果的な取り組みとなるものもあると考えられるため、留意が必要である。</p>
カ	<p>施策23の新型インフルエンザへの対応については、危機管理と通じることあることから、危機管理部門との連携が望ましい。</p> <p>施策24では在宅医療を推進とのことだが、患者や家族の意向はどうなのか。単に病院や介護施設が不足しているという目的にならないように留意する必要がある。</p> <p>施策25は区内で施設等の整備を目指すとのことだが、状況によっては他県などに施設を整備することも検討の余地があるのではないかと。</p> <p>施策24と施策26は、施設入所から地域へという意図がうかがえるが、このことによる介護離職や金銭管理が難しい一人暮らしなどの高齢者が地域で生活できるような成年後見人制度の拡充などを、併せて検討する必要がある。</p> <p>施策27の事業費が1,000億円であるが、指標に関する事業費がごく一部となっている。この事業は義務的な経費が多く、国や都の補助金があるのであれば、その内容がわかるようなコスト情報があつたほうがよい。</p>
その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・基本施策9については、情報発信の戦略として、いくつもの媒体を投げ込むことによる混乱あるいは拒否感を生むことを避け、一発で印象付けて理解してもらう工夫が望まれる。リスクを抱える区民が行動変容を行わない場合に行きつく「寝たきり」「虐待当事者」などという悲惨な状態を最上位において、そうならないため「すべきこと」「してはならないこと」を因果関係図として配置したわかりやすいマップのようなものを部局横断的に作り、それ一枚で理解してもらうscare tacticsのようなものにも思い切って取り組んでどうか。 ・母子保健相談等の比較的若い世代が対象となる施策について、SNSの積極的な利用により情報発信の充実・利便性の向上が図れる分野があるのではないかと。 ・指標については、取組指標も検討する必要がある。 	

【大綱5】

住みよさを実感できる

世界に誇れるまち

大綱 5 住みよさを実感できる世界に誇れるまち	
基本構想	目指すべき江東区の姿
	<ul style="list-style-type: none"> ・南北交通をはじめとする公共交通網の充実や都市基盤の整備により、誰もが快適に暮らせるまちが実現しています ・災害に強く、犯罪や交通事故のない地域社会の実現により、誰もが安全で安心して住み続けることができます
	施策の大綱 <p>江東区は、伝統が息づく既成市街地(下町)と、臨海部など躍動感のある新しい市街地の両面を併せ持っています。また、集合住宅建設による人口の増加、東京湾での埋め立てにより引き続き新たなまちができるなど、今後も大きな可能性を秘めています。こうした特性を活かしながら、居住年数や地域等に関係なく区民がともに生活し心が通じ合う、快適な暮らしを支えるまちづくりを進めます。</p> <p>また、建築物の耐震化促進をはじめとする防災対策や防犯対策を促進し、災害や犯罪などの不安をなくすとともに、事故やけがを予防するため区民や行政等が協働してまちづくりを行うセーフコミュニティの取り組みを推進し、安全で安心なまちを実現します。</p>

基本施策 1 1 快適な暮らしを支えるまちづくり			
施策 2 8 計画的なまちづくりの推進		主管	都市整備部
目指す姿	<p>緑やオープンスペース、都市施設などが適切に配置され、安全性、快適性、利便性を備えた暮らしやすいまちが実現しています。また、産業環境と住環境とのバランスの取れた調和のあるまちになっています。さらに、地域特性を活かした美しいまち並みが形成されています。</p> <p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの実現に向け、まちづくりの誘導に努め、開発状況の進捗管理を行っている。 ・地域特性に応じた都市計画手法の活用により、良好なまちづくりを誘導している。 ・届出制度や重点地区指定等、良好な景観形成を推進し、まち並みを美しいと思う区民の増加に繋げている。 ・水辺を活かしたまちづくりやイベント活動に対して支援を行い、参加者の増加など着実な進展がみられる。 ・江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画に基づき、会場周辺の環境整備を着実に実施している。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的なまちづくりの適切な誘導により、調和のとれた快適なまちづくりを実現し、開発状況の数値化に努める。 ・住民主体のまちづくりを含め、都市計画手法の活用により、個性ある魅力的なまちづくりを推進する。 ・区民や事業者への啓発・周知により、公共空間に対する意識醸成を図り、美しいまち並みを形成していく。 ・地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業者等によるエリアマネジメント活動を引き続き支援していく。 ・オリンピック・パラリンピックによるまちづくりの効果を、湾岸エリアだけでなく区内全域に波及させていく。 		
施策 2 9 住みよい住宅・住環境の形成		主管	都市整備部
目指す姿	<p>多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。</p> <p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区営住宅の老朽化に対応して計画的な修繕工事を行い、安全な住宅を維持してきた。 ・住宅確保要配慮者への入居支援策の拡充により、相談の予約待ちを緩和することができた。 ・住宅の良好な維持管理に対する支援等について周知を図っているが、各事業の利用件数は伸び悩んでいる。 ・条例に基づきマンションの施設整備等を指導しており、居住者や近隣住民の住環境改善につながっている。 ・路面シートの設置などタバコのポイ捨て等防止に向けた各種の取り組みにより、ポイ捨て等は減少している。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替えを視野に入れた効率的かつ円滑な更新や、バリアフリー化等居住機能の向上が課題となっている。 ・居住支援事業の契約成約率が低いこと、希望する物件とのミスマッチを解消する方法を検討する必要がある。 ・マンション管理組合等に対し、マンション支援事業の周知を図り、利用件数の増加を目指していく。 ・マンション条例等に基づき、多世代同居・近居の促進等により、良好な住環境の推進がより一層強化される。 ・歩行喫煙等の防止に関する条例を、区民だけではなく、区に訪れる方に対しても、より周知していく必要がある。 		

施策30	ユニバーサルデザインのまちづくり	主管	都市整備部
目指す姿	年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりが進められています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・区民協働によるユニバーサルデザインまちづくりワークショップや、小学校4年生を対象にした出前講座を実施。意識啓発プログラムの事業化や出前講座実施数を増加させることにより、意識啓発を推進した。 ・福祉のまちづくり条例に基づく適切な指導・助言と施設整備助成により、建築物のバリアフリー化を推進した。 ・すべての公衆便所に洋式便器の設置や「だれでもトイレ」の整備により、ユニバーサルデザイン化が促進した。 ・鉄道駅のエレベーターや内方線付き点状ブロック等の整備助成を実施し、鉄道駅のバリアフリー化を推進した。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン意識の普及を図るため、成人向け意識啓発事業を検証・改善していく必要がある。 ・ユニバーサルデザイン出前講座実施を小学校に浸透させ、小学生への意識啓発を推進していく。 ・やさしいまちづくり施設整備助成の活用を増やすため、更なる広報強化に努める必要がある。 ・鉄道駅では、ホームドアの整備や、駅構内における複数のバリアフリールートの設置が課題である。 			
施策31	便利で快適な道路・交通網の整備	主管	土木部
目指す姿	利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の老朽化対策を着実に推進してきている。 ・歩道拡幅等のバリアフリー化、環境対策型舗装・自転車通行空間の整備により、安全・快適な道路空間を確保。 ・自転車駐車場の整備及び放置自転車の撤去に取り組み、自転車の放置台数は減少した。 ・各種交通安全教室等による交通安全普及啓発により、区内交通事故件数は減少した。 ・コミュニティサイクルのポート充実、近隣9区との相互乗り入れ実験により、利便性が向上し、利用者が増加した。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の膨大な更新需要が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた着実な実施が重要。 ・安全・快適な道路空間を確保するため、江東区無電柱化推進計画の策定を進めていく。 ・自転車環境整備の推進のため、施策の継続・強化や、自転車駐車場の多様な設置、運営手法の検討が必要。 ・東京8号線(豊洲～住吉間)の早期事業化を目指し、東京都や東京メトロと具体的な調整を進める必要がある。 ・コミュニティサイクルの利用促進のため、ポートの区内全域展開と相互乗り入れの課題解決を図る。 			
基本施策12	安全で安心なまちの実現		
施策32	災害に強い都市の形成	主管	都市整備部
目指す姿	地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の拡充やマンションへの訪問調査等の普及啓発を実施し、民間建築物の耐震化促進に努めている。 ・不燃化特区においては、戸別訪問や老朽除却助成等に加え、まちづくり方針の策定に着手し、不燃化推進地区においては、実態調査を踏まえた地区の課題を地元と共有するなど、防災まちづくりは着実に進展している。 ・都の下水道管再構築事業への協力や、雨水浸透・貯留施設の設置を推進し、水害対策の強化が図られた。 ・平成27年度以降、新設や建て替えなどで防災倉庫を四棟整備し、着実に防災備蓄体制の強化を図っている。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・不燃化特区においては、助成制度の拡充とともに、平成30年度に策定するまちづくり方針を踏まえ、UR都市機構等の業務推進パートナーを積極的に活用しながらハード整備や地区計画策定等、総合的な施策を進める。 ・不燃化推進地区においては、平成28年度の実態調査を踏まえ、現在不燃化特区にて行っている有効な施策を活用しながら、防災まちづくりの機運醸成を図る。 ・想定し得る最大規模の洪水、高潮等のハザードマップを作成し、区民へ周知する。 			

施策33	地域防災力の強化	主管	総務部
目指す姿	区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度より、避難行動支援プランに基づいた避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図った。 ・災害協力隊数は増加し続け、平成30年4月1日現在320隊となり、地域防災力が強化された。 ・平成25年度から開始した学校避難所運営協力本部連絡会において、防災課職員が参加せずとも学校が主体となり開催される例が増加し、学校避難所を中心とした地域連携体制が強化された。 ・平成29年度より区ホームページにこうとう安全安心メールの配信内容を自動連携で表示させ、情報伝達手段を拡充させた。 ・平成26年度以降、臨海部を中心に防災行政無線拡声子局の設置を進め、平成30年4月1日現在163箇所と聴取範囲を広げた。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生する災害により、防災・減災に向けた区の取り組みには、絶えず改善が求められる。 ・災害時の情報伝達手段の多様化に引き続き取り組むと共に、区民だけでなく東京2020オリンピック・パラリンピックに向け増加が見込まれる国内外からの来訪者に対しても、正確・迅速な防災情報の提供とそれに関する広報の必要がある。 ・計画的な備蓄物資の供給を図るため、防災倉庫や備蓄倉庫に保管している備蓄物資を適正に管理する必要がある。 ・高齢化に伴い避難行動要支援者名簿の登録者数が増加し、個別計画を作成する災害協力隊の負担が増加している。 ・防災行政無線について、未設置地区への設置や聴取困難地域への対策の検討等の対応が求められる。 			
施策34	事故や犯罪のないまちづくり	主管	総務部
目指す姿	区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催の「生活安全対策協議会」を通じ、安全安心なまちづくりに向けた取り組みの方向性を決定するなど、関係機関・部署との連携を強化した。 ・防犯パトロール団体に対し、資機材の支給、研修会の開催等の支援を行い、活動の活性化を図るとともに、新たな登録団体を募集し、平成30年3月31日現在、263団体となるなど、地域防犯力が強化された。 ・町会・自治会・商店街に対する街頭防犯カメラ設置の補助により、平成30年3月31日現在、60地区626台の街頭防犯カメラが設置されるなど、地域の防犯対策が強化された。 ・不審者情報や犯罪発生情報を知らせる「こうとう安全安心メール」の普及に努め、平成30年3月31日現在、登録者22,108人となるなど、区民の防犯意識向上を図っている。 ・特殊詐欺対策の一環として、自動通話録音機の無償貸与を行い、平成29年度は、対策の必要な高齢者居住世帯に対し、約430台の貸与を行い、特殊詐欺対策を強化した。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺の手口が、日々、巧妙化しているほか、インターネットやスマートフォン、タブレット端末等の通信機器の普及に伴った新たな手口の犯罪の発生が懸念され、絶えずタイムリーな広報啓発活動と対策が必要とされる。 ・高齢者人口の増加により、高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「利殖商法」「悪質商法」「ひったくり」等の被害対策が必要とされる。 ・新しい住民の町会・自治会への加入率の低下や町会・自治会活動者の高齢化により、自主防犯パトロール活動の停滞が懸念されることから、街頭防犯カメラの設置等、犯罪が起こりにくい環境の整備が求められる。 			

施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧

※現状値は、長期計画(後期)策定時(平成27年9月)に判明していた数値
※長期初年度の値が「—」となっている指標は、原初後期より新たに設定・変更した指標

長期計画(後期)における 施策実現に関する指標	現状値 (26年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値 (31年度)	指標担当課	目標値の設定経緯・考え方	目標値達成の見込み	【未達の場合】要因と今後の取り組み
109 地区計画区域内の建築物等の届出件数	—	736 (25年度末)	760	776	—	—	都市計画課	民間主導による開発のため、社会情勢等の外部要因によるものが多く、目標値設定が困難。	—	—
110 地区計画区域内の建築物等敷地面積の割合	—	43.9% (25年度末)	44.6%	52.0%	—	—	都市計画課	民間主導による開発のため、社会情勢等の外部要因によるものが多く、目標値設定が困難。	—	—
111 水辺を活用したまちづくり団体主催のイベントへの参加者数	—	2,500 (25年度)	870	4,200	—	—	まちづくり推進課	イベント実施主体が民間団体であり、区は活動を支援しながら推移を見守る。	—	—
112 江東区のまち並みが美しいと思ふ区民の割合	47.0%	51.0% (25年度)	52.6%	53.4%	60%	60%	都市計画課	当該指標は現状を示すためのもので、その推移を見る。	未達成となる見込み。	数値は増加しているが、目標値達成は困難と見込まれる。区民、事業者への周知、意識啓発など、引き続き良好な景観形成を推進していく。
113 景観届出敷地面積の割合	—	75.4% (25年度)	82.4%	83.7%	—	—	都市計画課	民間主導による開発のため、社会情勢等の外部要因によるものが多く、目標値設定が困難。	—	—
114 住宅に満足している区民の割合	66.2%	69.8% (25年度)	72.2%	74.2%	75%	75%	住宅課	前期計画の目標値(70%)にはほぼ到達したため、新たな目標値を設定する。	住宅に満足している区民の割合は、「江東区長期計画地区民アンケート調査」の報告書に基づく数値である。マンション等建設に関する条例等により、良質な住宅の供給、良好な住宅ストックの維持管理等を図っていることから、着実に目標値に近づいている。	—
115 集合住宅において適切に定期的な改修を実施している割合	—	88.5% (20年度)	—	—	—	90%	住宅課	適切に定期的改修を実施している。計画がある管理組合等で、かつ確認できたもの割合。目標値は据え置く。【長期計画(後期)策定時】を勘案し、90%を目標とする。【平成27年度変更】	未達成となる見込み	平成31年度にマンション改修調査を実施する予定である。本指標は、同調査において集合住宅において適切に定期的な改修を実施している割合である。前々回、前回の同調査で割合は概増であるため、引き続き適切な支援等を実施していく。
116 マンション計画改修調査支援事業を利用するマンション管理組合等の件数	—	25件 (25年度)	24	17	35件	35件	住宅課	主要事業の活動量。過去の申請件数の最大値(34件)を勘案して目標値を設定する。	未達成となる見込み	過去4年の実績で、平成26年度が22件、27年度が21件、28年度が24件、29年度が17件と概ね20件前後を推移している。住環境の維持管理を図る上では有効な施策であるため、マンション管理組合等への周知を強化する。
117 住環境に満足している区民の割合	67.3%	70.2% (25年度)	72.7%	73.4%	75%	75%	住宅課	前期計画の目標値(70%)に到達したため、新たな目標値を設定する。	住環境に満足している区民の割合は、「江東区長期計画地区アンケート調査」の報告書に基づく数値である。マンション等の建設に関する条例等により、住環境の整備を図っていることから、着実に目標値に近づいている。	—
118 歩道状空地の整備(延長・面積)	1,749.80m 7,001.17㎡	879.95m 2,229.56㎡	1,329.42m 3,216.54㎡	844.71m 1,756.24㎡	—	—	住宅課	マンション関連の件数や規模により変動するため目標値は設定しない。	—	—
119 エニバーサルデザインの実念を理解している区民の割合	—	34.1% (25年度)	34.9%	35.4%	60%	60%	まちづくり推進課	OP・PPP開催に向け6年後の社会の活性化に貢献するであろう20歳～50歳代の意識向上を目標としたため、当年代の割合を毎年5%アップする目標値と考えている。	未達成となる見込み	徐々に割合は増加しているが、目標値とは大きくかけ離れていく。要因として、成人へのユニバーサルデザイン意識啓発が不十分であることが考えられる。そのため、小中学校児童を対象としたUD出前講座を継続しつつ、成人を対象にした意識啓発事業も推進していく。
120 駅に障害物などで不便に感じた経験のある区民の割合	65.6%	60.0% (25年度)	56.4%	57.3%	40%	40%	まちづくり推進課	障害物の除去に個人差があることや、他部署との事業に関するため目標値設定には苦慮する部分もあるが、前期目標値を達成していないこともあり、継続して同目標値とする。	未達成となる見込み	割合は増減しており、目標値には届かない状況である。他部署の事業の進捗の影響もあるが、やさしいまちづくり施設整備補助費や東京都補助のまちづくり事例に基づき指導・助言により、施設のバリアフリー化を推進する。
121 福祉のまちづくり条例適合審査指導件数	32	33件 (25年度)	41	44	40件	40件	まちづくり推進課	建築物等条例との関係もあり、年度ごとにばらつきがあるものの、前期同様の目標値が概ね適当かと考える。	—	—
122 だれでもトイレの整備率	—	49% (25年度)	56.5%	59.2%	64%	64%	河川公園課	主要事業の活動量	平成30年度に5箇所、平成31年度に5箇所施工予定であり、目標値の達成が見込まれる。	—

※長計初年度の進が“—”となっている指標は、原則後期より新たに設定・変更した指標

長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	長計初年度(22年度)	現年度(26年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値(31年度)	指標担当課	目標値の設定根拠・考え方	目標値達成の見込み	【未達の場合】原因と今後の取り組み
135 家庭内で防災対策を実施している区民の割合	39.6%	52.9%	51.3%	49.3%	46.9%	70%	防災課	東日本大震災を踏まえて、区民の防災意識の向上や啓発事業の浸透を反映し、上昇傾向にある。長期計画(前期)では目標値には至らなかったが、引き続き、防災意識の向上に努める。	未達成となる見込み	東日本大震災からの時間的要因もあり、防災意識が低下傾向にある。引き続き、各種イベントやホームページなどにおいて啓発に取り組むほか、町会・自治会等を対象とした防災講話の開催において防災対策の重要性を訴え、防災意識の向上に努める。	
136 避難場所・避難所を理解している区民の割合	74.6%	78.4%	79.2%	76.5%	78.4%	90%	防災課	東日本大震災を踏まえて、区民の防災意識の向上や啓発事業の浸透を反映し、上昇傾向にある。長期計画(前期)では目標値には至らなかったが、引き続き、防災意識の向上に努める。	未達成となる見込み	東日本大震災からの時間的要因もあり、若干の上昇があるものの、この数年は横ばい、止まっている。平成30年度に防災マップ、防災アプリのリニューアルを実施し、積極的にPRを行い、避難場所・避難所の周知に努める。	
137 自主防災訓練の参加者数	24,829	38,184人(25年度)	38,948	40,195	39,638	40,000人	防災課	東日本大震災を経験したことによる急激な防災意識の高まりが、震災から数年を経て少しずつ落ち着いていくことが予想されるが、訓練参加者数は現状を維持できるよう促していく。	平成29年度は目標を達成できなかったが、熊本地震の影響もあり、平成28年度には目標を達成した。	平成28年度の達成状況を維持できなかったが、これは熊本地震からの時間的経過の影響が大きい。各団体の訓練参加者を増やしている。引き続き側面的支援をつづけていく。	
138 災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合	32.3%	44.5%	44.7%	50.0%	47.6%	55%	防災課	スマートフォン等の普及率等を鑑み、自ら災害情報を取得しやすくなるなど、その促進手段についてもさらなる向上を目指す。引き続き防災に関心を持って啓発していく。	未達成となる見込み	目標達成には至らないと予想されるが、災害情報伝達手段の多様化に起因の進んできた結果、概ね上昇傾向にある。平成30年度に防災マップ、防災アプリのリニューアルを実施するが、区SNSと連携するほか、必要な情報についてプッシュ通知を行うことで、災害情報の入手方法を拡大する。	
139 治安が強いと思う区民の割合	15.5%	13.5%	11.7%	9.4%	10.0%	—	危機管理課	状況把握の指標とする。目標値設定は無し。	—	—	
140 区内閉鎖犯認知件数	5,944	5,350件(25年度)	4,959	4,792	4,359	—	危機管理課	状況把握の指標とする。目標値設定は無し。	—	—	
141 とうとう安全安心メール登録者数	—	13,395人(25年度)	18,558	19,384	22,108	19,400人	危機管理課	26年度未登録者数見込14,400人から、毎年度1,000人の純増を図る。	達成	—	

施策 28	計画的なまちづくりの推進	主管部長(課)	都市整備部長(都市計画課)
		関係部長(課)	都市整備部長(まちづくり推進課、地域整備課)、土木部長(管理課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

緑やオープンスペース、都市施設などが適切に配置され、安全性、快適性、利便性を備えた暮らしやすいまちが実現しています。また、産業環境と住環境とのバランスの取れた調和のあるまちになっています。さらに、地域特性を活かした美しいまち並みが形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①計画的な土地利用の誘導	区を取り巻く社会経済情勢や土地利用の変化に的確に対応するため、都市の将来像を定めた都市計画マスタープランに基づく施策を構築します。また、都市としての健全な発展を促すため、用途地域等の見直しをはじめ、地区の課題や特性を踏まえた地区計画の策定など、都市計画手法の活用を推進・誘導することにより、将来像の実現を目指します。
②区民とともに行うまちづくり	区民等が提案するまちづくりの調整や、土地利用転換時に必要な公共公益施設の整備を関係者とともに行うなど、地域と協働のまちづくりを進めます。また、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、区民・事業者・地権者等による主体的活動(エリアマネジメント)に対して支援を行います。
③魅力ある良好な景観形成	景観計画に基づいて魅力ある景観の形成を促進するため、水辺や緑、歴史的資源などとの調和を図り、より良好なまち並みの創出を誘導します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 南部地域を中心とした大規模開発による超高層住宅建設等による人口増。 江東区都市計画マスタープラン(改定版)策定(H23年)。 豊洲グリーン・エコアイランド構想策定(H23年)。 亀戸景観重点地区及び深川門前仲町景観重点地区の指定(H25年)。 寺社等の歴史的な景観から臨海部を中心とした現代的な景観も含めて、都市景観への関心が増大している。 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組み(エリアマネジメント)の必要性が高まっている。 江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画策定(H27年)。 環境への関心が高まり、身近な緑へのニーズが増大している。 	<ul style="list-style-type: none"> 住工混在の土地利用地域が多い中で、無秩序な開発が進むと、まち並みの調和や公共施設等の配置などのバランスが崩れるとともに、まちの良さの実感やまちへの愛着が薄れて地域コミュニティの形成に支障が生じる。 南部地域の開発進展に伴い、他地域からのアクセス向上のため、地下鉄8号線をはじめとする南北交通等、公共交通機関の整備・充実を求める声が多くなる。 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い競技場周辺の開発は進むものの、南北都市軸の強化や、オリンピック・パラリンピックを契機とした深川・城東地区での取り組みなど、レガシーの創出・活用を区内全域で展開し、持続的に発展していくまちづくりを進めなければ、オリンピック・パラリンピックの効果は、一極性・一過性に限られたものとなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

・都市計画決定について、広域的観点から定めるべきまたは根幹的な都市施設等に関する都市計画は東京都が、その他のものは区が決定する。

・建築基準法における建築確認・検査について、延べ床10,000㎡を超える建築物は東京都の権限であり、区の権限は10,000㎡以下に限定されている。

4 施策実現に関する指標

	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
109 地区計画区域内の建築物等の届出件数	件	657 (25年度末)	736	760	776			—	都市 計画課
110 地区計画区域内の建築物等敷地面積の割合	%	42.1 (25年度末)	43.9	44.6	52.0			—	都市 計画課
111 水辺を活用したまちづくり団体主催のイベントへの参加者数	名	1,883 (25年度)	2,500	870	4,200			—	まちづく り推進課
112 江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	%	51.0	50.6	52.6	53.4			60	都市 計画課
113 景観届出敷地面積の割合	%	68.7 (25年度)	75.4	82.4	83.7			—	都市 計画課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標109:696 指標110:43.1 指標111:1,940 指標113:72.1

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	255,028千円	223,392千円	219,044千円	0千円
事業費	70,119千円	57,900千円	19,089千円	
人件費	184,909千円	165,492千円	199,955千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標109】平成29年度は16件の届出があり、毎年15～40件程度の届出で増加傾向である。
 【指標110】平成29年度は約47,000㎡の届出があり、敷地面積の割合が上昇している。
 【指標111】イベントへの参加者数は、雨天により減少した平成28年度を除き、年々増加傾向である。区は、区報などによるイベントの周知など、支援を行っている。
 【指標112】前期計画期間中に、計画策定時より10ポイント以上上昇し、51.0%となり前期目標値を達成した。平成27年度は50.6%と微減したが、28年度は52.6%、29年度は53.4%に上昇している。なお、区内には、計13地区の地区計画区域があり、各地域特性にふさわしい整備及び開発に関する方針を策定しており、地域差はあるが、建築物等の建築、更新等が予想され指標の数値の増加が見込まれる。また、景観重点地区を指定しきめ細かく指導ができるようになったことにより、重点地区内の景観届出件数が増加するなど景観に対する意識が醸成されている（指標113についても同様に増加が見込まれる）。

(2) 施策における現状と課題

◆まちづくりの将来像の実現に向け、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを誘導しており、プランに沿った開発状況の進行管理の手法が課題となる。◆本区は準工業地域が約50%を占め、その特性である住工混在の土地利用が多い中で、地権者が望むまちの姿が多種多様であり、個々の地域における目標が定めにくい。◆景観法に基づく景観計画届出等の手続きが開始された平成21年度以降、届出件数は年々増加傾向にある。また、景観重点地区の指定については、深川萬年橋（H19指定）に加え、平成25年4月より「亀戸」及び「深川門前仲町」を新たに景観重点地区に指定し、建築の規模によることなく景観届出を要する区域が拡大した。このため、今後も景観に係る届出やそれに伴う協議・指導等の増加が見込まれており、区民・事業者への届出制度のわかりやすい周知・意識啓発とともに、実務面できめ細かく効果的な景観指導が課題となる。◆豊洲地区においては、環境先端拠点の形成を目指すため「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定し、その具体的な施策の検討の場として環境まちづくり協議会を設立した。また、地元地権者が主体となって取り組むエリアマネジメント活動に対する支援を行っている。平成24年度より構想の実現に向けた取り組みとしてコミュニティサイクルの実証実験を開始している。◆平成26年5月に江東湾岸エリアにおけるオリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画アウトラインを策定し、オリンピック・パラリンピック施設の基本設計に先立ち、東京都へ要望を提案した。平成27年6月に策定した江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画に基づき、今後、国、東京都、民間事業者と連携してまちづくりを進めていく必要がある。◆西大島地域では、一部で再開発事業の検討が開始されるなど、地域住民のまちづくりに対する関心が高まっており、地域の実情に適したまちづくりが求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆市街地の再開発や土地利用の転換に併せて、都市計画マスタープランに示されたあるべき将来像や各地域の土地利用方針等の実現に向けて、区民、事業者、他の行政機関に対して協力を求めるとともに開発状況の数値化に努める。道路・公園・オープンスペース等の必要な公共的空間の整備を関係者と推進する。◆地域の特性に応じた都市計画手法等の活用により、個性ある良好なまちづくりを推進する。住民主体のまちづくりを推進するため、地域住民等による主体的な公共的空間の管理や地域の活性化に向けた取り組みを行う新たな民間組織を把握し、都市計画提案制度の活用などについて支援を行う。◆景観重点地区における景観形成の状況を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討するとともに、景観とそれに関連する緑化・屋外広告物等の制度について、関係所管と連携しながら、事業者にも効果的な情報発信や指導を行い、良好な景観形成への誘導に努める。◆豊洲地区において、豊洲グリーン・エコアイランド構想の実現に向けた区民・事業者・地権者等によるエリアマネジメント活動を支援するために、環境まちづくり協議会を運営していく。◆江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画に基づくまちづくりを推進し、オリンピック・パラリンピックによるまちづくりの効果を湾岸エリアにとどめることなく、区内全域に波及させていく。◆西大島地域において、まちづくり協議会から提出されたまちづくり提案書を基に、地域住民の意見が十分に反映されたまちづくり方針を策定するとともに、具体的なまちづくりに関する事業について当該方針に基づいた誘導等を行う。

施策 29 住みよい住宅・住環境の形成	主管部長(課)	都市整備部長(住宅課)
	関係部長(課)	環境清掃部長(環境保全課、清掃事務所)

1 施策が目指す江東区の姿
多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①多様なニーズに対応した住まいづくり	高齢者・障害者・子育て世帯などの多様なニーズに対応した住まいの供給を推進するため、大規模開発や公的住宅の建替え・改修時の誘導を図るとともに、民間賃貸住宅への入居支援等を実施します。
②良質な既存住宅への支援・誘導	区の居住形態の大きなウェイトを占めるマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、啓発・相談事業や支援事業を実施するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導します。
③良好な住環境の推進	積極的な緑化整備や歩道状空地の確保など、より良い住環境を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」改正施行 平成29年7月「高齢者の居住の安定確保に関する法律(通称：高齢者すまい法)」改正 平成30年4月「江東区営住宅条例」「江東区高齢者住宅条例」改正施行 平成30年10月「マンションの建設に関する条例」改正施行 平成28年3月に今後10年間の住宅政策の指針となる新たな住生活基本計画(全国計画)が策定された。また、都民の良質なマンションストックの形成を目指すことを目的として良質なマンションストックの形成促進計画が策定された。 マンション等建設指導について、条例の運用により、公共施設整備との整合、良好な住環境形成に努めている。 区内には築30年を超えるマンション(分譲・賃貸)が約400棟ある。(平成26年マンション実態調査) 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(通称：住宅セーフティネット法)」(平成19年7月)に基づき、「江東区居住支援協議会」を平成23年9月に設立し、住宅確保要配慮者に対する「お部屋探しサポート事業」を平成29年7月より実施した。また、平成29年10月に新たな住宅セーフティネット制度として、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援策が図られている。 高齢者の増加に伴い、エレベーターのない共同住宅や段差等バリアのある戸建て住宅での生活が難しく、また家賃負担軽減のため転居を希望する高齢者が増えているため、高齢小規模世帯に相応しい住宅が求められている。このような状況の中で、高齢者等の住宅確保要配慮者(住宅困窮者)と民間賃貸住宅ストックの需給不一致による供給不足が生じている。 歩行喫煙等の防止に関する条例の施行後も、依然としてタバコのポイ捨てや歩行喫煙等の苦情は寄せられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存公的住宅の耐震化、バリアフリー化などが求められるなか、東京都は都営住宅の耐震化率を、平成32年度に100%とする目標を設定している。 今後もマンション建設の継続が見込まれ、マンション建設に対する行政指導が引き続き求められる。 マンション建設により、小学校等の公共施設施設の受入が厳しくなる地域が出てくる。 集合住宅において、適正な維持管理や、定期的な計画修繕を怠ったり、耐震性の劣った住宅に適切な処置が講じられないこととなれば、安全面や保安上の危険性及び衛生面において都市全体の居住環境に悪影響を及ぼすことになるため、マンション管理推進条例を検討する必要がある。 民間マンションの老朽化が進行する。老朽化マンションの建替え等が円滑に進むよう法改正が行われたため、建替え手続きを進めるマンションが出てくる可能性がある。 民間マンション居住者の高齢化が進行し、管理組合の役員のみならず手不足等のマンション管理に関する問題が顕在化し、行政の関与がより一層求められる。 介護、医療と連携して高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅の整備が求められるなか、東京都はサービス付き高齢者向け住宅を平成37年度までに28,000戸整備する目標を設定している。(平成29年度末現在、19,714戸) 居住者の高齢化に伴い、バリアフリー化されていない自宅に住み続けることができなくなったり、ライフスタイルに合わない住宅で住みづらさを感じる居住者が発生する。また、高齢者層の住宅困窮者が増加し、公的支援を含めた幅広い居住支援の要請が高まる。 タバコのポイ捨てや歩行喫煙等について、一層の取り組みを進めなければ、清潔かつ安全な生活環境の保全に対する区民や企業の意識が保てなくなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
114	住宅に満足している区民の割合	%	69.8	69.3	72.2	74.2			75	住宅課
115	集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	%	85.5 (20年度)	—	—	—			90	住宅課
116	マンション計画修繕調査支援事業を利用するマンション管理組合等の件数	件	25 (26年度)	21	24	17			35	住宅課
117	住環境に満足している区民の割合	%	70.2	70.2	72.7	73.4			75	住宅課
118	歩道状空地の整備（延長）	m	2,504.10 (25年度)	879.95	1,329.42	844.71			—	住宅課
	歩道状空地の整備（面積）	m ²	5,493.77 (25年度)	2,229.56	3,216.54	1,756.24			—	住宅課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

（指標115について、マンション実態調査における調査票の配布数に対する「集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等」の割合を指標としていたが、調査票の回収数に対する割合に変更し、新たに目標値を設定。）

【参考】26年度の指標値 指標115：87.5 指標116：22 指標118（延長）：1,859.59、（面積）：6,067.66

5 施策コストの状況				
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	604,666千円	542,378千円	547,410千円	0千円
事業費	430,150千円	386,006千円	372,566千円	
人件費	174,516千円	156,372千円	174,844千円	

6 一次評価≪主管部長による評価≫	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
<p>【指標114】【指標117】住宅及び住環境に満足している区民の割合について、着実に目標値に近づいている。マンション等の建設に関する条例により、良質な住宅の供給、良好な住宅ストックの維持管理等、住環境の整備を図っているほか、タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、みんなでまちをきれいにする条例推進委員との駅頭キャンペーンの実施、「歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止」と記載された路面標示シートの設置、歩行喫煙等禁止パトロール指導員による駅周辺の巡回、都営バス車内放送による条例の周知などにより、区民の意識啓発に取り組んでいる。</p> <p>【指標115】集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合は、平成20年度調査が85.5%に対し平成26年度調査では87.5%と増加傾向がみられるため、引き続き適切な支援等を実施していく。</p> <p>【指標116】平成27年度 21件、平成28年度 24件、平成29年度 17件のマンション管理組合の利用件数があり、進展状況としては概ね20件前後の件数で推移しており、住環境の維持管理を図る上では有効な施策である。</p> <p>【指標118】歩道状空地の整備について、平成27年度 延長879.95m、面積2,229.56m²、平成28年度 延長1,329.42m、面積3,216.54m²、平成29年度 延長844.71m、面積1,756.24m²となった。マンション等の建設に関する条例に基づき、敷地面積が500m²以上のマンション建設計画に対して、引き続き歩道状空地の適切な整備を指導していく。</p>	
(2) 施策における現状と課題	
<p>◆高齢者等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者との更なる連携が必要である。また、民間賃貸住宅貸主の不安を軽減するため、既存の「見守り事業」等の入居支援策の活用促進を図る必要がある。◆平成29年7月より実施している高齢者を含めた住宅確保要配慮者に対する居住支援事業の検証を行い、改善策等を検討する必要がある。◆平成29年10月から国の「新たな住宅セーフティネット制度」が開始されたことを受け、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の促進、同住宅の改修費及び家賃・家賃債務保証料の低廉化への支援に係る本区の対応を検討する必要がある。◆平成26年度に実施したマンション実態調査の結果に基づく課題整理を踏まえ、今後のマンション等建設指導やマンション管理支援施策について、引き続き検討を行う必要がある。◆民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑な管理組合の運営が図られるよう、マンション管理組合等に対する支援を着実に推進する必要がある。◆マンション条例やみどりの条例などに基づき、みどり豊かで快適なまちづくりを進めるため、事業者・区民を適切に誘導する必要がある。◆歩行喫煙等の防止に関する条例を、より多くの区民及び区に訪れる方に知ってもらう必要がある。</p>	
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆江東区居住支援協議会を含め、福祉部門や住宅関連事業者との連携を更に強化し、民間賃貸住宅における高齢者・障害者等の安心居住の確保に向けた仕組みづくりに取り組む。また、公的賃貸住宅の建替え等に際し、居住者や地域のニーズに応じた施設整備を求める。◆「新たな住宅セーフティネット制度」をはじめ、国や都の動向や今後予定しているマンション実態調査の結果などを踏まえ、住宅マスタープランの改定に取り組む。◆良質なマンションストックを形成するための、マンション管理に関する取り組みを推進する。◆住宅ストックの長寿命化への取り組みを支援・誘導する。また、既存住宅の適正な維持管理や改修・建替え等に係る計画策定を支援する。◆マンション建設指導による緑化・公開空地・歩道状空地の整備などを通じて、良好な住環境づくりを推進する。◆タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、区民及び区に訪れる方に対して引き続き周知・啓発に取り組んでいく。</p>	

施策 30	ユニバーサルデザインのまちづくり	主管部長(課)	都市整備部長(まちづくり推進課)
		関係部長(課)	土木部長(河川公園課、交通対策課)

1 施策が目指す江東区の姿
年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりが進められています。

2 施策を実現するための取り組み	
①ユニバーサルデザインに対する意識の啓発	ユニバーサルデザインに関する情報を積極的に発信するとともに、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を通して区民にユニバーサルデザインの考え方の理解が深まるよう努めます。また、小学校などで出前講座を実施し、手助けの行動につながる意識の定着を図ります。
②誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援	民間の建築物等の建設・改築のときに、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくり条例による助言・指導を的確に行うとともに、改修への支援を行います。また、整備後の施設へボランティア等の協力を得てユニバーサルデザインの検証を実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 急速な高齢化と人口増加に伴い、高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等、支えを必要とする区民が増加している。 平成26年3月に東京都福祉のまちづくり推進計画(平成26～30年度)が策定され、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりが推進されている。 区民への更なるユニバーサルデザインのまちづくり概念の浸透が求められている。 誰もが安全で安心して利用できる総合的または連続的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の建築物や公共施設の整備に伴い、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化が更に進む。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、江東区の湾岸エリアにユニバーサルデザインの視点に立った競技施設が多数新設される。また、国内外から多くの観光客が訪れることになるため、公共交通機関、競技施設、公園、道路などにおいて、ユニバーサルデザイン化された面的な整備が行われる。 外国人観光客の急増とICT技術の進展により、分かりやすい情報発信の仕組みが求められている。 今後一層、誰もが使いやすく安心して安全な環境をつくるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが求められるため、ハード・ソフト両面からの整備を進める必要がある。 障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、適切な合理的配慮の提供が進んでいる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
119 ユニバーサルデザインの理念を理解している区民の割合	%	34.1	32.5	34.9	35.4			60	まちづくり推進課
120 この1年間で、1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた経験のある区民の割合	%	60.0	56.0	56.4	57.3			40	まちづくり推進課
121 福祉のまちづくり条例適合審査・指導件数	件	33 (25年度)	43	41	44			40	まちづくり推進課
122 だれでもトイレの整備率	%	49 (25年度)	53.9	56.5	59.2			64	河川公園課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標121: 42 指標122: 51.8

5 施策コストの状況				
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	117,736千円	105,906千円	157,007千円	0千円
事業費	81,424千円	73,440千円	95,833千円	
人件費	36,312千円	32,466千円	61,174千円	

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標119】ユニバーサルデザインまちづくりワークショップや小学校への出前講座を展開し、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を設け努めてきた結果、昨年度から0.5%増となったが、目標値とは乖離しているため、意識啓発の対象拡大など、目標達成に向けた取組みが急務である。

【指標120】1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた区民の割合の目標値は40%で、過去5年間は60～70%間の増減を繰り返していたが、平成27年度は初めて60%を切り、平成28年度以降、同様の結果となっている。東京都福祉のまちづくり条例及び江東区やさしいまちづくり施設整備助成による民間建築物のユニバーサルデザイン化の指導・誘導など、引き続き目標達成に向けて強化していく。

【指標121】東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出実績は、平成26年度以降目標値を上回る結果となっており、新築・増改築による建築物のユニバーサルデザイン化は進展している。

【指標122】毎年4～5箇所の公衆便所を計画的に改修し、成果は、順調に増加している。

(2) 施策における現状と課題

◆平成29年度は、障害当事者を含む区民33人、外国人20人、区職員21人の協働で、ユニバーサルデザインまちづくりワークショップを8回開催した。ワークショップでは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたボランティア意識の向上をテーマに、区内各所の多様な視点でのまちあるきや、外国人留学生との交流会でのパネル展示等の活動を行い、ボランティア像や心構え等を検討・実証した。その成果物となるボランティアマニュアルとコミュニケーション支援ボードを作成し、これを活用することでボランティア意識の向上と普及に取り組んでいく。◆やさしいまちづくり相談員（障害当事者も含めた区民）主体による出前講座は、近年の実施要望増加に応えるため、平成30年度から長期計画（後期）の実施目標を10校から15校に増加した。平成29年度は、実施目標10校を大きく上回る区内小学校23校で実施し、事業の定着と拡大が進んでいる。また、今後は新たな相談員の育成など、体制の維持継続が課題である。◆東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改修される公衆便所を「だれでもトイレ」として、区内194箇所の公衆便所のうち平成29年度で115箇所整備、進捗率は59.2%と着実に整備が進んでいる。◆身近なユニバーサルデザインを推進する目的として平成31年度までに、すべての公衆便所に洋式便器を備える。平成29年度は16箇所の公衆便所に洋式便器を整備した。◆東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出実績から新築・増改築による建築物のユニバーサルデザイン化は進んでいる。◆江東区やさしいまちづくり施設整備助成の平成29年度実績は3件となった。引き続き事業の広報強化に努める。◆鉄道駅におけるバリアフリーの推進を図るため、エレベータ等の整備助成を実施してきた。平成30年度はJR越中島駅の内方線付き点状ブロック整備助成を行う。これにより、国土交通省の検討会が平成30年度までに整備するとしている利用者1万人以上の駅への設置が完了する。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆ユニバーサルデザインまちづくりワークショップについては、ユニバーサルデザインに対する意識の啓発を主な目的とし、これまでの活動内容を検証・改善させていく。平成30年度は、東京2020大会会場が集中する臨海部地区の主要地区を選定し、まちあるきによるユニバーサルデザイン調査を実施する。その調査結果を基にUD観光マップを作成する。また、平成27年度ワークショップの成果物である門前仲町・亀戸地区UD観光マップの改善に向けた検証も実施する。来年度以降は、成人向けUD意識啓発事業の検証等、区民のUD意識啓発の更なる推進のための取り組みを予定している。また、これまでの取組み実績について、分かりやすい情報提供を行うことで、まちづくりにおけるユニバーサルデザインの意味と必要性について、ワークショップ参加者のみでなく、より多くの区民の理解を深めていく。◆出前講座については、今後もやさしいまちづくり相談員が主体の実施体制を継続し、15校以上の小学校で実施する。実施校以外においても、活用ガイドと共にハンドブックとDVDを配布し、多くの児童にユニバーサルデザインを伝え、困っている人がいれば自然に声かけができ、手助けができる「心のUD」を育てていく。◆障害者と協働により商店街向けUD意識啓発事業を実施し、継続的な取組みによりUD意識を浸透させる。また、金融機関等UD窓口研修の着実な実施により、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていく。◆東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出については、新築・増改築による建築物の適正なユニバーサルデザイン化を推進するために、引き続き指導・誘導を実施していく。◆既存の建築物のバリアフリー整備を助成する江東区やさしいまちづくり施設整備助成事業については、引き続き区報掲載やチラシ配布などで広報を実施するほか、福祉のまちづくり条例指導時の同時案内により広報強化し、助成実績拡大につなげ、着実に既存建築物のバリアフリー化を促進していく。

施策 31	便利で快適な道路・交通網の整備	主管部長(課)	土木部長(交通対策課)
		関係部長(課)	地域振興部長(地域振興課)、都市整備部長(都市計画課、まちづくり推進課)、土木部長(管理課、道路課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①安全で環境に配慮した道路の整備	橋梁の長寿命化及び無電柱化を推進するとともに、都市計画道路を整備することにより、安全で快適な道路環境の創出を図ります。さらに、生活道路網の充実を図るとともに、環境負荷低減のため、歩道の透水性、遮熱性に配慮した道路整備や緑化を一層推進します。
②通行の安全性と快適性の確保	自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去、自転車走行空間の整備検討や道路の不正使用の是正を進めることにより、安全かつ快適な通行空間を確保します。また、交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図っていきます。
③公共交通網の充実	区の南北を結ぶ交通網の利便性を高めるため、地下鉄8号線(豊洲一住吉間)の早期事業化に向け、関係機関との協議・調整を図っていきます。また、区民の移動実態やニーズを把握した上で、バス網や新交通システムについても検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 急速に進む橋梁の老朽化と膨大な更新需要が発生。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定。 豊洲市場開場が平成30年10月11日に決定。 オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業において、辰巳・東雲地区で事業を実施中。 無電柱化を推進するため、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行、平成30年4月に「無電柱化推進計画」(国土交通省)が策定された。 東京都においても、平成29年9月に「東京都無電柱化推進条例」が施行、平成30年3月には「東京都無電柱化計画」が策定され、この中で「今後10年間の基本方針や目標」が新たに定められた。 未整備の都市計画道路の早期整備、生活道路網や地域間ネットワーク化の充実要望。 都市計画道路補助115号線の用地取得が完了し、道路拡幅工事へ着手。 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定、改正(平成25年7月・平成29年2月施行)及び東京都自転車走行空間整備推進計画の策定に伴う優先整備区間の決定(永代通り・晴海通り・清澄通り一部)。 自転車利用の増加。 江東区自転車利用環境推進方針の策定(平成28年3月)。 自転車活用推進法の施行(平成29年5月)。 環状第2号線の工事車両に限定した一部開通。 東京2020大会に向けて、組織委員会・東京都が「輸送運営計画V1」を策定した(平成29年6月)。 城東地区の南北交通の充実要望。 既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部を結ぶ交通手段の充実要望。 交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の公表(平成28年4月)。 コミュニティサイクルの実証実験期間の再延長(平成32年3月まで)。 9区でのコミュニティサイクル相互乗り入れ実験を実施するとともに、区内全域展開を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理橋梁のうち、建設後50年以上の橋梁が41%を占め、道路ネットワークの安全性と信頼性が確保されない。 豊洲市場開場やオリンピック・パラリンピック競技会場整備により通行車両が増加し、さらなる交通安全対策が求められる。 平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、多くの自治体で推進計画を策定し路線展開していくことが想定される。 南部地域の発展に伴う人口増加等により、交通量が増加するとともに、駅周辺放置自転車が発生する。 自転車に係る、より充実した施策展開(走行空間・放置自転車対策・安全利用啓発・コミュニティサイクル)が求められる。 環状第2号線開通延期により、区内における工事車両等が増加する。 高齢者や障害者の移動範囲が限定される。 既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部の交通手段が充実せず、区内交通網の一体感が失われる。 放射鉄道路線の混雑状況が解消されない。 南北交通の利便性が向上しない。 コミュニティサイクルのエリア拡大が進まなければまちの回遊性及び区内の移動利便性が向上しない。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するための区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
123 無電柱化道路延長(区道)	m	16,948 (25年度末)	17,139	17,749	18,171			23,210	道路課
124 都市計画道路の整備率	%	92.3 (25年度末)	92.3	92.6	92.6			—	都市 計画課
125 交通事故発生件数	件	1,260 (25年)	1,281 (27年)	1,170 (28年)	1,089 (29年)			—	交通 対策課

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
126 自転車事故発件数（第1・第2当事者合計）	件	473 (25年)	466 (27年)	385 (28年)	366 (29年)			—	交通 対策課
127 駅周辺の放置自転車数	台	1,874 (25年度)	1,405	1,120	1,110			1,510	交通 対策課
128 区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	20,290 (25年度末)	22,427	21,322	22,599			22,910	交通 対策課
129 電車やバスで便利に移動できると思う区民の割合	%	59.0	62.2	63.7	65.7			66	交通 対策課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標123：16,948 指標124：92.3 指標125：1,131（26年） 指標126：379（26年） 指標127：1,627 指標128：20,370

5 施策コストの状況				
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	6,215,582千円	5,110,569千円	6,899,573千円	0千円
事業費	5,532,793千円	4,498,925千円	6,255,347千円	
人件費	682,789千円	611,644千円	644,226千円	

6 一次評価<<主管部長による評価>>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標123】東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業は、平成29年度より本体工事に着手しており、平成31年度の完成に向け進捗中である。また、仙台堀川公園周辺道路においては詳細設計を平成30年度に実施する予定であり、無電柱化が着実に進んでいる。

【指標124】都市計画道路は、極めて重要な基盤施設であることから、「第四次事業化計画」を定めて事業を進めており、今後もその方針に基づき整備が行われる。

【指標125】交通安全啓発事業の推進により、交通事故件数は平成28年は1,170件であったが、平成29年は1,089件と大幅に減少した。

【指標126】自転車の第1当事者（加害者）数が平成28年は65件であったが、平成29年は62件と減少した。自転車事故件数は前年に比べ減少したが、交通事故件数の約3割に自転車に関与しており、自転車利用者へのルール・マナー普及啓発の強化や自転車通行空間の早期整備が重要といえる。

【指標127】駅周辺を自転車放置禁止区域とし、重点的に放置自転車の撤去を行っている。駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあり、指標の目標値達成に向け、効果を上げているといえる。

【指標128】平成27年度に江東区立豊洲駅地下自転車駐車場を開設した。また、区が提供する用地において、事業者（公募により選定し協定を締結）が設置・運営する形で、平成26年度に江東区有明テニスの森駅自転車駐車場、平成29年度に江東区新木場駅北自転車駐車場を開設し、南部地域の駐車可能台数の確保が進んだ。平成28年度は、亀戸駅東口自転車駐車場の建替え工事により、駐車可能台数が一時的に減っていたが、平成29年10月から運営を再開している。自転車駐車場の管理・運営に指定管理者制度を活用し、機器やスペースを有効に利用することで、駐車可能台数が増えた自転車駐車場もあり、指標の目標値達成に向け、着実に進展しているといえる。

【指標129】平成29年度は臨海部を中心にバス路線の増便等充実が図られ、調査結果は前年度よりやや上昇した。本区の公共交通機関のうち最も分担率の高い鉄軌道について、平成29年度中の新設や大幅なサービスレベル向上は行われず、今後は概ね横ばいで推移すると考えられる。

(2) 施策における現状と課題

◆区内の橋梁・道路の老朽化により膨大な更新需要が見込まれるため、ライフサイクルコストの縮減を計画的に実施していくことが重要となる。また、道路の無電柱化やバリアフリー化、さらには遮熱性舗装や緑化など環境負荷低減を視野に入れた計画的実施も重要となる。◆極めて重要な都市整備基盤である都市計画道路は、早期整備が求められている。◆交通事故件数は減少傾向にあるが、死亡事故を含む重大事故が依然として多い。◆豊洲市場の開場やオリンピック・パラリンピック競技会場の建設等に伴う通行車両の増加が予測されることから、交通安全対策の一層の強化が必要である。◆自転車が公共交通とともに身近な交通手段として重要視されるようになってきている。一方で、放置や自転車事故防止などの課題がある。◆地下鉄8号線（豊洲一住吉間）については、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において「国際競争力の強化に資するプロジェクト」に位置付けられ、関係者と「費用負担のあり方や事業主体の選定等について合意形成を進めるべき」とされた。また、区の早期整備に向けた積極姿勢を示し、国や東京都等との合意形成を一層促進させるため、江東区地下鉄8号線建設基金に平成29年度も10億円を積立て、基金残高は50億円となった。事業化に向けては、関係者間での合意形成が不可欠である。その他バス網や新交通システムについても区民の移動実態やニーズを把握した上で、検討していく必要がある。◆コミュニティサイクルについては平成28年2月より千代田区、中央区、港区との相互乗り入れ実験を開始し、平成30年度に合計9区による相互乗り入れ実験を行っている。今後は広域連携における課題整理が必要である。また、区内全域への展開を図るため、ポート用地の確保を確実にし、さらに利用促進のため高密度化の検討を行う必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆老朽橋梁の増大に対し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストを縮減した修繕を行う。◆無電柱化を推進し、災害に強い快適な歩行空間の確保を図るため、平成30年度より、「江東区無電柱化推進計画」策定に向け、事業を開始する。◆老朽道路の改修時には、バリアフリー化を推進し、遮熱舗装や緑化の充実により環境対策を図っていく。◆未整備の都市計画道路について、早期整備に努める。◆交通管理者である警察署及び交通安全協会、学校等と連携し、こどもから高齢者まであらゆる世代を対象とした交通安全普及啓発事業を実施することにより、引き続き交通事故の減少を目指していく。◆江東区自転車利用環境推進方針に則り、「まもる（ルール・マナーの普及啓発）」「はしる（通行環境）」「とめる（駐車環境）」を軸としたハード・ソフト両面における自転車利用環境整備を推進し、引き続き自転車事故の減少を目指していく。◆効果的・効率的な撤去体制により、引き続き放置自転車の減少を目指していく。◆南部地域の開発等にあわせ、駅周辺の自転車駐車を整備し、放置自転車が発生しないように努める。また、自転車駐車場の整備にあたっては、多様な整備運営手法を検討・導入していく。◆路線バスなど他の交通の状況をふまえながら、コミュニティバス事業の今後のあり方を検討する。◆鉄道、バス等の交通事業者と粘り強く協議を重ね、利便性の向上を図っていく。特に地下鉄8号線（豊洲一住吉間）については、早期事業化を目指し、東京都や営業主体と想定される東京メトロなどの関係機関との合意形成を図っていく。◆コミュニティサイクルの運営方法や事業収支状況の検証を行うとともに、区内全域展開に向けたポート設置等の取組を推進していく。また、広域連携の課題整理を行っていく。

施策 32 災害に強い都市の形成	主管部長(課)	都市整備部長(建築調整課)
	関係部長(課)	総務部長(営繕課、防災課)、都市整備部長(地域整備課)、土木部長(管理課、道路課、河川公園課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①耐震・不燃化の推進	平成27年度までに区立施設の耐震化100%を目指します。また、江東区耐震促進計画の見直しに合わせ、緊急輸送道路沿道建築物や住宅、民間建築物の耐震化を促進するとともに、助成事業の充実を図ります。さらに、細街路の拡幅整備を進め、災害時における延焼防止並びに避難路の確保に努めます。不燃化の推進に関しては、都が進める不燃化10年プロジェクトの目標年次までに、区内すべての町丁目において、不燃領域率70%以上の達成を図っていきます。
②水害対策の推進	高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指します。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めます。
③災害時における救援態勢の整備	防災倉庫の改修や新設を進めるとともに、物資の輸送ルートの確保に努めます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災や首都直下地震の被害想定の見直し、全国各地の災害報道等により、区民の耐震化・不燃化に対する関心はかつてない高まりを見せているが、実際に建物の耐震設計・耐震工事まで進めようとする動きは緩慢である。 東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について「東京都耐震改修促進計画」の見直しを行い、平成31年度末までの目標値を90%とし、耐震化の年次計画を平成37年度末まで延期することとした。これに合わせ、「江東区耐震改修促進計画」を平成28年3月に一部改定し、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標値を、平成31年度末に90%、平成37年度末に100%とした。 木造住宅の耐震化に重点的に取り組むため、平成30年度から、簡易耐震診断制度の活用により老朽木造住宅の除却制度を拡充した。 細街路拡幅整備事業は毎年一定以上の申請件数があり、整備延長は着実に増加している。 防災上重要な区立施設は、平成27年度までに目標の耐震化率100%を達成した。 地球温暖化等による局所的集中豪雨の増加対策のため、雨水流出抑制を進めている。 平成27年度に江東区洪水ハザードマップを改定した。 平成28年3月に国土交通省では荒川水系河川整備計画が策定され、洪水対策、高潮対策が進められている。 平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震を受け、家庭での備蓄の重要性が改めて認識されるとともに、区の備蓄物資に対するニーズが増加及び多様化している。 平成27年度に単独施設である江東区中央防災倉庫と施設併設である豊洲シビックセンター防災倉庫及び新木場防災倉庫が完成した。 平成28年度に大島防災倉庫が入っていた都営住宅の建て替え工事に伴い、隣接の都営住宅敷地内に単独施設として大島防災倉庫を移設した。 木密地域は、全般的に借地・借家人が多く、土地・建物の権利関係が複雑していることに加え、地域の高齢化が進んでおり、市街地更新が進んでいない状況にある。このことから、区民からは、建て替え等を円滑に行うための制度設計や、地域の魅力を向上させ、市街地更新が円滑に進むような施策が望まれている。 北砂三・四・五丁目(不燃化特区)において、今後、道路・公園等のハード整備や地区計画を見据え、まちづくり方針の策定に着手した。 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区耐震改修促進計画の見直しに伴う民間建築物(戸建木造住宅・マンション等)の耐震助成制度の充実を図るとともに、分譲マンション管理組合の合意形成や賃貸マンションの占有者などへの働きかけ等に関するノウハウを蓄積していく必要がある。 細街路拡幅整備は、地域防災計画においても、避難路確保や消防・救助活動等の円滑化対策として掲げられており、事業を進めていく必要がある。 台風の大規模化やヒートアイランド現象が原因と考えられる局所的集中豪雨や土地の高度利用による地下空間の増加などにより浸水被害が増加する。 臨海部を中心に人口の増加傾向が続き、地区バランスを調整するために備蓄計画の見直しが必要となる。 備蓄物資の種類と量について、新たな災害の教訓や区民の多様なニーズに即した対応が必要となる。 木密地域においては、現状の施策のみでは不燃領域率の向上を大きく見込めないため、新たな施策の適用を検討する必要がある。 北砂三・四・五丁目(不燃化特区)においては、道路・公園等のハード面の整備や地区計画を含めた防災まちづくりを、住民と共に進めていく必要がある。 不燃化推進地区については、平成28年度の実態調査を基に、防災まちづくりの機運醸成を図る必要がある。 水防法の改正に伴いハザードマップ(洪水・大雨(内水))の改定や新たにハザードマップ(高潮)を策定する必要がある。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・不燃化推進地区においては、当該地区に対する実態調査を平成28年度に行い、その結果を地元と共有している。 ・平成27年7月に水防法が改正され、浸水想定区域が想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充された。また、内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度が創設された。 ・平成30年3月に東京都が新たに想定最大規模の高潮について、高潮浸水想定区域図の公表を行った。 	
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
130 民間特定建築物耐震化率 (大規模建築物)	%	82 (24年度)	—	86 (25年度)	—			93	建築 調整課
131 民間特定建築物耐震化率 (特定緊急輸送道路沿道建築物)	%	81.9	84.1	85.7	86.0			100	建築 調整課
132 細街路拡幅整備延長	m	13,705.29 (25年度)	15,779.54	16,617.48	17,494.30			19,055	建築 調整課
133 不燃領域率70%以下の町丁目数		16 (23年度)	—	—	—			0	地域 整備課
134 浸水被害件数	件	21 (25年度)	0	0	0			0	河川 公園課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標132:14,878.51 指標134:22

5 施策コストの状況				
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	1,748,310千円	735,452千円	1,653,188千円	0千円
事業費	1,564,268千円	570,769千円	1,496,744千円	
人件費	184,042千円	164,683千円	156,444千円	

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策実現に関する指標の進展状況
<p>【指標130】民間建築物の耐震化については、江東区耐震改修促進計画の見直しを踏まえ、進捗状況の把握に努めつつ、緩やかではあるが着実に耐震化率の目標達成に向かっており、更なる施策の充実により耐震化を促進する。</p> <p>【指標131】特定緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断はすでに97%以上の物件で完了しており、引き続き東京都と協力して、目標達成に向け、耐震改修工事実施について所有者等への普及啓発を進めていく。</p> <p>【指標132】建築確認件数が高水準で推移していることから、細街路拡幅整備延長については増加することが想定される。</p> <p>【指標133】北砂三・四・五丁目地区(不燃化特区)においては、不燃領域率70%の達成を実現すべく、これまでの戸別訪問や老朽除却助成等の施策に加え、道路・公園等のハード面の整備や地区計画を見据え、「北砂三・四・五丁目まちづくり方針」の策定に着手した。また、不燃化推進地区においては、平成28年度に行った実態調査を踏まえ、地元と地区の課題を共有した。</p> <p>【指標134】現時点では、時間50mm以上の局所的集中豪雨の場合、下水道の許容能力を超えるため、浸水被害は避けられない。なお、区内の下水道再構築事業等は進められ平成27~29年度においては、浸水被害件数は0件となっているが、今般の記録的豪雨が全国的に報告されているように、浸水被害件数は今後増えることが想定される。</p>

(2) 施策における現状と課題

◆民間建築物の耐震化については、耐震診断の申請件数はあるが、耐震改修工事は、資金の課題だけではなく分譲マンションの管理組合員の合意形成の難しさから申請が伸び悩んでいる。◆建物の建替え時等に合わせた細街路拡幅整備への働きかけ等を行っており、細街路拡幅整備の整備延長は増加傾向で推移している。◆時間50mmを超える局所的な集中豪雨が多発する中、下水道整備については江東幹線整備等の再構築事業が進行中であるが、約500haと広い流域面積が完了して整備効果が現れるには時間がかかる。また、区と事業者、区民の協力による浸水対策として「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」を定め指導を行っている。◆臨海部を中心とした人口の急増によって地区バランスが大きく変動する中、東日本大震災により明らかになったニーズや東京都の被害想定を考慮し、実態に則した備蓄物資等の配備体制の構築が必要である。また、人口増加による区民の要望も多種多様化しており、備蓄物資や資機材等の種類の検討及び保管場所の確保は今後も必要である。◆北砂三・四・五丁目地区（不燃化特区）においては、目標である不燃領域率70%を達成するため、平成26・27年度においては、新防火地域・防災再開発促進地区の指定、老朽建築物の適正管理条例の施行、老朽建築物の除却や戸建て建て替え促進助成、約2,200件の戸別訪問、現地相談ステーションの運営を行い、助成対象となる建築物の件数は着実に伸びている状況である。また、今後の道路・公園等のハード整備や地区計画を見据え、平成29年度から「北砂三・四・五丁目まちづくり方針」の策定に着手した。加えて、住民主体のまちづくり協議会を通じて、防災まちづくりに関する協議を行っている。今後は、現状の施策に加え、UR都市機構等の業務推進パートナーを積極的に活用し、区民の要望に応えるための総合的な施策を進めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆最新の被害想定を踏まえ、耐震改修の重要性を啓発していく。◆特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事について、耐震性の低い建築物（ l_s 値0.3未満）への普及啓発を重点的に実施していく。また、江東区耐震改修促進計画を踏まえた住宅や民間特定建築物の耐震助成制度の拡充を検討し、普及啓発に力を注ぐ。◆細街路拡幅整備事業の促進により、狭あい道路の拡幅を進め、防災性の向上を図る。◆下水道整備事業を受託し、再構築事業を促進させる。◆人口増加による地区バランスの変動や最新の被害想定を考慮しながら、備蓄物資や資機材等の種類と量の見直しと、それに伴う防災倉庫の配備計画を進める。◆北砂三・四・五丁目地区(不燃化特区)においては、助成制度の拡充をするとともに、平成30年度に策定するまちづくり方針を踏まえ、UR都市機構等の業務推進パートナーを積極的に活用しながら道路・公園等のハード整備や地区計画策定等、総合的な施策を進めていく。また、不燃化推進地区においては、平成28年度の実態調査を踏まえ、現在不燃化特区にて行っている有効な施策をパイロットにしながら、防災まちづくりの機運醸成を図っていく。◆洪水ハザードマップの改定、高潮ハザードマップの作成を行い、区民等へ周知する。

施策 33 地域防災力の強化	主管部長(課)	総務部長(防災課)
	関係部長(課)	総務部長(危機管理課)、福祉部長(福祉課)

1 施策が目指す江東区の姿
 区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。

2 施策を実現するための取り組み

①防災意識の醸成	「防災マップ」「防災パンフレット」等の作成・配布及び総合防災訓練の実施による啓発活動を推進し、区民の防災に対する意識の高揚を図ります。
②災害時における地域救助・救護体制の整備	継続的に防災訓練を行い、区・防災関係機関・災害協力隊の連携を強化するとともに、災害協力隊の活動や自主防災訓練への区民参加を促進し、災害時対応の習熟を図ります。臨海部においては、大規模集合住宅に重点を置いて災害協力隊の新規結成に向けた啓発活動を促進します。また、避難行動支援プランに基づき、避難行動要支援者の避難体制の整備を図ります。
③災害時の避難所等における環境整備	高齢者、乳幼児等の要配慮者の幅広いニーズに応えるために、質を考慮した食料品や生活必需品、資機材の整備充実を図ります。また、避難所の充足を図るとともに、災害時の緊急情報を迅速に伝達するために、南部地域を含めて防災行政無線を効率的・効果的に整備します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月に東京都から「首都直下地震等による東京の被害想定」が公表された。 ・南部地域を中心として大型マンションの建設が増え、人口が急増している。 ・町会・自治会活動者及び災害協力隊員の高齢化が進んでいる。 ・平成25年度に災害対策基本法が改正され、自助・共助の重要性が改めて示された。また、共助の理念に基づく取り組みの一つとして、避難行動要支援者名簿の作成が区市町村に義務付けられた。加えて、個人情報等の外部提供に同意した避難行動要支援者の避難行動要支援者調査票(個別計画)の作成・更新を行うことで、同名簿の実効性が求められてきている。 ・近年の災害の教訓や法改正等を踏まえ、中央防災会議において防災基本計画の修正が、また、東京都防災会議においては東京都地域防災計画の修正が随時行われている。 ・世界各地における大規模災害の発生に加えて、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生リスクも年々高まっているため、行政機関が講じる防災対策(公助)の強化を求める区民の要望が多くなっている。 ・平成28年の熊本地震発生により、区民も改めて自助・共助の重要性を認識したが、東日本大震災からの時間的要因もあり、防災意識は横ばいである。 ・弾道ミサイル発射などの緊急性の高い事案の発生やオリンピック・パラリンピックなどに向けた住民以外の来訪者に対する情報伝達の必要性から、災害時の情報伝達手段の多様化の推進が全国的に求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい集合住宅住民の町会・自治会加入率の低下や町会・自治会活動者の高齢化、夫婦共働きなどライフスタイルの多様化などにより、災害協力隊員の担い手が不足し、災害協力隊が弱体化する。 ・地域コミュニティの結びつきが希薄化し、自助・共助の活動が損なわれる。 ・高齢化に伴い避難行動要支援者名簿への登録者数増加が見込まれる。 ・避難行動要支援者調査票の作成・更新を行うにあたり、個人情報の取扱い、管理、保管方法などが災害協力隊等の負担となっているため、作成・更新活動の一部に支障を来している。 ・大地震の発生リスクが更に高まり、区民の要望がより多岐にわたることが見込まれる。 ・防災意識が高い区民がいる一方で、地震などの自然災害発生から時間が経過するとともに防災意識の低下により二極化が進行するおそれがあるため、対応を検討していく必要がある。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、情報伝達手段についての様々な技術が開発されており、現在区で導入している情報伝達手段との自動連携や、新しい情報伝達手段の導入などの検討をしていく必要がある。 ・区民はもちろんのこと、在勤(学)者や来訪者を含めた災害時の情報伝達手段について、効果的な広報を検討・実施していく必要がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

災害対策基本法(第42条)において、市町村は国の防災基本計画に基づいて地域防災計画を作成し、毎年検討を加えることが定められているが、その場合に都道府県の地域防災計画に抵触してはならず、地域防災計画を作成し、又は修正するときは、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
135	家庭内で防災対策を実施している区民の割合	%	52.9	51.3	49.3	46.9			70	防災課
136	避難場所・避難所を理解している区民の割合	%	78.4	79.2	76.5	78.4			90	防災課
137	自主防災訓練の参加者数	人	38,184 (25年度)	38,948	40,195	39,638			40,000	防災課
138	災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合	%	44.5	44.7	50.0	47.6			55	防災課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標137：39,602

5 施策コストの状況				
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	764,371千円	693,280千円	786,731千円	0千円
事業費	605,383千円	551,134千円	614,241千円	
人件費	158,988千円	142,146千円	172,490千円	

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標135】家庭内で防災対策を実施している区民の割合は、東日本大震災の発生等を受け平成22年度の39.6%から平成23年度は57.7%に急伸している。その後は、平成24年度の58.1%をピークとして近年は下落傾向である。目標値までギャップがある一方、東日本大震災発生からの時間的な経過等の要因はあるが、平成28年熊本地震を受け、自助・共助を中心とした防災対策への意識が横ばいである。家庭内での防災対策の実施に関して、本区では防災用品のあっせん、防災マップを始めとする各種パンフレット類の配布、ホームページにおける啓発等の取り組みを行い、防災意識の高揚に努めている。

【指標136】避難場所・避難所を理解している区民の割合は、平成22年度の74.6%から逡増し、ここ数年は若干の増減はあるものの横ばいの状態である。区民に対する避難場所・避難所の啓発に関して、本区では防災マップを外国語版（英・中・韓）を含み配布しているほか、近年のスマートフォンの普及を踏まえ、平成25年度よりスマートフォン用アプリケーション「江東区防災マップ」の配信等の取り組みを行っているが、平成30年度に行われる避難場所の見直しに合わせ、防災マップ、「江東区防災マップ」アプリのリニューアルを実施し、更に周知を図っていく。

【指標137】自主防災訓練の参加者数は、平成22年度の24,829人から平成23年度は32,207人に急伸している。これは東日本大震災の発生が大きく影響しているものと推察される。以降も数値は進展を続け、平成28年度は熊本地震の影響もあり、40,195人と初めて4万人を超えたが、平成29年度は減少した。災害協力隊等による自主防災訓練の実施に関して、本区では参加記念品の支給等の支援を行っている。また、災害協力隊の活動に関しては、新規設立の啓発、被服・資機材等の貸与、活動助成金の支給、活動マニュアルの配布などの支援を行っている。

【指標138】災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合は、東日本大震災を受け平成23年度に前年度比4.6ポイント減の27.7%と一旦下落したものの、防災行政無線拡声子局（スピーカー）の増設、こうとう安全安心メールでの災害情報の配信や防災関連ツイッターの運用など情報伝達手法の多様化に取り組み、平成29年度では47.6%と概ね上昇傾向にある。

(2) 施策における現状と課題

◆東日本大震災の発生以降、国・都などの各主体においては、その教訓等を踏まえる形で各種計画・マニュアル類の策定・修正を繰り返し実施しており、本区においてもこれらの動向を踏まえながら江東区地域防災計画の修正、震災復興関連条例の制定、各種マニュアル類の策定や修正等を随時行っている。◆平成24年度・25年度の2度にわたる災害対策基本法の改正に伴い、自治体を始め各防災関係機関では、新たな計画下での体制整備を推進している。特に、法改正によって明文化された避難行動要支援者名簿について、本区では平成26年度に作成し、当名簿に基づく避難支援体制の強化に向け、災害協力隊等の地域団体による要支援者に対する訪問調査の実施を推進している。避難行動要支援者名簿の交付隊数及び避難行動要支援者調査票（個別計画）の作成・更新件数も年々増加しているが、今後も区内全域における取り組みの定着を図っていくこと必要である。◆自主防災組織（災害協力隊）の母体となる町会や自治会活動が高齢化やライフスタイルの多様化などの要因により担い手が不足し、停滞傾向にある反面、東日本大震災の教訓及び熊本地震で新たに明らかになった教訓・課題から、自助・共助の果たす役割の重要性が改めてクローズアップされており、共助力の源である地域コミュニティの活性化が課題となっている。平成25年度から、区立小中学校（拠点避難所）を中心とした地域連携体制の強化を目的として、学校・区・災害協力隊等で構成する「学校避難所運営協力本部連絡会」も5年目となり、災害時の体制を平常時から検討し、取り組むことで、マニュアルの内容を検証し、より実践的で、地域の実情に即したものとなってきた。今後も引き続き、近年の自然災害等で浮き彫りとなった教訓・課題を反映できる訓練を企画・立案し、実行・検証することで災害時の円滑な活動に結びつけていくことが重要である。◆国内外で地震等の災害が多数発生しており、その都度、区民の防災意識は高まりを見せ、防災・減災に向けた行政の取り組みに対し絶えず改善が求められている。本区においても、災害に脆弱な地勢や人口が50万人を超えるなど環境変化も踏まえながら、対策の一層の充実を図っていかねばならない。◆平成29年度は、防災行政無線拡声子局を4局新設し、さらに1局を従来型から広範囲型のスピーカーに付け替え、聴取範囲を広げた。◆災害時の情報伝達手段の多様化の一つとして、平成29年度より区ホームページに、こうとう安全安心メールの内容を自動連携で表示させた。◆弾道ミサイル発射情報などの緊急性の高い事案への対応や東京2020オリンピック・パラリンピックなどに向けた来訪者等を含めた情報伝達など、災害時の情報伝達方法の多様化と強化がこれまで以上に求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区地域防災計画（平成29年度修正）に沿って、現行対策の充実を基本に、東日本大震災の教訓や災害対策基本法を始めとする諸法令・計画を踏まえた一層の防災・減災対策の充実を図る。◆多岐にわたる取り組みの中でも「地域防災力向上」に引き続き取り組んで行くことで地域連携体制の構築、避難行動要支援者対策、避難所運営体制の強化、備蓄物資の整備、災害時協定の締結、防災に関する啓発活動等を着実に進めていく。◆災害協力隊に対し、地区別防災カルテの更新を定期的に行うよう働きかけていくことで、情報の最新化及びその時々に適した救助・救援をはじめとする防災体制を確立していく。◆計画的な備蓄物資の供給を図るための防災倉庫や格納庫等の整備、災害情報伝達手段の整備・充実など、長期計画上の主要な計画にも位置付け、ソフト・ハード両面から様々な取り組みを積極的に推進していく。◆防災行政無線拡声子局を臨海部を中心に設置を進め、聴取範囲を広げる。◆区民をはじめ、在勤（学）者・来訪者に対しても災害時に確実に情報が伝達できるよう、新しい情報伝達手段の導入や、既存の情報伝達手段との自動連携など、災害時の情報伝達手段の多様化を進める。◆平成30年度、「江東区防災マップ」アプリをリニューアルし、帰宅困難者向け機能や水害対策機能を追加することで、増加する来訪者に対応するとともに、水害発生前の避難に関する啓発を図る。

施策 34	事故や犯罪のないまちづくり	主管部長(課)	総務部長(危機管理課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①防犯意識の醸成	生活安全ガイドブックの配布、地域における防犯のつどいや防犯教室、学校施設等での安全教室の開催等により、防犯に対する啓発に努め、防犯意識の高揚を図ります。
②地域防犯力の強化と防犯環境の整備	防犯パトロール団体への支援体制の強化や、団体間ネットワークの構築による地域防犯力の強化により、積極的な防犯活動を促進します。また、江東区パトロールカーでのパトロール活動を強化し、安全安心まちづくり推進地区への防犯カメラ設置を推進します。さらに、こうとう安全安心メールの活用などにより、犯罪の未然防止と発生時の迅速な対応を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区内の刑法犯認知件数は、平成24年の5,725件から平成29年の4,359件と、5年間で1,366件減少している。 区内の刑法犯認知件数が減少する中で、「自転車盗」は、1,328件(前年比349件の減少)と減少するものの全体の約30%を占めている。 高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「オレオレ詐欺」など平成29年の区内で発生した特殊詐欺被害は、被害件数127件(前年比38件の増加)、被害金額は約2億2千2百万円(前年比約1千万円の増加)と現在も多数多額の被害が発生している状況から、引き続き、被害防止対策と防犯意識の高揚を図る対策が必要な状況である。 新しい住民の町会・自治会への加入率低下と町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の刑法犯認知件数が増加に転ずる。 高齢者人口の増加により、高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「利殖商法」「悪質商法」「ひったくり」等の被害が増加する。 新しい住民の町会・自治会への加入率の低下や町会自治会活動者の高齢化により、自主防犯パトロール活動が停滞する。 インターネットやスマートフォン、タブレット端末等の通信機器の普及に伴った新たな手口の詐欺被害等が増加する。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
139 治安が悪いと思う区民の割合	%	13.5	11.7	9.4	10.0			—	危機管理課
140 区内刑法犯認知件数	件	5,350 (25年度)	4,959	4,792	4,359			—	危機管理課
141 こうとう安全安心メール登録者数	人	13,395 (25年度)	18,558	19,384	22,108			19,400	危機管理課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標140:5,710 指標141:15,292

5 施策コストの状況					
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	134,534千円	97,107千円	126,118千円	0千円	
事業費	119,813千円	83,945千円	112,078千円		
人件費	14,721千円	13,162千円	14,040千円		

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標139】区民アンケートによる体感治安の調査では、22～26年度の平均で15.2%、29年度は10.0%であるので、治安が悪いと思う区民の割合は減少してきている。

【指標140】区内刑法犯認知件数（警視庁が被害の届出等によりその犯罪発生を確認した区内の件数）は、16年の8,280件から25年の5,350件まで低下傾向にあったが、平成26年は5,710件で360件増加し、平成27年以降再度低下傾向となっている。平成29年は主に自転車盗1328件（前年比349件の減少）と車上ねらい106件（前年比41件の減少）などから、区内刑法犯認知件数が4,359件（前年比433件の減少）と減少傾向となっている。

【指標141】区民の防犯意識醸成に対する関心度が高く、登録勸奨を推進した結果、平成28年度の19,384件から平成29年度の22,108件と2,724件の増加であった。

(2) 施策における現状と課題

◆区内刑法犯認知件数は減少傾向にあり、江東区の治安はおおむね良好と言える。◆区民の防犯に対する意識の向上から、多くの町会・自治会・PTAが防犯パトロール団体に登録している。新規団体設立の働きかけだけでなく、活動しているパトロール団体に対しても、区から迅速・具体的な情報発信などを行い、活動の活性化への支援が求められる。◆東京都の補助事業を活用した、町会・自治会・商店街への防犯カメラ設置費補助金による区内の防犯カメラの稼働台数は、24年3月末の5地区85台から、30年3月末で60地区626台に大きく増加した。◆高齢者人口の増加などにより、「特殊詐欺（振り込め詐欺等）」による高齢者を狙った犯罪被害防止対策が必要である。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆年2回開催の「生活安全対策協議会」を通じ、関係機関・部署との一層の連携を図り、安全安心なまちづくりに向けた取り組みの方向性を決定し、実施していく。◆「江東区生活安全行動計画」に対応した進捗管理を行い、取り組みの方向性や具体的進捗状況を年度毎に把握する。◆防犯パトロール団体の活動の活性化を図るため、パトロール資機材の支給などのほか、「防犯パトロールリーダー研修会」を開催し、防犯や犯罪被害防止についての情報発信や啓発などソフト面での支援を行う。◆町会・自治会・商店街などの街頭防犯カメラ設置を補助し、「自転車盗」「車上ねらい」「ひったくり」などの犯罪が起こりにくい環境を整備する。◆高齢者世帯を中心に、「振り込め詐欺」など電話を使った特殊詐欺の被害を防ぐための啓発を強化する。◆こどもの安全安心に関わる不審者情報や犯罪発生情報を知らせる「こうとう安全安心メール」は防犯意識醸成に資する事業であるので、関係機関に登録勸奨の協力を求めるなど引き続き登録者の拡大に努める。

《外部評価委員会による評価》

3年間の総括評価	
委員	評価内容
ア	<p>大綱5も区民本位で考えられたテーマであり、それを構成する7つの施策のいずれも、主管及び関係部署の努力により、一定の成果を挙げていることに敬意を表したい。一方で、施策28と施策29は、民間主導の要素が強いため、区の関与が限定的にならざるを得ないとの説明がなされていたが、そのことは計画策定当初からわかっていたはずである。歩道上空地の整備などは区の行政の一定の成果であり、民間事業者や国・都との関係の中で、区に何ができるのか、何をなすべきかを十分に検討した上で、推進することが大切と考える。施策31は区道など区が責任を負うべき範囲が明確になっており、その維持・改善に向けて地道な取り組みが行われていることを評価したい。</p>
イ	<p>基本施策11及び12の双方とも、総じて誘導行政と理解される。区が強権を発動することはできず、また、区民には都合や事情がある。このため、この施策分野では、飛躍的な進展が起きることは考えられない。そのような条件下で、やらなければならないことをわきまえ、機会をとらえ、あるいは機会を作って、真剣な誘導や働きかけの努力が行われている。そして、着実な進展が見られるようである。ただ、現在用意されている指標は、それを示すものとなっていない。</p>
ウ	
エ	<p>評価結果およびモニターのコメントを改めて確認した上で、個別施策については概ね目標達成ができているといえる。</p>
オ	<p>都市計画マスタープラン、地区計画のもと、良好なまちづくりへの誘導への取り組み、開発状況の進捗管理が行われている。また、環境対策舗装・自転車通行区間整備、駐輪場整備といった区民ニーズに対応した取り組み、安全面で耐震化・不燃化、橋梁の老朽化等のハード面での整備が行われ、成果を上げている。ただし、安全(防災減災)に関しては、ハード面のみではなく、ソフト面との組み合わせでの対応を行っていくことも重要となる(部署連携がより重要となる)。</p> <p>災害対策、地域防災力の強化、防犯対策に関連しては、避難支援体制の整備への取り組み、災害協力隊の強化、防犯カメラ等の設置補助等の取り組みがなされ、着実に成果が上がってきている。</p>
カ	<p>施策28: 都市計画マスタープランの着実な実施、施策29: 区営住宅の計画的な修繕、路面シートによるタバコのポイ捨て減少、施策30: 小学校対象の出前講座、だれでもトイレの整備、施策31: 橋梁の老朽化対策、歩道拡幅等のバリアフリー化、交通安全教室の実施、施策32: 訪問調査等による民間建築物の耐震化の促進、不燃化特区や不燃化推進地区での防災まちづくりの推進、防災倉庫の新規整備、施策33: 避難支援体制の整備、災害協力隊の増加、学校避難所を中心とした地域連携体制の強化、こうとう安心メールなどの拡充、防災無線の設置、施策34: 生活安全対策協議会、防犯パトロールの支援、防犯カメラの設置など、各施策の具体的な成果は評価できる。</p> <p>指標上の未達成項目については、指標そのもの問題点も含めて検証する必要がある。</p>

今後の取り組みへの提言	
委員	評価内容
ア	<p>大綱5は、都市整備部、土木部、総務部と主管部も3つにまたがり、施策の性格もそれぞれに異なる面が多く、施策の括り方という点で今後見直しが必要と考える。複数の部が協力して横断的に取り組むことは必要だが、例えば、土木部が関係する施策などは、土木部としてどう優先順位付けを行いながら予算配分を行い、効果的・効率的に施策を推進するかという視点が極めて重要である。このような点を次期長期計画策定に活かしていただきたい。施策32と施策33の災害関連施策は、重要性・緊急性ともに高い課題と思われる。日頃の備えが重要であることは、近年の自然災害事例をみれば明らかであり、これまでも増して推進すべき課題だと考える。</p>
イ	<p>「住み続けたいまち」という評価基準は、都市・居住基盤整備、まちづくりの世界標準であると考えられる。これを最高価値として設定し、施策を進めていると拝察するが、これに向けて揺るがぬ姿勢で努力を続けてもらいたい。</p> <p>なお、地域防災力の強化については、区民ははるかに災害の際には、行政に何かをしてもらえろという発想を持ち続けている(特別区の職員はその区に住んでいないというのが問題だというような議論がまだにある)。それが幻想であること(災害時に役所はなくなり、「ご近所」と「自分」しかないこと)はこの10年で明らかになっている。行政として抵抗感はあるだろうが、「自助しかない」ということを徹底的に区民に教育する努力がどうしても必要と感じる。</p>
ウ	
エ	<p>施策31については、「便利」性の概念の中に、災害時対応の関係性を加味していく視点を次期長期計画で明示することを提案する。江東区は、かつて水運によってコミュニティや商業が形成された歴史があり、相対的に橋梁を多く抱える都市である。災害時にボトルネックになりやすい橋梁部、幹線道路の通行性がどのように確保されるのか、綿密なシミュレーションを計画策定段階で実施していただきたい。</p> <p>施策32については、不燃化特区の成功体験をどのように「横展開していくのか」、これまでの検証を十分に言語化し、具体的方策を次期長期計画で明示されることを期待したい。</p> <p>施策33については、「地域防災力」という抽象的概念をどう実質化するかが、次期長期計画の象徴的課題である。論点のひとつは、災害緊急時の避難所開設・運営、物資運搬・提供等について、これまで行政のみに権限がある事項をすべて検証し、これを住民に移譲する可能性の検討があげられる。その整理も含め、どのような災害が起きたときに、行政・住民それぞれが、どのような権限・責任・期待役割を背負うのか、明確に言語化することが、「地域防災力」を具体化するということのひとつである。</p>
オ	<p>都市計画マスタープランに基づき誘導をする区の実行がされていることは理解できるが、民間主導による開発である部分が多いため、区としてどのような取り組みをした結果、どこまで誘導できたかということ区民にわかりやすく説明していくことも必要である。区としての働きかけを説明する必要がある部分、結果として数値化できる部分の両面からの説明をしてはどうか。</p> <p>地域防災力については、区のみで行える部分は少ない分野である。どのような仕掛けで住民の防災意識を向上させるのか、地域差もあるため、町内会組織等に頼れる地域へのアプローチと豊洲地域等の町内会組織等に頼れない地域へのアプローチを分け、働きかけを行うことが重要である。</p>
カ	<p>施策28における都市マスタープランは、都市計画や江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画と整合性をとるとともに、特に注目を浴びている豊洲地区のあるべき姿を区民に示す必要がある。</p> <p>施策29における老朽化したマンションの建て替え問題や新築マンションに伴う小学校の受け入れ問題など、民間事業に対して区がどこまで有効な施策を行えるかを検証する必要がある。</p> <p>施策30におけるユニバーサルデザインの理念の周知を、具体的な事例(民間の商業施設でのオストメイトトイレの設置など)を積み重ねて周知する必要がある。</p> <p>施策31は本大綱の中でもコストがかかる施策となっているので、費用対効果を考えて、橋梁の長寿命化、無電中化、都市計画道路などのインフラ整備を行う必要がある。</p> <p>施策32と施策33の関係は、前者がハード、後者がソフトとなっている。震災対策をしたうえで、ハザードマップを活用した具体的な訓練などを連携して行う必要がある。</p>
その他	
<p>・基本施策11の分野は、誘導行政の色彩がとりわけ強いにもかかわらず、指標が総じて民間サイドの対応をとらえるものとなっていたり、そもそも行政の施策で直接左右することが困難なもので指標群が構成されている。これら「相手の対応次第」の指標は、本来数字が向上することが見込み難い。こうした指標を掲げて評価の材料とすることは、日々の働きが数字に反映されないことから、職員の士気を阻害させ、また、区民が行政の働きを正しく評価することを妨げる。相手の状況を示す指標ではなく、日々の行政の事業者や区民に対する「働きかけ」というこちらサイドでの努力の状況を示す指標を多用すべきである。都市計画マスタープランの進行表なども有用な指標として使える。</p> <p>・「ユニバーサルデザインの意識の普及」度合いが施策の指標とされていることには違和感がある。施策推進の前提としてそれが確保されていることで仕事はやりやすくなることは理解できるが、これを施策そのものの指標として掲げるのはおかしい。そもそも「ユニバーサルデザインのまちづくり」を大綱5に掲げることがよいのかどうか。「平和・人権」の分野に整理するのが自然であろう。</p> <p>・災害等における「防災課」「危機管理課」「河川公園課」などを統括する危機管理監などの専門職の配置も検討する必要がある。人の命がかかることであり、速やかな指示や指示系統の明確化(区長がトップではあるが、災害時における組織体制の検討)が必要である。</p>	

【計画の実現に向けて】

計画の実現に向けて

区は、区民が主体的にまちづくりにかかわることができる環境整備や区民が力を発揮できる体制づくりを行うとともに、積極的に情報を提供し、区民の参画・協働と開かれた区政を実現します。

また、本区は今後も人口増加等によりまちの姿を一変させていくことが見込まれ、一層効率的・効果的な行財政運営が求められます。こうした変化に柔軟な対応ができる人材育成や組織体制づくりを進めることにより、スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営を実現します。

さらに、地方分権や都区制度改革の進展に伴い、区は今後も責任を持って安定的な行政サービスを提供していくため、自律的な区政基盤を確立します。

計画の実現に向けて		①区民の参画・協働と開かれた区政の実現	主管	政策経営部
目指す姿	区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。			
《これまでの取り組みと評価》				
<ul style="list-style-type: none"> ・公募区民の参画による計画作りや、公共施設整備・改修にかかる区民ワークショップ・意見交換会の開催など、政策形成過程での区民協働の取り組みを進めている。 ・区と市民活動団体等との協働事業の数は増加しており、少しずつではあるが区民との協働が根つきつつある。 ・平成29年2月にホームページを全面リニューアルし、見やすさと分かりやすさの向上を図った。 ・平成30年1月に「こうとう情報ステーション」をリニューアルし、区政情報の発信を強化すると共に、情報公開の推進を図った。 ・公文書の管理を行うとともに、歴史公文書を保存し、一般の利用に供するための整備を着実に進めている。 				
《今後の課題、展望》				
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画において、区民ニーズの把握方法として住民アンケートやワークショップの活用を謳ったように、政策形成過程での区民協働を仕組みとして構築し、深化させていく必要がある。 ・職員の意識改革及び地域における協働意識の醸成など、引き続き協働推進に向けた環境整備に努めていく。 ・情報伝達手段が一層多様化していることから、媒体ごとの特性を活かした、より効果的・効率的な情報発信をしていく必要がある。 ・歴史公文書を含めた公文書の適切な管理を徹底するため、説明会等を通じて職員への指導啓発及び広報に努める。 				
計画の実現に向けて		②スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	主管	政策経営部
目指す姿	江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。			
《これまでの取り組みと評価》				
<ul style="list-style-type: none"> ・財政負担を軽減しつつ多様化する行政需要に的確に応えるため、アウトソーシング基本方針に基づき、平成18年度より指定管理者制度を導入し、現在125施設が同制度で管理・運用されている。 ・南部地域の公共・文化施設の拠点となる複合施設、「豊洲シビックセンター」を整備した(27年9月)。同施設内に設置した特別出張所は、従前の出張所より取扱業務や開所時間の拡大を実施しサービス向上を図っている。 ・平成27年度に策定した新たな定員適正化計画において、今後5年間の職員数を平成26年度の職員数2,755人以下とすることとし、現在まで達成している。 ・職員の育成のため、人材育成基本方針に基づきOJTの取り組みを推進し、自己啓発の機会の提供を行っている。 				
《今後の課題、展望》				
<ul style="list-style-type: none"> ・区民福祉の向上及び施設管理の効率化を図るため、今後も指定管理者制度への移行を進める。 ・優良な事業者選定や、安定的なサービス提供のため、所管や第三者機関の的確な評価が求められている。 ・東京2020大会や人口増加など、今後も新たな行政需要が見込まれるなか、簡素で効率的な体制を堅持しつつ、必要な人材の確保については、積極的かつ計画的な採用を行っている。 ・今後も人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上のため、「自己啓発」「OJT」「集合研修」の3つの柱を中心に内容の充実を図っていく。 				

計画の実現に向けて	③自律的な区政基盤の確立	主管	政策経営部
目 指 す 姿	<p>都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。</p>		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期計画(後期)にもとづく各施策の推進により、着実に将来像への歩みを進めることができた。 ・公共施設等総合管理計画の策定により、公共施設等の計画的な維持管理・更新等をするための基本方針を定めることができた。 ・景気変動や税制改正等の影響を受け易い歳入環境にあっても安定的な行財政運営を行うため、「江東区行財政改革計画」(後期)の着実な実施、多様な歳入確保策を検討・推進してきた。財政指標も良好であり強固な財政基盤を構築している。 ・平成23、28年度の組織再編により、収納率向上に資することができた。また、組織目標及びその内容を職員に明示することで、共通認識に基づいた業務運営と組織力の強化を図った。 ・クレジットカード収納やペイジー収納等、多様な収納方法を整備し、区民の利便性を高めた。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代・主体の参画を得ながら、戦略的かつ実効性のある次期長期計画を策定する必要がある。 ・30年度より、東京オリンピック・パラリンピック基金の積立額を年間3億円から8億円に増額し、東京2020大会に向けた気運醸成及びレガシー構築の取組みを加速させていく。 ・老朽化するインフラ資産や公共施設の改修・改築経費、高齢化に伴う扶助費など、投資的経費・義務的経費ともに増加の見込みであるため、基金や起債をバランスよく活用し、引続き持続可能な財政運営に努めていく。 ・収納率の維持・向上を図るため、納税環境の変化や景気の変動に合わせ、継続的に事務改善・体制改善を進める必要がある。 ・収納業務に対する、知識・意欲・問題意識を持った職員を育成する計画を確立し実施していく。 			

施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧

※現状値は、長期計画(後期)策定時(平成27年9月)に判明していた数値
 ※長期計画(前期)策定時(平成27年9月)に判明していた数値は、原則後期より新たに設定・変更した指標

長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	現状値 (26年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値 (31年度)	指標担当課	目標値の設定経緯・考え方	目標値達成の見込み	【未達の場合】要因と今後の取り組み
142 江東区政が市民に対して開かれ、市民が主体的に参加していること(市民参加率)	14.0%	12.6%	13.9%	12.6%	12.6%	0%	企画課	前期計画での目標値を再掲。全ての区民が開かれた区政であることを認識することを目標とした。	未達成となる見込み。	目標値(0%)は現状値であり、そこに近づけるよう、各種情報提供や区民協働の推進を図る。
143 区の協働事業の数の増加	107	144	164	175	175	—	地域振興課	区全体の事業数の増減や、事業により協働の適否があることから、数値の目標設定は適さない。	—	—
144 公募による区民参加を行っている審議会、協議会等の割合	25.9%	22.1%	22.1%	20.3%	20.3%	33%	企画課	前期計画では30%であった。過去5年間は順調に割合が増加して来たが、今後の見直しは早急なく、過大な目標値を設定するのは困難であり33%とした。	未達成となる見込み。	指標値の分母となる審議会等の数は、性質上、公募区民参加を設けられない審議会等の数も含まれているため、目標値の再考も必要。今後は、各種委員会等に対して、積極的に区民参加を働きかける必要がある。
145 1日当たりの区ホームページアクセス件数	—	56,473 (25年度)	48,800	39,564	54,000件	54,000件	広報広聴課	現状値に人口増プラス10%程度を乗じて設定。	未達成となる見込み。	平成29年3月にリニューアルを実施。サイトを構成、カテゴリー区分の全面見直しを行い、利用者が直感的に情報を探しやすくなったことからアクセス数は増加した。今後は、見やすく、分かりやすく、魅力あるホームページを目指していく。
146 区が提供する広報媒体で区政情報を取得したことがある区民の割合	—	88.2%	86.0%	84.7%	100%	100%	広報広聴課	全戸配布を実施している区報をはじめとして、いすれかの広報媒体に、区民一人ひとりに対して行政情報を伝える必要があるため。	未達成となる見込み。	目標値は現状値である。区報の全戸配布を引き続き実施すると共に、HPやSNSを充実させることで、目標に近づけるよう努める。
147 外部評価による区報媒体の認知率	23	112	138	186	—	—	企画課	外部評価の内容を予測することはできないため、目標値設定不可。	—	—
148 指定管理者制度導入施設数	116	120	120	122	125	—	企画課	政策的な判断によって数値が大幅に変化する項目であるため、目標値を設定することは適当ではない。	—	—
149 職員数	2,899	2,773	2,756	2,751	2,720	—	企画課	政策的な判断によって数値が大幅に変化する項目であるため、目標値を設定することは適当ではない。ただし、定員(正北計画)では、1126.41の職員数を超えないこととしている。	—	—
150 自主企画調査実施人数	—	101	115	106	—	—	企画課	予算額によって、人数に上限が発生する。目標値を設定することは適当ではない。	—	—
151 経常収支比率	83.4%	75.90%	76.00%	73.70%	80.0%	80.0%	財政課	【前期目標と同様】一般的に70%~80%が適正水準と言われている。この水準を目標とする。	目標値達成	—
152 公債費負担比率	2.3%	2.1%	1.8%	1.6%	5.0%	5.0%	財政課	区債の償還経費である公債費に未当りされた一般財源総額に占める割合であるため、後年度負担を考慮し、より低い水準で数値を維持する。	目標値達成	—
153 基金繰上と起債繰上との差引き額	43,261	61,775	71,652	78,640	—	—	財政課	【変更】積立基金が特別区債を下回らないように、行政改革を推進し、安定した財政運営を図る。そのため、10月1日~12月31日とする。	—	—
特別区民税の収納率(現年)	97.30%	99.05%	99.18%	99.20%	98.85%	98.85%	納税課	特別区民税を安定的に確保していくための組織目標として、26年度当初目標値に0.81Pプラスした値を設定した。目標達成に向けて組織一丸となって徴収強化に取り組んでいく。	目標値達成	—
特別区民税の収納率(繰越分)	23.09%	41.67%	46.08%	50.07%	45.00%	45.00%	納税課	特別区民税を安定的に確保していくための組織目標として、26年度当初目標値に5.04Pマイナスした値を設定した。目標達成に向けて組織一丸となって徴収強化に取り組んでいく。	目標値達成	—
特別区民税の収入未済率	—	2.17%	1.67%	1.42%	2.24%	2.24%	納税課	特別区民税を安定的に確保していくための組織目標として、26年度当初目標値に2.04Pマイナスした値を設定した。目標達成に向けて組織一丸となって徴収強化に取り組んでいく。	目標値達成	—

計画の実現に向けて	1	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課)、総務部長(総務課、経理課)、地域振興部長(地域振興課)

1 目指すべき江東区の姿

区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み

①区民参画と協働できる環境の充実	区民同士が交流する機会や場を創出するため、協働推進へ向けた環境整備を図り、参画・協働の基盤を整えます。また、地域で活動するさまざまな団体を支援し、行政活動への参画や協働を促進します。
②積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	公文書館における保存及び利用を含む、公文書等のより一層の適切な管理と情報公開・個人情報保護制度の更なる充実を図るとともに、区報をはじめとする情報媒体について、区・区民双方向からの情報発信ができるものにするなど、より効率的な活用を図ります。さらに、総合評価方式の確立など、契約制度の充実を推進します。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 番号法の施行を受けて、平成27年度に個人情報保護条例を改正するとともに、番号利用条例を制定し、番号制度に対応した。 区に寄せられる意見・要望の件数は、東日本大震災発生の影響で平成22・23年度は非常に多かったが、現在は震災発生前と同程度となっている。 情報通信技術の急速な普及・発展に伴い、SNSをはじめとして、多様な情報媒体による情報発信が可能となっている。 平成22年度より、市民活動団体等から区と取り組む協働事業の提案を受ける「江東区協働事業提案制度」を導入し、現在も本制度を活用している。 平成23年9月、「江東区コミュニティ活動支援サイトことこみゅネット」を開設し、現在も本サイトを運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革の推進により、指定管理者制度等民間事業者による区民サービス提供の機会が増える。そのため、これまで以上に適切な個人情報保護に向けた体制構築が必要となる。 区民のニーズは多様化しており、今後も引き続き、区には様々な意見・要望が寄せられると予測される。 行政事務(番号法等)の増加に伴い、その情報に含まれる個人情報について、より一層の適切な管理が求められる。 情報伝達手段が一層多様化する中、各媒体の特性を活かしながら、効果的・効率的に区政情報を発信していく必要がある。 町会・自治会、NPO・ボランティア等市民活動団体や事業者の地域における公益的活動がさらに活発化する。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標

指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
142 江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合	%	16.2	12.6	13.9	12.6			0	企画課
143 区の協働事業の数		134 (25年度)	144	164	175			—	地域振興課
144 公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合	%	28.6 (25年度)	22.1	22.1	20.3			33	企画課
145 1日当たりの区ホームページアクセス件数	件	45,334 (25年度)	56,473	48,800	39,584			54,000	広報広聴課
146 区が提供する広報媒体で区政情報を取得したことがある区民の割合	%	88.2	85.5	86.0	84.7			100	広報広聴課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標143:149 指標144:25.0 指標145:51,927

5 コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	560,725千円	492,423千円	523,506千円	0千円
事業費	387,767千円	337,272千円	337,938千円	
人件費	172,958千円	155,151千円	185,568千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標142】江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合は、各種情報提供や区民協働の推進等により、平成23年度の14.0%から25年度は12.6%にまで改善したが、26年度は前年度に比べ3.6ポイント悪化した。26年度は「聞かせて！あなたのオリンピック・パラリンピック」と題し、区民からアイデアを直接聞くイベント（参加者821人）を行うなど、様々な方法で開かれた区政の実現に取り組んでおり、27年度には改善が見られ、以降横ばいで推移している。

【指標143】区の協働事業数は、平成22年度から23年度に大きく増加し、それ以降はほぼ横ばいの状況にあったが、平成28年度は前年度から13.9%増加し、平成29年度も引き続き6.7%増加した。近年では、市民活動団体数が増加傾向にあるように、市民活動団体の活動領域は拡大しているが、自主的に地域課題に取り組む団体が増えていることや、協働に適する区の事業数の状況などから、必ずしも協働事業数の増加には直接つながらない側面もある。このような状況において、協働事業提案制度の実施や職員、区民、市民活動団体など、それぞれの対象に合わせた研修、啓発セミナー等を適宜開催し、継続的な協働の理解・推進に取り組んでいる。

【指標144】公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合は、平成22年度の25.9%から少しずつ増加し、25年度で28.6%となったが、公募委員の参加していた会の廃止や休止などにより、28年度は22.1%、29年度は20.3%に減少した。

【指標145】平成29年度の1日当たりの区ホームページアクセス件数は39,584件で、前年度より18.9%の減となった。これは、ホームページのリニューアル（平成29年2月）により、サイト構成やカテゴリ区分を見直した結果、利用者が情報を見つけ易くなり、不要なページの閲覧が減った事によるものである。アクセス数は減少したが、区民の利便性は向上している。

【指標146】平成29年度の区が提供する広報媒体で区政情報を取得したことがある区民の割合は84.7%で、前年度より1.3ポイント減少した。各広報媒体の特性を一層活かした情報発信を行うとともに、平成29年1月以降本格運用を始めた公式SNS(ツイッター・フェイスブック)でも、積極的に区政情報を提供していく。

(2) 現状と課題

◆「江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合」は、平成21年度以降14%前後で横ばいに推移している。目標値の達成のため、各事業における情報提供方法・情報公開範囲・区民との協働の余地等を検証し、一層の協働推進施策の推進と区政の透明性の確保を図ることが必要である。◆情報提供については、東日本大震災を契機に、災害時に迅速かつ信頼できる情報提供が行える体制の構築が強く求められている。これを受け、これまでに災害時における区報の配布協力体制の構築やホームページの更新方法の変更等を行い、災害時対応の強化を図った。◆協働の推進は、多様化・複雑化する区民ニーズに対応し、更なる区民満足度の向上を図るといった観点からも強く求められている。◆町会・自治会、NPOやボランティア等、地域で活発に活動している市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れる仕組みの浸透を図り、公共サービスの新たな担い手を育成する必要がある。市民活動団体等と区が地域の課題解決や発展に取り組む協働を推進するために、必要な環境の整備が求められている。◆行政事務（番号法等）の増加に伴い、流通する情報量も増えるため、その情報に含まれる個人情報について、漏えいを防止する等、行政に対する区民の信頼を損なうことがないように、より一層の適切な管理が求められる。◆契約制度のうち総合評価方式について、工事の品質確保、不良不適格業者の参入防止を推進しつつ、法令等に則った、適正な運用が求められる。◆公文書等については適切な管理に努めているところであるが、公文書管理法の趣旨にのっとり、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に向けた取り組み等が必要である。◆情報伝達手段が多様化する中、全戸配布を行っている区報を基幹的な広報媒体としつつも、近年急速に普及したSNSなど、新たな広報媒体による区政情報の発信が必要となっている。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆請求によらない積極的な情報提供、外部監査等、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを着実に進める。◆情報提供については、引き続き、年齢・ライフスタイル・情報機器の有無にかかわらず、区民に必要な情報が伝わる仕組みづくりを検討する。◆「協働」に対する区の姿勢を明確にするため、平成22年3月に策定した「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」を職員の共通認識とし、全庁的な協働推進への取り組みを継続する。◆「協働事業提案制度」や江東区コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」の運用により、団体の活動の場の拡大、職員の意識改革及び地域における協働意識の醸成を図っていく。◆平成26年3月、協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、引き続き開設へ向けた課題の解決とスケジュール化を図っていく。◆「江東区区民協働推進会議」において、専門家、区民等の視点を取り入れながら区の協働推進施策の検討を行っていく。◆審議会・協議会について、公募委員の参画が可能か精査し、積極的に公募委員を増やす取り組みを実施する。◆特定個人情報の管理等については、全庁的な研修を行うなど、より一層の適切な管理を行っていく。◆契約制度については、社会経済情勢の変化や市況の動向等を注視し、引き続き時代に応じた適正な運用・改善に努める。◆区政を適正かつ効率的に運営し、現在及び将来の区民に対する説明責務を果たすため、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用を含めた公文書等のより一層の適切な管理を図っていく。

計画の実現に向けて	2	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課、情報システム課、オリンピック・パラリンピック開催準備課)、総務部長(総務課、職員課、経理課)、地域振興部長(地域振興課)、区民部長(区民課、豊洲特別出張所)、都市整備部長(住宅課、建築課、建築調整課)、土木部長(管理課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)、監査事務局次長(監査事務局)

1 目指すべき江東区の姿
江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み	
①施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	アウトソーシングの進捗状況について、定期的な検証を行うとともに、民間活力の積極的な活用により職員定数の適正化を図ります。また、行政評価システムの活用や、指定管理者制度の検証と活用、PFI等の民間開放手法の検討などを進めます。さらに、新公会計制度の活用など、多様な経営管理手法の検討と活用を図るとともに、各施設の適切な改修等を行います。
②状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立	さまざまな行政需要に対応できるよう、常に組織体制の改善を図るとともに、横断的な連携・協力体制が図れる組織を確立します。
③政策形成能力を備えた職員の育成	職員による自主的な調査・研究の促進や、職員の国及び他団体への長期派遣、大学や民間企業等への派遣を実施します。また、プレゼンテーション能力やマネジメント能力に資する研修を充実させます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・長期計画及びアウトソーシング基本方針にもとづく定員管理・民間委託の推進等についての取り組みを進めてきた。 ・平成22年10月に策定した「江東区人材育成基本方針」に基づき、「自己啓発」「OJT」の支援、「集合研修」の3つの柱を中心に職員の資質向上を図ってきた。 ・平成27年3月に定員適正化計画を含む「江東区行財政改革計画(後期)」を策定した。 ・平成18年度より導入した指定管理者制度によって管理されている施設は、平成30年4月現在125施設となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域を中心とする人口の流入傾向は継続すると予測され、多様化する区民ニーズに適切に応えるため、効率的な行政運営や更なる職員の資質向上が求められる。 ・人口増加や東京2020オリンピック・パラリンピック開催準備によって行政需要の高まる中、定員適正化や民間活力の活用等によって、より一層スリムで効率的な行財政運営が求められる。 ・指定管理者制度導入施設の更新にあたり、優良な指定管理者を選定するため、所管課や第三者機関の的確な評価が求められる。 ・地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、これまでの臨時・非常勤職員制度の抜本的な見直し求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・職員公務災害補償事業は、地方公務員災害補償法、地方公務員災害補償基金等に基づき実施するため区の権限が限定的である。 ・基幹統計調査事業は、統計法に基づき各種統計調査を実施するものであるため、区の権限が限定的である。 ・公共建設統計調査事業は、統計法・建設工事統計調査規則等に基づき実施するため、区の権限が限定的である。 ・建築確認・指導等実施事業は、建築基準法・都建築安全条例等に基づき建築確認事務等を実施するものであるため、区の権限が限定的である。

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
147	外部評価によって改善に取り組んだ事業数 (累計)		84 (25年度)	112	138	186			—	企画課
148	指定管理者制度導入施設数	施設	120	120	120	122	125		—	企画課
149	職員数	人	2,755	2,773	2,756	2,751	2,720		—	企画課
150	自主企画調査実施人数	人	133 (25年度)	101	115	106			—	企画課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標147：103 指標150：137

5 コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	10,499,666千円	10,489,302千円	11,184,197千円	0千円
事業費	6,690,356千円	7,077,636千円	7,189,872千円	
人件費	3,809,310千円	3,411,666千円	3,994,325千円	

6 一次評価〈主管部長による評価〉

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標147】平成29年度に改めて開催された外部評価委員会によって改善に取り組んだ事業数は186件となっており、着実に増加している。

【指標148】平成30年度において指定管理者制度導入施設は前年比3施設増となった。

【指標149】職員数は、平成21年度2,952人から平成26年度2,755人と、197人の減となった。平成27年度は、人口増加やオリンピック開催準備など行政需要の増加により、18人増の2,773人となったものの、技能系職種の退職不補充等により、平成28年度は2,756人、平成29年度は2,751人、平成30年度は2,720人と減少をしており、平成26年度2,755人を下回っている。

【指標150】自主企画調査実施人数は平成25年度の133人に比べ、若干減少傾向ではあるが、調査件数自体は平成25年度の35件に対し、毎年度ほぼ同数で推移しており、平成29年度も36件となっている。少数で効果的な調査が実施されている。

(2) 現状と課題

◆平成22年度に導入した外部評価を取り入れた行政評価により、25年度までに全ての施策が2回ずつ外部評価を受けた。◆平成26年度は外部評価委員会を休止し、外部評価を含む行政評価システムについて検証し、平成27年度より専門的な見地から区の取り組みを評価・検討するため、学識経験者等で構成する外部評価委員会による新たな外部評価を実施している。また、希望する区民に「外部評価モニター」として、外部評価委員会を傍聴してもらい、意見を聴取するなど、区政の透明性確保に努めている。これらの新たな行政評価システムに基づき、引き続き既存事業の改善・見直しを図る。◆人口増加や東京2020オリンピック・パラリンピック開催準備など行政需要の高まる中であっても、よりスリムで効率的な行政運営を推進することで、職員数の抑制を図る。指定管理者制度は導入から10年が経過し、制度の安定運用が行われている。◆区民ニーズに的確に答える、実行力のある区政運営を目指し、平成27年3月に「江東区行財政改革計画（後期）」を策定し、平成29年3月に一部改定を行った。◆文化センター、図書館等の施設を備えた南部地域の公共・文化施設の拠点となる複合施設、豊洲シビックセンターを整備した（平成27年9月24日開設）。同施設内に設置した出張所を「豊洲特別出張所」とし、従前の出張所より、取扱業務や開所時間の拡大を実施しサービス向上を図っている。◆人材育成基本方針に基づき、職場における人材育成の活発化を図るためOJTを推進している。また、自己の能力開発に積極的に取り組めるよう自己啓発の機会の提供を行っている。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆職員の定員数について、今後も新たな行政需要に対応しつつ、定数の適正化に努める。◆指定管理者制度について、引き続き制度の円滑な運用に努める。◆「江東区行財政改革計画（後期）」に基づき、民間委託の推進、定員の適正化や歳入の確保のほか、業務改善によるサービス向上の着実な推進に努める。◆平成30年度以降新たな施設で、指定管理者制度を導入予定である。◆豊洲シビックセンターは、南部地域の人口増に対応し、住民サービスの向上を図る。◆平成23年度に再構築が完了した基幹系システムの安定運用を推進する。◆今後も人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上のため、「自己啓発」「OJT」「集合研修」の3つの柱を中心に内容の充実を図っていく。◆江東区オリンピック・パラリンピック開催準備プランを軸に、東京都・大会組織委員会と協力して大会開催準備を進めていく。◆平成27年度に策定した「江東区ブランディング戦略」に基づき、国内外に区の魅力を積極的に発信していく。◆臨時・非常勤職員制度は、会計年度任用職員制度の新設により必要な制度基盤を構築する。

計画の実現に向けて	3	自律的な区政基盤の確立	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(財政課、オリンピック・パラリンピック開催準備課)、総務部長(総務課、人権推進課)、区民部長(課税課、納税課)、会計管理室長(会計管理室)、選挙管理委員会事務局長(選挙管理委員会事務局)、区議会事務局長(区議会事務局)

1 目指すべき江東区の姿

都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

2 計画を実現するための取り組み

①自律的な区政基盤の強化	都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
②安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納率の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 我が国の景気は、回復基調が長期にわたっており、それを受けて本区においても税収・収納率ともに堅調に推移している。 平成26年4月より、消費税率が5%から8%に引き上げられ、歳入歳出両面で影響を及ぼしている。 平成27年1月、地方公会計制度改革の方針により、発生主義・複式簿記の導入など国の統一的な基準に基づく財務書類の作成・公表が要請されたため、29年度より公表を開始した。 平成28年2月、日銀が史上初めてマイナス金利を導入した。 法人住民税法人税割を一部国税化、地方消費税清算基準の見直し、ふるさと納税による減収など、都市と地方の税源偏在是正措置が本区の財政に影響を及ぼしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率の引き上げ・海外情勢等、今後の景気の動向は依然として不透明であり、安定的に税収を確保するためにも収納率の向上に向けたより効果的な取り組みが求められる。 特別区税や特別区交付金は、景気動向・税制改正の影響を受け易いため、歳入環境に見合った財政運営が求められる。 いかなる区財政の現状にあっても、安定的、継続的に区民サービスを提供するため、基金及び起債を有効かつ計画的に活用することが求められる。 人口増加に対する公共施設整備の財源として基金と起債を活用していくが、そのバランスや、負担の世代間公平を考慮しつつ、財政運営を行っていく必要がある。 区民ニーズの変化にスピード感を持って対応するため、効率的・効果的な財政運営の推進とともに、新たな財源確保策に積極的に取り組むなど、財政基盤の強化が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課	
151 経常収支比率	%	81.1 (25年度)	75.9	76.0	73.7			80.0	財政課	
152 公債費負担比率	%	2.5 (25年度)	2.1	1.8	1.6			5.0	財政課	
153 基金残高と起債残高との差し引き額	百万円	46,801 (25年度)	61,775	71,652	78,639			—	財政課	
154	特別区民税の収納率(現年分)	%	98.65 (25年度)	99.05	99.18	99.20			98.85	納税課
	特別区民税の収納率(滞納繰越分)	%	39.18 (25年度)	41.67	46.08	50.07			45.00	納税課
155 特別区民税の収入未済率	%	4.31 (25年度)	2.17	1.67	1.42			2.24	納税課	

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

(指標152について、平成26年度決算より特別区全体で通常使用する指標が「公債費負担比率」となったことに伴い変更)

【参考】26年度の指標値 指標151:78.0 指標152:2.3 指標153:52,496 指標154(現年分):98.95、(滞納繰越分):41.26 指標155:2.77

5 コストの状況				
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	8,038,164千円	24,257,409千円	6,908,373千円	0千円
事業費	6,657,793千円	23,022,432千円	5,485,902千円	
人件費	1,380,371千円	1,234,977千円	1,422,471千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標151】平成29年度決算において、経常収支比率は73.7%となり、3年連続で適正水準（70～80%）の範囲内となった。しかしながら、扶助費が右肩上がりに増加を続けていることなどから、今後の推移には十分注意する必要がある。

【指標152】平成29年度決算では公債費負担比率は1.6%と減少したものの、施設整備等に当たっては世代間の負担公平を図っていくため、適債事業には起債を活用していく必要がある。

【指標153】平成29年度決算では、前年度に引き続き基金と起債残高の差が700億円を超えた（約790億円）。これまで培ってきた財政力として、長期計画（後期）ハード事業の着実な実施や、南部地域の公共施設整備等を見据え、基金を有効に活用する必要がある。

【指標154】適正な滞納処分の徹底などの「基本方針」を基に、特別区民税の収納率（現年分）は平成27年度は99.05%、平成28年度は99.18%、平成29年度は99.20%、特別区民税の収納率（滞納繰越分）は平成27年度は41.67%、平成28年度は46.08%、平成29年度は50.07%となり、毎年右肩上がりであり、高水準を維持している。

【指標155】特別区民税の収入未済率は平成27年度は2.17%、平成28年度は1.67%、平成29年度は1.42%と現状値と比べ大幅に改善している。

(2) 現状と課題

◆新たなステージに入った地方分権改革による基礎自治体への権限移譲や規制緩和に対応した区の体制づくりが必要である。◆区の歳入の6割を占める特別区税及び特別区交付金については景気変動に大きく左右されるため、弾力的な財政運営に努める必要がある。◆公共施設の整備に対し、基金・起債の計画的かつ有効な活用が必要である。◆2年後に開催される東京2020オリンピック・パラリンピックに伴う事業に要する財源に充てるため、平成27年度より基金を設置し、平成30年度は積立額の増額を行った。また、「パラリンピック促進事業」として、障害者スポーツ・アート活動に関する経費の補助や、「公共サイン維持管理事業」等の関連事業に基金を活用していく。◆人口増による多様化した区民ニーズの増加や扶助費等の伸びが著しい中、指標にある経常収支比率の目標値達成に向けた取り組みを継続していく必要がある。◆地方公会計制度について、国からの要請では、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保が求められており、これらを踏まえた財務書類（統一的基準モデル）を平成29年度に作成・公表した。◆総務省より公共施設等総合管理計画の策定要請があったことを受け、平成28年度、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえたうえで、インフラ資産を含めた公共施設等の計画的な維持管理・更新を推進するための基本方針として「江東区公共施設等総合管理計画」を策定した。◆現行の長期計画の計画期間が平成31年度で終了することから、次期長期計画を策定する必要がある。◆個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定が国から求められている（平成32年度まで）。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆自主的かつ総合的な行政をより確実に実施していくため、区への対応策を検討し、都区間での協議を進める。◆中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的な基金の積み立てとともに行財政改革計画の着実な実施により、財政の健全化を図っていく。◆区税の収納率向上のため、適正な滞納処分の強化及び徴収事務の効率化を引き続き実施していく。◆多様なニーズに応えるため導入した、クレジットカード収納やペイジー収納等の収納方法の周知を図る。◆統一的基準モデルに基づき財務書類の今後の活用方法について検討していく。◆地方分権の推進や確固たる財政基盤の確立等により、自律した区政運営の実現に取り組む。◆公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正管理を推進していくとともに、個別施設計画の策定を検討していく。◆多様な世代・主体の参画を得ながら、戦略的かつ実効性のある次期長期計画を策定する。

《外部評価委員会による評価》

3年間の総括評価	
委員	評価内容
ア	<p>長期計画を立て区としての理念や目標を区民に明示するとともに、指標化と外部評価により着実にフォローアップする仕組みを整え、それらを着実に実行してきたことは高く評価できる。区長のリーダーシップと政策経営部をはじめとする各部の努力に敬意を表したい。</p> <p>外部評価については、区民モニターの声を反映しながら、主管部等と外部委員の間で、真摯かつ実質的なやりとりが展開されたことは、開かれた区政という点からも、また今後の計画・推進に活かすという点からも大きな意味があったと考えている。</p>
イ	<p>計画を踏まえ、他の自治体に伍して、必要な改革が着手、実行されている。</p>
ウ	<p>「②スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」において、指定管理者制度の実施が重要な取り組みとなっている。数も増えており、コスト的にもサービスの質的にも向上してきたという評価となっている。しかし、区民の中には、まだ指定管理者制度に対する不安や不信感がある。区民がどう思っているのか、納得しているのかという視点からも、成果を評価することが重要である。区民が安心して、また満足してサービスが利用できるように、コストや質という部分だけでなく、利用者にとっても満足度が高まるという側面をわかりやすく説明していく責任がある。</p> <p>人材育成を重視していることは理解できたが、その指標が十分に設定されていないので、人数は削減しても人材の質としては区政の運営を行う上で大丈夫であるということを示すことが重要である。</p>
エ	<p>「①区民の参画・協働と開かれた区政の実現」において掲げられている「協働」について、政策PDCAのうち、「P」、すなわち政策形成過程への参加ということに偏りすぎている印象がある。策定時の時代状況からすれば致し方ないと考えるが、すでに市民参加・協働の議論では、すべてのプロセスに市民(区民)がどのようにかかわるのかが議論されていることを考えると、次期長期計画策定時の課題として位置付けてよいように考える。</p> <p>「②スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」において掲げられている「職員研修」について、何を人材育成目標とするのかを、職種別、階層別等にどのように整理しているのか、またその方法論が分かりにくい印象がある。</p>
オ	<p>区民参画による計画作り、公共施設整備・改修時の意見交換会の開催等、政策形成段階での区民協働の取り組みが行われてきている。今後は、区との協働という観点からのみではなく、区民自ら取り組みを行うことができる手助けといった方向性での取り組みについても考慮が必要ではないか。</p> <p>財政負担を軽減しつつ行政需要に的確に応えるため、業務のアウトソーシング・指定管理者制度の活用がなされている。指定管理者制度の導入については、主としてコスト削減を狙った施設、主としてサービスの質の向上を狙った施設(福祉分野等)、新規のアイデアの取り込みを狙った施設(PFI手法の活用)等狙いを分けての導入を行っており、評価できる。</p>
カ	<p>「①区民の参画・協働と開かれた区政の実現」において、政策形成過程での区民協働(公募区民の参画による計画作り、区民ワークショップ・意見交換会)の取り組みをしていることは評価できる。</p> <p>「②スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」において、指定管理者制度を導入し、125施設の管理・運用を行っていることについては評価できる。また、定員適正化計画による職員数が達成されていること、職員育成でOJTの取り組みや自己啓発の提供を行っていることなどは評価できる。</p> <p>「③自律的な区政基盤の確立」において、指標的には目標が達成されており、評価できる。長期計画、公共施設等総合管理計画、江東区行財政改革計画などの策定ができたことは評価できる。</p>

今後の取り組みへの提言	
委員	評価内容
ア	<p>委員会で何度も繰り返された点だが、一つ一つの施策を何のために行うのか、区はどこまで行うのか、その本質について掘り下げが不十分なまま計画化され、実施されている点は、大きな改善事項と思われる。簡単ではないが、そのような問いを続けることが、職員一人一人を鍛え、行政の質を高めることになると思う。</p> <p>また、指標についても繰り返し指摘があった。今回、指標化するという点では大きな一歩を踏み出せたと思うが、指標をどう設定するかは当該施策の本質そのものであり、真に意味のある指標づくりに取り組んでいただきたい。</p> <p>最後に、施策の括り方が今回の長期計画のような形で良かったのか再検討をお願いしたい。部単位で全体を体系的に計画化する方が、資源投入の最適化という点で優れた面もある。そのことと部を超えた横断的な取り組みをどう最適化するか、次の長期計画策定の大きな課題であると考え。</p>
イ	<p>区政への信頼の確保が何を置いても重要であり、すべての施策の成功の出発点である。政策経営において、その点に十分な目配りを続けていってほしい。</p> <p>人員の配置については、スリム化の号令に部局が委縮して、本来増員要求してよいものまでが潜在化してしまい、必要な手当がされていないことが懸念される。政策経営部が主体的に人員不足箇所を見極め、手当するぐらいのことを期待したい。</p> <p>区においても、独自の課題の解決のために必死の努力が続けられ、職員も真剣に取り組んでいることが、外に目を転ずると、各地の基礎自治体ではそれ以上の「必死」の住民協力と取り組みが存在している。職員をできるだけそれら自治体へ一泊研修等に出し、自分と同じ立場にある自治体職員の姿から学ぶ機会を与えてほしい。</p>
ウ	<p>人材育成にあたっては、区の人材育成基本方針に基づいて的確に行われていると言えるが、今後の展望を考えた際には、新しい社会構造や産業構造等への転換、多様で複雑化した社会問題等への対応が求められる。このような今まで誰も経験して来なかったような未知の世界や、ひとつの解ではない問いへの対応が求められ、そのことに対応する資質能力が行政官にも求められる。このような新たな視点での人材育成、求められる資質能力の育成も視野に入れた施策を打ち出すことが、新しい長期計画においては必要である。</p> <p>人材育成と組織づくりが目指す姿の視点としてあるが、組織づくりの視点が十分に議論されず、今後の展望の中に描かれていないように思う。新しい長期計画の立案に当たっては、組織の全体像に対応したような、各部局の連携、協働と共に、組織面での見直しも視野に入れた体制づくりを行うこともひとつの視点である。</p>
エ	<p>総じていえる論点は、「職員像の転換」を区としてどう考えるかに集約される。欧米では、いわゆる「アドミニストレーションとしての事務執行」から「オーガナイズ(地域資源編集)による価値創造」へのモデルチェンジが図られている。そのような視点を持つことで、例えば市民参加については、PDCA各フェーズにおける市民との関係形成もより効果的に設計できる。</p> <p>また、職員研修についても、このような視点から、研修の中に具体的な現場課題をどう研修として組み込んでいくかが問われる。先の西日本豪雨災害において、災害ボランティアの割り当てや支援物資の分配最適化を実現した岡山県のある自治体の担当職員は、研修の一環としてこうした事態を想定して他都市の災害現場に赴いて災害支援協力も兼ねて研鑽を積んでいたというケースは、その好例である。事務知識や非現実的なロールプレイング演習は、これからの時代の研修で取り扱う内容として必ずしも有効とは考えない。</p>
オ	<p>「自治体戦略2040構想研究会」において取りまとめられた第二次報告にもあるように、自治体は、新しい公共私相互の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要がある。経営資源に制約のある中、協働すべき分野、自助・共助を促すことを中心とした分野との仕分をし、ノウハウを蓄積していく必要がある。</p> <p>RPA(Robotic Process Automation)化は、人員が限られた中で効果的な業務実施のために推進する必要がある。ただし、すべての領域についてやみくもに自動化するのではなく、自動化になじむ領域、アイデアを出すべき領域の分けをし、アイデアを出すべき領域への資源の効果的投入ができるように考慮をする必要がある。また、自動化することでブラックボックス化が進むことの無いよう、自動化されている業務についての基礎的理解は持つ必要がある。</p>
カ	<p>「①区民の参画・協働と開かれた区政の実現」では、開かれた区政の実現には、「見える化」・「情報公開」をキーワードとして区民にわかりやすく説明することが望まれる。</p> <p>「②スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」では、スリム化の弊害についても留意する必要がある。特に職員数の減少を指標としているが、職員減少を指定管理者などへの委託、臨時的な職員等の対応について、検証が必要である。具体的なコスト減の状況を示す必要がある。</p> <p>「③自律的な区政基盤の確立」では、長期的な視野で、新公会計制度の財務書類の活用、公共施設等総合管理計画から適正な個別計画の実施を、区民の合意を得ながら推し進める必要がある。</p>
その他	
<p>・現行の施策評価は、長期計画に示された「目指すべき江東区の姿」の実現度合いを示す指標を、軸あるいは結節点にして、部局の施策運営の改善を図るといふ意図で設計されているように見えるが、指標が総じて施策運営との関係性を欠き、施策運営の良否が反映されるものでないため設計意図が実現していない。見直しが望ましいと考える。</p> <p>・設計意図を実現するためには、まず、事務事業に立ち返って、対象である特定の区民層や区域を具体的にどのような状態にするのが意図であるのか、そして、①意図が実現した状況、あるいは②意図が実現するために必要である区の取り組みや対象への働きかけの状況を示す指標は何であるのか、について部局と政策経営部で議論して指標を設定し、施策評価についてはそれをを用いるということが望ましいと考える。そして、これらの指標群をながめ、それをもとに「目指すべき江東区の姿」の実現度合いを示す指標を考えていくというボトムアップの方法によるのが望ましいと考える。「目指すべき江東区の姿」の実現度合いを示す指標は、基本計画の文言から論理的に設定できてしまうものも少なくないが、その場合は、これと前記ボトムアップで設定された指標とをどう関係づけるかを考えさせればよい。最初から、基本計画の文言から設定される「基本施策指標群」とボトムアップの方法から設定される「施策運営指標群」の二段階の体系をイメージして別個に作業し、その後、両者の論理整合を図って、基本計画と施策評価システムを仕上げるという進め方でもよい。</p> <p>・区の取り組むべき課題に関して、縦割りでは対応できない部分は多く、職員同士の部署を超えた交流・意見交換が気軽にできる雰囲気作りはダイレクトなOJTではないが重要と考える。</p>	

4. 資料

施策実現に関する指標に係る現状値の推移（平成22～26年度）

	長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値(26年度)	目標値(31年度)	数値取得方法	指標担当課
施策 1	1 水辺と緑に豊かさを感ずる区民の割合		77.7	81.6	81.9	80.9	82.3%	85%	区民アンケート	河川公園課
	2 区民1人当たり公園面積		8.82	8.73	8.89	8.72	8.60㎡	10㎡	業務取得	河川公園課
	3 水辺・潮風の散歩道整備状況		24,585	25,081	25,936	27,097	27,097m(25年度)	29,647m	業務取得	河川公園課
	4 ポケットエコスペース設置数		46	48	49	49	49か所(25年度)	54か所	業務取得	施設保全課
	5 生物多様性という言葉を用いたことがある区民の割合	○	—	—	—	—	62.9%	75%	区民アンケート	施設保全課
施策 2	6 水と緑に関するボランティア数		715	763	946	1,159	1,159人(25年度)	—	業務取得	施設保全課
	7 緑被率		—	—	19.93	—	19.93%(24年度)	22%	業務取得	管理課
	8 区立施設における新たな緑化面積		2,341	8,830	2,585	4,086	4,086㎡(25年度)	—	業務取得	管理課
	9 街路樹本数		9,683	10,579	12,276	13,340	13,340本(25年度)	18,000本	業務取得	道路課
	10 区民・事業者による新たな緑化面積		38,801	63,213	194,378	66,561	66,561㎡(25年度)	—	業務取得	管理課
施策 3	11 環境に配慮した行動に取り組む区民の割合		49.1	55.1	53.7	52.4	53.9	60%	区民アンケート	温暖化対策課
	12 環境学習情報館「えこっくる江東」事業参加者数	○	—	—	—	—	28,811人(25年度)	29,100人	業務取得	温暖化対策課
	13 大気常時測定項目(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄)の環境基準達成割合	○	—	—	—	—	71%(25年度)	100%	業務取得	環境保全課
	14 区内河川及び海域の水質(BOD, DO, COD)の環境基準達成割合	○	—	—	—	—	78%(25年度)	100%	業務取得	環境保全課
	15 道路交通騒音の環境基準達成割合	○	—	—	—	—	68%(25年度)	100%	業務取得	環境保全課
施策 4	16 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	○	—	—	—	—	722g(25年度)	661g	業務取得	清掃リサイクル課
	17 区民1人当たり1日のごみの発生量		567	564	549	542	542g(25年度)	469g	業務取得	清掃リサイクル課
	18 資源化率		25.6	25.5	25.7	25.7	25.7%(25年度)	29.6%	業務取得	清掃リサイクル課
	19 大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率		67.40(21年度)	68.16(22年度)	69.26(23年度)	70.79(24年度)	70.97(25年度)	71.14%	業務取得	清掃事務所

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

	長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値(26年度)	目標値(31年度)	数値取得方法	指標担当課
施策5	20 江東区域のエネルギー消費量	○	—	—	—	—	31,958TJ (23年度)	31,958TJ	業務取得	温暖化対策課
	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数(風力発電施設)		2	2	2	2	2	2施設	業務取得	温暖化対策課
	21 再生可能エネルギー設備を導入した区施設数(太陽光発電施設)		6	7	9	9	10	16施設	業務取得	温暖化対策課
施策6	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数(雨水利用施設)		47	49	49	49	50	56施設	業務取得	温暖化対策課
	22 地球温暖化防止設備導入助成事業を知っている区民の割合	○	—	—	—	—	32.4%	50%	区民アンケート	温暖化対策課
	23 カーボンマイナス子どもアクションCO ₂ 削減量の累計	○	—	—	—	—	819トン (H20-25累計値)	1,700トン (H20-31累計値)	業務取得	温暖化対策課
施策7	24 保育所待機児童数		232 (351)	166 (273)	136 (253)	242 (416)	形式的:315人 実質的:170人	実質的:0人	業務取得	保育計画課
	25 定員数	○	—	—	—	—	11,078人	16,594人	業務取得	保育計画課
	26 延長保育を実施している保育園の数	○	—	—	—	—	72園	122園	業務取得	保育課
施策8	27 子育てがしやすいと思う保護者の割合		47.7	54.5	53.0	52.4	56.3%	60%	区民アンケート	子育て支援課
	28 子育てひろば利用者数		275,631	234,273	263,429	279,503	279,503人 (25年度)	283,360人	業務取得	子育て支援課
	29 区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合		52.3	50.0	48.7	50.0	56.3%	60%	区民アンケート	子育て支援課
施策9	30 子育て情報ポータルサイトの利用者数	○	—	—	—	—	51,406件 (25年度)	58,100件	業務取得	子育て支援課
	31 子ども医療費助成件数	○	—	—	—	—	1,088,781件 (25年度)	—	業務取得	子育て支援課
	32 全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値(小学校)		103.9	—	105.5	106.2	106.9	109	業務取得	指導室
施策10	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値(中学校)		98.9	—	99.4	101.3	102.4	104	業務取得	指導室
	33 地域活動、ボランティア活動、キャリア体験学習に年2回以上参加した児童・生徒の割合	○	—	—	—	—	—	100%	業務取得	指導室

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

	長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値(26年度)	目標値(31年度)	数値取得方法	指標担当課	
施策 8	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値(小学校・ソフトボール投げ)	○	—	—	—	—	87.4	90	業務取得	指導室	
		○	—	—	—	—	93	95	業務取得	指導室	
	34 新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値(小学校・20mシャトルラン)	○	—	—	—	—	97.4	99	業務取得	指導室	
		○	—	—	—	—	96	98	業務取得	指導室	
	35 国語の授業が分かる児童の割合	○	—	—	—	—	80.5%	85%	業務取得	指導室	
		○	—	—	—	—	79.9%	85%	業務取得	指導室	
	36 算数の授業が分かる児童の割合	○	—	—	—	—	75.1%	80%	業務取得	指導室	
		○	—	—	—	—	57.9%	80%	業務取得	指導室	
	37 一人一人を大切にしたい教育が行われていると思ふ保護者の割合	○	—	—	80	—	—	80%(24年度)	90%	業務取得	指導室
		○	56.4	52.3	57	63.8	63.8%(25年度)	70%	業務取得	指導室	
38 不登校児童・生徒出現率(小学校)	○	0.24	0.34	0.33	0.34	0.34%(25年度)	0.20%	業務取得	指導室		
	○	2.95	2.96	2.73	2.96	2.96%(25年度)	2.00%	業務取得	指導室		
39 改修・改築を実施した学校数(小学校)	○	—	2	2	3	8校	20校	業務取得	学校施設課		
	○	—	1	—	3	4校	8校	業務取得	学校施設課		
40 地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(小学校)	○	1	1	3	5	11校	46校	業務取得	学校支援課		
	○	0	1	1	2	4校	24校	業務取得	学校支援課		
41 学校が積極的に情報発信していると思ふ保護者の割合(小学校)	○	—	—	—	—	—	90%	業務取得	指導室		
	○	—	—	—	—	—	85%	業務取得	指導室		

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

	長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値(26年度)	目標値(31年度)	数値取得方法	指標担当課
施策10	42 保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合(小学校)	○	—	—	—	—	—	75%	業務取得	指導室
	保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合(中学校)	○	—	—	—	—	—	70%	業務取得	指導室
施策11	43 大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数(小学校)	○	—	—	—	—	464件(25年度)	828件	業務取得	学校支援課
	大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数(中学校)	○	—	—	—	—	63件(25年度)	144件	業務取得	学校支援課
施策12	44 児童虐待相談対応件数(年間)	○	437	405	427	564	564件(25年度)	—	業務取得	子育て支援課
	45 虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	○	43.8	47.2	43.6	39.5	42.8	60%	区民アンケート	子育て支援課
施策13	46 地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数	○	—	—	—	—	2,135人(25年度)	2,220人	業務取得	庶務課
	47 放課後子どもプランを実施している小学校数	○	4	11	16	21	26校	46校(30年度)	業務取得	放課後支援課
施策14	48 行政・地域の活動がこどもにとって地域環境の安全に役立っていると思う区民の割合	○	—	—	—	—	53.8%	60%	区民アンケート	青少年課
	49 地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	○	158	167	166	174	174件(25年度)	180件	業務取得	青少年課
施策15	50 青少年育成指導者養成講習会への参加者数	○	842	838	729	640	640人(25年度)	760人	業務取得	青少年課
	51 各種助成事業における助成件数	○	—	—	—	—	244件(25年度)	290件	業務取得	経済課
施策16	52 優秀技能者表彰の受賞者数	○	—	—	—	—	262人(25年度)	312人	業務取得	経済課
	53 産業スクーリング及びインターンシップ事業参加者数	○	—	—	—	—	1,716人(25年度)	2,616人	業務取得	経済課
施策17	54 創業支援資金貸付件数	○	56	48	39	36	36件(25年度)	108件	業務取得	経済課
	55 1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数	○	2.1	2.1	1.9	1.9	1.7日	2.5日	区民アンケート	経済課
施策18	56 魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	○	41.8	40.2	39.2	41.5	36.7%	45%	区民アンケート	経済課
	57 商店会イベントへの来街者数	○	—	—	—	—	1,962人(25年度)	2,100人	業務取得	経済課

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

	長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値(26年度)	目標値(31年度)	数値取得方法	指標担当課
施策16	58 消費者相談窓口を知っている区民の割合		34.0	32.7	33.8	30.1	34.1%	50%	区民アンケート	経済課
	59 消費生活相談件数	○	—	—	—	—	2,529件(25年度)	—	業務取得	経済課
	60 消費生活相談の解決・助言の割合	○	—	—	—	—	70.26%(25年度)	72%	業務取得	経済課
	61 消費者被害の予防を目的としたセミナー・講座への参加者数	○	—	—	—	—	610人(25年度)	650人	業務取得	経済課
施策17	62 町会・自治会・NPO・ボランティアなどコミュニティ活動に参加する区民の割合		20.8	22.2	23.2	22.5	21.9%	26%	区民アンケート	地域振興課
	63 区が提供するコミュニティ活動情報を使ったことがある区民の割合		20.6	23.3	22.6	20.7	20.6%	24%	区民アンケート	地域振興課
	区民館・地区集会所・文化センターの利用率(区民館)		53.7	53.3	52.7	55.6	55.6%(25年度)	60%	業務取得	区民課
	64 区民館・地区集会所・文化センターの利用率(地区集会所)		17.7	18.5	19.9	20.6	20.6%(25年度)	25%	業務取得	地域振興課
施策18	65 地域に根ざしたイベントへの参加者数		62.0	60.8	63.0	60.7	60.7%(25年度)	65%	業務取得	地域振興課
	66 生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合		929	543	881	770	770千人(25年度)	1,000千人	業務取得	地域振興課
	67 図書館の利用者数(年間)	○	17.5	18.8	19.5	16.8	16.6%	25%	区民アンケート	文化観光課
	68 図書館資料貸出数(年間)		4614	4624	4395	4322	4,322千冊(25年度)	5,250千冊	業務取得	江東図書館
施策19	69 生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合		13	14.3	14.1	12.7	11.7%	20%	区民アンケート	文化観光課
	70 男女が平等だと思う区民の割合		20.1	20.3	18.3	18.7	13.6%	40%	区民アンケート	男女共同参画推進センター
	71 区の審議会等への女性の参画率		29.5	30.1	34.1	33.6	33.6%(25年度)	40%	業務取得	男女共同参画推進センター
	72 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思う区民の割合		26.5	28.0	29.9	26.6	27.4%	38%	区民アンケート	男女共同参画推進センター
施策19	73 DV相談件数		1,773	2,067	2,388	4,234	4,234件(25年度)	—	業務取得	男女共同参画推進センター
	74 DV相談窓口を知っている区民の割合	○	—	—	—	—	41.2%	70%	区民アンケート	男女共同参画推進センター

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

		新規 変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値 (26年度)	目標値 (31年度)	数値 取得方法	指標担当課
施策 20	75	文化財や伝統文化が保存・活用されていると 思う区民の割合	40.2	39.7	42.5	40.1	39.3%	50%	区民アンケート	文化観光課
	76	この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民 の割合	52.1	53.0	57.8	54.5	53.9%	65%	区民アンケート	文化観光課
	77	芸術文化活動団体の施設利用件数	69,413	67,681	59,896	59,680	59,680件 (25年度)	66,000件	業務取得	文化観光課
施策 21	78	街かどアーティストの登録団体数	—	—	—	—	69組	80組	業務取得	文化観光課
	79	魅力的な観光資源があると思う区民の割合	—	—	—	—	71.6%	75%	区民アンケート	文化観光課
	80	江東区内の主要な観光・文化施設への来場 者数	1,824	1,081	1,535	1,442	1,442千人 (25年度)	2,000千人	業務取得	文化観光課
施策 22	81	観光情報ホームページへのアクセス件数	31,703	28,121	29,033	96,472	96,472件 (25年度)	300,000件	業務取得	文化観光課
	82	観光ガイドの案内者数	2,169	3,532	4,914	3,686	3,686人 (25年度)	6,000人	業務取得	文化観光課
	83	地域や他の観光関係団体等と連携して展開し た事業数	—	—	—	—	34件 (25年度)	50件	業務取得	文化観光課
施策 23	84	自分は健康だと思う区民の割合	67.0	66.5	68.9	67.5	69.4%	75%	区民アンケート	保健予防課
	85	運動習慣のある区民の割合	—	—	—	—	49.1%	55%	区民アンケート	健康推進課
	86	ストレス解消法を持たない区民の割合	22.3	22.7	22.5	23.3	20.8%	15%	区民アンケート	保健予防課
施策 24	87	この1年間に健康診断を受けた区民の割合	81.7	80.8	80.1	79.7	80.5%	85%	区民アンケート	健康推進課
	88	8020(ハチマルニイマル)を目指している区民 の割合	—	—	—	—	45.3% (25年度)	80%	業務取得	健康推進課
	89	バランスの良い食生活を実践している区民の 割合	73.4	74.8	73.9	73.9	62.0%	78%	区民アンケート	健康推進課
施策 25	90	手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区 民の割合	69.4	72.1	71.1	69.5	64.9%	80%	区民アンケート	保健予防課
	91	予防接種率(麻疹・風しん1期)	96.8	98.2	97.2	95.8	95.8% (25年度)	98%	業務取得	保健予防課
	92	結核罹患率(人口10万人当たり)	24.3 (21年度)	22.6 (22年度)	23.2 (23年度)	20.5 (24年度)	20.5人 (24年度)	15人	業務取得	保健予防課
施策 26	93	環境衛生営業施設への理化学検査の不適率	4.1	3.3	4.5	4.4	4.4% (25年度)	4%	業務取得	生活衛生課
	94	食品検査における指導基準等不適率	5.2	6.8	3.3	3.3	3.5% (25年度)	3.5%	業務取得	生活衛生課

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

	長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値(26年度)	目標値(31年度)	数値取得方法	指標担当課
施策 24	95 安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合		68.1	67.7	71.8	69.2	70.2%	75%	区民アンケート	健康推進課
	96 乳児(4か月児)健診受診率		92.9	92.6	93.9	93.6	94.2%(25年度)	98%	業務取得	保健予防課
	97 保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合	○	—	—	—	—	46%	60%	区民アンケート	高齢者支援課
施策 25	98 要支援・要介護状態でない高齢者の割合		85.6	85.0	84.5	84.4	84.4%(25年度)	—	業務取得	介護保険課
	99 要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合	○	—	—	—	—	65.5%(25年度)	—	業務取得	介護保険課
	100 入所・居住型の介護施設の定員数	○	—	—	—	—	2,575人(25年度)	2,811人	業務取得	福祉課
施策 26	101 福祉サービス第三者評価受審施設数の割合	○	—	—	—	—	95.8%(25年度)	100%	業務取得	福祉課
	102 生きがいを感じている高齢者の割合		67.3	63.7	66.6	66.0	69.5%	75%	区民アンケート	高齢者支援課
	103 福祉ボランティアの登録者数		6,406	6,646	6,942	6,877	6,877人(25年度)	8,134人	業務取得	福祉課
施策 27	104 地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合		29.0	30.3	29.4	30.1	29.8%	40%	区民アンケート	高齢者支援課
	105 権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合		23.1	22.7	23.4	27.2	28.1%	35%	区民アンケート	高齢者支援課
	106 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数(累計)		169	213	256	304	304人(25年度)	460人	業務取得	障害者支援課
施策 28	107 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者の定着率	○	—	—	—	—	58%(25年度)	60%	業務取得	障害者支援課
	108 生活保護受給者等の就職決定率	○	—	—	—	—	36.1%(25年度)	38%	業務取得	保護第一課
	109 地区計画区域内の建築物等の届出件数	○	—	—	—	—	657件(25年度未)	—	業務取得	都市計画課
施策 28	110 地区計画区域内の建築物等敷地面積の割合	○	—	—	—	—	42.1%(25年度未)	—	業務取得	都市計画課
	111 水辺を活用したまちづくり団体主催のイベントへの参加者数	○	—	—	—	—	1,883名(25年度)	—	業務取得	まちづくり推進課
	112 江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合		47.0	44.3	50.1	50.9	51.0%	60%	区民アンケート	都市計画課
	113 景観届出敷地面積の割合	○	—	—	—	—	68.7%(25年度)	—	業務取得	都市計画課

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

	長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値(26年度)	目標値(31年度)	数値取得方法	指標担当課
施策 29	114 住宅に満足している区民の割合		66.2	64.5	68.4	69.9	69.8%	75%	区民アンケート	住宅課
	115 集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合		—	—	—	—	85.5% (20年度)	90%	業務取得	住宅課
	116 マンション計画修繕調査支援事業を利用するマンション管理組合等の件数	○	—	—	—	—	25件 (25年度)	35件	業務取得	住宅課
施策 30	117 住環境に満足している区民の割合		67.3	64.6	68.7	70.8	70.2%	75%	区民アンケート	住宅課
	118 歩道状空地の整備(延長・面積)		1,749.80m 7,001.17㎡	620.28m 4,713.38㎡	1,823.16m 6,420.69㎡	2,504.10m 5,493.77㎡	2,504.10m 5,493.77㎡ (25年度)	—	業務取得	住宅課
	119 ユニバーサルデザインの理念を理解している区民の割合	○	—	—	—	—	34.1%	60%	区民アンケート	まちづくり推進課
施策 31	120 この1年間で、1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた経験のある区民の割合		65.6	67.4	62.4	62.5	60.0%	40%	区民アンケート	まちづくり推進課
	121 福祉のまちづくり条例適合審査・指導件数		23	34	46	33	33件 (25年度)	40件	業務取得	まちづくり推進課
	122 だれでもトイレの整備率	○	—	—	—	—	49% (25年度)	64%	業務取得	河川公園課
施策 32	123 無電柱化道路延長(区道)		15,830	15,830	16,460	16,948	16,948m (25年度末)	23,210m	業務取得	道路課
	124 都市計画道路の整備率		87.0	87.3	87.3	92.3	92.3% (25年度末)	—	業務取得	都市計画課
	125 交通事故発生件数		1,631	1,506	1,419	1,260	1,260件 (25年)	—	業務取得	交通対策課
施策 33	126 自転車事故発生件数	○	—	—	—	—	473件 (25年)	—	業務取得	交通対策課
	127 駅周辺の放置自転車数		2,672	2,315	1,876	1,874	1,874台 (25年度)	1,510台	業務取得	交通対策課
	128 区内自転車駐車場の駐車可能台数		20,103	20,187	20,379	20,290	20,290台 (25年度末)	22,910台	業務取得	交通対策課
施策 34	129 電車やバスで便利に移動できると思う区民の割合		58.8	55.9	60.8	60.9	59.0%	66%	区民アンケート	交通対策課
	130 民間特定建築物耐震化率(大規模建築物)		—	—	82	—	82% (24年度)	93%	業務取得	建築調整課
	131 民間特定建築物耐震化率(特定緊急輸送道路沿道建築物)	○	—	—	—	—	81.9%	100%	業務取得	建築調整課
	132 細街路拡幅整備延長		11,018.80	11,946.72	12,788.24	13,705.29	13,705.29m (25年度)	19,055m	業務取得	建築調整課

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

	長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値(26年度)	目標値(31年度)	数値取得方法	指標担当課
施策 32	133 不燃領域率70%以下の町丁目数	○	—	—	—	—	16 (23年度)	0	業務取得	地域整備課
	134 浸水被害件数		8	6	0	21	21件 (25年度)	0件	業務取得	河川公園課
施策 33	135 家庭内で防災対策を実施している区民の割合		39.6	57.7	58.1	52.9	52.9%	70%	区民アンケート	防災課
	136 避難場所・避難所を理解している区民の割合		74.6	75.9	78.9	75.4	78.4%	90%	区民アンケート	防災課
施策 34	137 自主防災訓練の参加者数		24,829	32,207	33,213	38,184	38,184人 (25年度)	40,000人	業務取得	防災課
	138 災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合		32.3	27.7	32.7	34.0	44.5%	55%	区民アンケート	防災課
施策 34	139 治安が悪いと思う区民の割合		15.5	18.5	13.2	15.3	13.5%	—	区民アンケート	危機管理課
	140 区内刑法犯認知件数		5,944	5,953	5,725	5,350	5,350件 (25年度)	—	業務取得	危機管理課
計画の実現 ①	141 こうとう安全安心メール登録者数	○	—	—	—	—	13,395人 (25年度)	19,400人	業務取得	危機管理課
	142 江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合		14.0	14.0	13.6	12.6	16.2%	0%	区民アンケート	企画課
計画の実現 ①	143 区の協働事業の数		107	125	135	134	134 (25年度)	—	業務取得	地域振興課
	144 公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合		25.9	23.2	27.3	28.6	28.6% (25年度)	33%	業務取得	企画課
計画の実現 ②	145 1日当たりの区ホームページアクセス件数	○	—	—	—	—	45,334件 (25年度)	54,000件	業務取得	広報広聴課
	146 区が提供する広報媒体で区政情報を取得したことがある区民の割合	○	—	—	—	—	88.2%	100%	区民アンケート	広報広聴課
計画の実現 ②	147 外部評価によって改善に取り組んだ事業数(累計)		23	38	65	84	84 (25年度)	—	業務取得	企画課
	148 指定管理者制度導入施設数		116	116	117	118	120施設	—	業務取得	企画課
計画の実現 ②	149 職員数		2,899	2,847	2,814	2,780	2,755人	—	業務取得	企画課
	150 自主企画調査実施人数	○	—	—	—	—	133人 (25年度)	—	業務取得	企画課

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

	長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値(25年度)	目標値(31年度)	数値取得方法	指標担当課
計画の実現③	151 経常収支比率		83.4	84.4	83.9	81.1	81.1% (25年度)	80.0%	業務取得	財政課
	152 公債費負担比率		2.3	2.3	2.6	2.5	2.5% (25年度)	5.0%	業務取得	財政課
	153 基金残高と起債残高との差し引き額		43,261	41,445	41,004	46,801	46,801百万円 (25年度)	—	業務取得	財政課
	154 特別区民税の収納率(現年分)		97.30	97.35	98.06	98.65	98.65% (25年度)	98.85%	業務取得	納税課
	特別区民税の収納率(滞納繰越分)		23.09	22.37	30.93	39.18	39.18% (25年度)	45.00%	業務取得	納税課
155 特別区民税の収入未済率	○	—	—	—	—	4.31% (25年度)	2.24%	業務取得	納税課	

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

平成29年度決算 施策・サブ施策別 事業費・人件費一覧

基本 施策 の 大 綱	基本 施策	サブ施策 (施策を実現するための取り組み)	事業費	人件費	トータルコスト
		01水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	7,885,070	2,174,118	10,059,188
		01水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成	2,565,135	483,296	3,048,431
		01水辺と緑のネットワークづくり	2,223,268	407,996	2,631,264
		0101連続性のある水辺と緑の形成	2,180,073	385,182	2,565,255
		0102エコロジカルネットワークの形成	0	0	0
		0103みんなで作る水辺と緑と自然	43,195	22,814	66,009
		02身近な緑の育成	341,867	75,300	417,167
		0201公共施設の緑化	6,234	1,755	7,989
		0202歩行者が快適さを感じる道路緑化	313,522	43,781	357,303
		0203区民・事業者・区による緑化推進	22,111	29,764	51,875
		02環境負荷の少ない地域づくり	5,319,935	1,690,822	7,010,757
		03地域からの環境保全	54,997	133,188	188,185
		0301環境意識の向上	38,217	22,630	60,847
		0302計画的な環境保全の推進	1,593	26,323	27,916
		0303公害等環境汚染の防止	15,187	84,235	99,422
		04循環型社会の形成	4,981,649	1,496,697	6,478,346
		0401循環型社会への啓発	10,858	54,402	65,260
		04025R(リデュース・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進	4,970,791	1,442,295	6,413,086
		05低炭素社会への転換	283,289	60,937	344,226
		0501再生可能エネルギー等の利用促進	272,347	20,181	292,528
		0502エネルギー使用の合理化の推進	575	13,162	13,737
		0503パートナーシップの形成	10,367	27,594	37,961
		02未来を担うこどもを育むまち	66,753,508	10,311,469	77,064,977
		03安心してこどもを産み、育てられる環境の充実	36,137,470	6,316,241	42,453,711
		06保育サービスの充実	21,570,291	5,907,730	27,478,021
		0601保育施設の整備	21,432,618	5,875,995	27,308,613
		0602多様な保育サービスの提供	137,673	31,735	169,408
		07子育て家庭への支援	14,567,179	408,511	14,975,690
		0701子育て支援機能の充実	339,069	161,762	500,831
		0702多様なメディアによる子育て情報の発信	5,120	6,142	11,262
		0703子育て家庭への経済的支援	14,222,990	240,607	14,463,597
		04知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり	27,793,760	2,668,449	30,462,209
		08確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	6,462,279	2,305,473	8,767,752
		0801学習内容の充実	3,861,896	2,147,436	6,009,332
		0802思いやりの心の育成	59,663	31,034	90,697
		0803健康・体力の増進	2,417,613	89,894	2,507,507
		0804教員の資質・能力の向上	123,107	37,109	160,216
		09安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進	21,147,787	332,831	21,480,618
		0901個に応じた教育支援の推進	399,020	42,117	441,137
		0902いじめ・不登校対策の充実	74,137	22,745	96,882
		0903教育施設の整備・充実	20,674,630	267,969	20,942,599
		10地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	183,694	30,145	213,839
		1001地域に根ざした教育の推進	20,170	5,265	25,435
		1002開かれた学校(園)づくり	162,832	20,447	183,279
		1003教育関係機関との協力体制の構築	692	4,433	5,125
		05こどもの未来を育む地域社会づくり	2,822,278	1,326,779	4,149,057
		11地域ぐるみの子育て家庭への支援	34,357	55,374	89,731
		1101児童虐待防止対策の推進	30,904	48,516	79,420
		1102地域・家庭における教育力の向上	3,453	6,858	10,311
		12健全で安全な社会環境づくり	2,630,572	1,114,155	3,744,727
		1201こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	2,450,875	1,105,380	3,556,255
		1202こどもの安全を確保する地域環境の創出	179,697	8,775	188,472
		13地域の人材を活用した青少年の健全育成	157,349	157,250	314,599
		1301青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	30,090	32,120	62,210
		1302青少年団体の育成や青少年指導者の養成	127,259	125,130	252,389

基本 施策 の 大 綱	基本 施策	サブ施策 (施策を実現するための取り組み)	事業費	人件費	トータルコスト
03		区民の力で築く元気に輝くまち	7,874,851	1,109,855	8,984,706
	06	健全で活力ある地域産業の育成	649,103	178,507	827,610
		14区内中小企業の育成	489,212	106,566	595,778
		1401経営力・競争力の強化	136,914	51,020	187,934
		1402後継者・技術者の育成	173,057	21,059	194,116
		1403創業への支援	179,241	34,487	213,728
		15環境変化に対応した商店街振興	132,377	37,188	169,565
		1501利用しやすい商店街の拡充	57,057	19,304	76,361
		1502商店街イメージの改革	75,320	17,884	93,204
		16安心できる消費者生活の実現	27,514	34,753	62,267
		1601消費者情報の提供の充実	5,500	16,938	22,438
		1602消費者保護体制の充実	22,014	17,815	39,829
	07	個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり	6,497,616	847,736	7,345,352
		17コミュニティの活性化	407,883	193,018	600,901
		1701コミュニティ活動への参加の促進	100,117	27,201	127,318
		1702コミュニティ活動の情報発信	1,627	35,098	36,725
		1703コミュニティ活動の環境整備	237,752	86,847	324,599
		1704世代、国籍を超えた交流の促進	68,387	43,872	112,259
		18地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	5,965,772	586,968	6,552,740
		1801誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	5,913,479	519,681	6,433,160
		1802継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	52,293	67,287	119,580
		19男女共同参画社会の実現	123,961	67,750	191,711
		1901男女平等意識の向上	2,387	4,387	6,774
		1902性別によらないあらゆる活動への参加拡大	105,176	58,976	164,152
		1903仕事と生活の調和の推進	292	1,755	2,047
		1904異性に対するあらゆる暴力の根絶	16,106	2,632	18,738
	08	地域文化の活用と観光振興	728,132	83,612	811,744
		20文化の彩り豊かな地域づくり	583,230	38,262	621,492
		2001伝統文化の保存と継承	287,472	30,365	317,837
		2002芸術文化活動への支援と啓発	295,758	7,897	303,655
		2003新しい地域文化の創造と参加促進	0	0	0
		21地域資源を活用した観光振興	144,902	45,350	190,252
		2101観光資源の開発と発信	95,808	41,841	137,649
		2102観光客の受け入れ態勢の整備	47,530	2,632	50,162
		2103他団体との連携による観光推進	1,564	877	2,441
04		ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	150,365,350	4,447,251	154,812,601
	09	健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実	5,344,600	1,336,075	6,680,675
		22健康づくりの推進	2,688,244	406,399	3,094,643
		2201健康教育、健康相談等の充実	1,562,785	289,247	1,852,032
		2202疾病の早期発見・早期治療	1,120,077	98,726	1,218,803
		2203食育の推進	5,382	18,426	23,808
		23感染症対策と生活環境衛生の確保	1,766,186	455,343	2,221,529
		2301健康危機管理体制の整備	25,829	19,304	45,133
		2302感染症予防対策の充実	1,643,016	96,890	1,739,906
		2303生活環境衛生の確保	97,341	339,149	436,490
		24保健・医療施策の充実	890,170	474,333	1,364,503
		2401保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	162,166	46,343	208,509
		2402母子保健の充実	728,004	427,990	1,155,994
	10	誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進	145,020,750	3,111,176	148,131,926
		25総合的な福祉の推進	44,543,534	828,761	45,372,295
		2501相談支援体制の充実・手続きの簡素化	771,436	58,789	830,225
		2502在宅支援サービスの拡充	27,736,365	270,756	28,007,121
		2503入所・居住型施設の整備・充実	9,699,448	73,025	9,772,473
		2504質の高い福祉サービスの提供	6,336,285	426,191	6,762,476
		26地域で支える福祉の充実	1,571,629	194,595	1,766,224
		2601高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	1,475,834	171,447	1,647,281
		2602福祉人材の育成	51,422	12,619	64,041
		2603地域ネットワークの整備	44,373	10,529	54,902
		27自立と社会参加の促進	98,905,587	2,087,820	100,993,407
		2701権利擁護の推進	35,944	35,975	71,919
		2702障害者の社会参加の推進	4,390,760	304,693	4,695,453
		2703健康で文化的な生活の保障	94,478,883	1,747,152	96,226,035

施策の大綱	基本 施策	サブ施策 (施策を実現するための取り組み)	事業費	人件費	トータルコスト
05		住みよさを実感できる世界に誇れるまち	6,222,119	1,285,965	7,508,084
	11	快適な暮らしを支えるまちづくり	5,016,271	965,974	5,982,245
		28 計画的なまちづくりの推進	57,900	165,492	223,392
		2801 計画的な土地利用の誘導	16,698	42,117	58,815
		2802 区民とともに行うまちづくり	35,051	79,848	114,899
		2803 魅力ある良好な景観形成	6,151	43,527	49,678
		29 住みよい住宅・住環境の形成	386,006	156,372	542,378
		2901 多様なニーズに対応した住まいづくり	335,657	61,076	396,733
		2902 良質な既存住宅への支援・誘導	7,384	20,181	27,565
		2903 良好な住環境の推進	42,965	75,115	118,080
		30 ユニバーサルデザインのまちづくり	73,440	32,466	105,906
		3001 ユニバーサルデザインに対する意識の啓発	6,314	13,162	19,476
		3002 誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援	67,126	19,304	86,430
		31 便利で快適な道路・交通網の整備	4,498,925	611,644	5,110,569
		3101 安全で環境に配慮した道路の整備	3,062,102	417,865	3,479,967
		3102 通行の安全性と快適性の確保	423,583	176,554	600,137
		3103 公共交通網の充実	1,013,240	17,225	1,030,465
	12	安全で安心なまちの実現	1,205,848	319,991	1,525,839
		32 災害に強い都市の形成	570,769	164,683	735,452
		3201 耐震・不燃化の推進	388,451	93,009	481,460
		3202 水害対策の推進	170,789	51,493	222,282
		3203 災害時における救援態勢の整備	11,529	20,181	31,710
		33 地域防災力の強化	551,134	142,146	693,280
		3301 防災意識の醸成	24,388	16,671	41,059
		3302 災害時における地域救助・救護体制の整備	130,420	100,029	230,449
		3303 災害時の避難所等における環境整備	396,326	25,446	421,772
		34 事故や犯罪のないまちづくり	83,945	13,162	97,107
		3401 防犯意識の醸成	0	0	0
		3402 地域防犯力の強化と防犯環境の整備	83,945	13,162	97,107
06		計画の実現に向けて	30,437,340	4,801,794	35,239,134
		41 区民の参画・協働と開かれた区政の実現	337,272	155,151	492,423
		4101 区民参画と協働できる環境の充実	0	3,510	3,510
		4102 積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	337,272	151,641	488,913
		42 スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	7,077,636	3,411,666	10,489,302
		4201 施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	7,042,559	3,373,058	10,415,617
		4202 状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立	0	0	0
		4203 政策形成能力を備えた職員の育成	35,077	38,608	73,685
		43 自律的な区政基盤の確立	23,022,432	1,234,977	24,257,409
		4301 自律的な区政基盤の強化	1,028,125	350,298	1,378,423
		4302 安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	21,994,307	884,679	22,878,986
総合計			269,538,238	24,130,452	293,668,690

(設置)

第1条 江東区長期計画における施策の行政評価の実施に当たり、区民の視点に立った評価を行うため、江東区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、江東区長期計画の分野別計画に定める施策の行政評価に関する事項その他委員長が必要と認める事項について所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区民 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮り小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員会から付託された事項について、調査研究する。
- 3 小委員会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。
- 4 小委員会の委員長は、委員が互選する。
- 5 小委員会は、小委員会の委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

